

# みとよ すくすく子育て サポートプランⅡ



令和2年3月

三豊市



## ごあいさつ

三豊市では、平成27年に「みとよ すくすく子育てサポートプラン」を策定し、本計画の基本理念である『三豊で育ち、三豊が育て、三豊を育てる 子育て・子育ちのまち』を実現するべく、市民の皆様と関係機関・団体との連携のもと、子どもが笑顔で健やかに成長できるまちづくりを推進してまいりました。

この間、待機児童問題をはじめ、子育てをめぐる家庭や地域の状況は年々変化しており、そのスピードも増しております。三豊市の将来を担う子どもたちが健やかにのびのびと育ち、また、子育て家庭が安心して暮らすことができ、子どもの利益が最優先される社会の実現への取組みを推進していく必要性を強く感じております。

こうした中、本計画の改定時期を迎えたことから、市民の皆様のご意見をいただきながら、子ども・子育て会議での議論を重ね、基本理念を継承した「みとよ すくすく子育てサポートプランⅡ」を新たに策定いたしました。三豊市全体で子どもや子育て家庭を支援し、地域ぐるみで子育てを支援する環境を整え、安心して子どもを産み、すくすくと育てることができるまちづくりを目指してまいります。

引き続き、関係機関・団体のご協力、ご支援を賜りながら、市民の皆さまと一緒に子どもたちの輝ける未来のために、子どもや子育て世帯に寄り添った施策を展開してまいりますので、より一層のご支援とご協力を願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました皆さま、常日頃から子どもと子育て支援に携わっていただいている皆さまに心から厚くお礼申し上げます。

令和2年3月



三豊市長 山下昭史



# 目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 住民の意見の反映と情報公開	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	4
1. 近年の人口の推移と割合	4
2. 人口構造	5
3. 出生の状況	6
4. 自然動態と社会動態	7
5. 婚姻の状況	8
6. 女性の就業状況	9
7. 子どものいる世帯の状況	10
8. 人口の推計	12
9. 子どもの人口推計	13
第3章 教育・保育事業、子育て支援サービス等の状況	15
1. 教育・保育事業の状況	15
2. 子育て支援サービスの状況	17
3. 小・中学校の状況	19
4. 放課後児童健全育成事業の状況	20
5. 相談事業の状況	21
6. 経済的支援の状況	22
第4章 ニーズ調査結果について	23
1. 調査概要	23
2. 結果概要	24
3. 第2期計画をめぐる様々な視点	44
第5章 基本理念と施策体系	47
1. 計画の基本理念	47
2. 計画の基本的視点	48
3. 計画の基本目標	49
4. 施策体系	50
第6章 施策の展開	51
基本目標 1. 子どもが健やかに育つ環境づくり	51

基本目標 2. 様々な状況にある子どもへのきめ細やかな取組の推進.....	58
基本目標 3. 安心して産み、育てるを見守る体制づくり.....	65
基本目標 4. 仕事と生活の調和 .....	69
基本目標 5. 地域における子育て支援の充実.....	71
基本目標 6. 安心・安全な子育てを支える地域づくり.....	74
第 7 章 量の見込みと確保方策 .....	76
1. 教育・保育提供区域の設定 .....	76
2. 就学前児童への教育・保育事業 .....	77
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	87
第 8 章 計画の推進体制 .....	96
1. 子ども・子育て会議の開催 .....	96
2. 庁内体制の整備 .....	96
3. 地域における取り組みや活動の連携.....	96
4. P D C A サイクルによる検証 .....	96
資 料 .....	97
1. 三豊市子ども・子育て会議条例 .....	97
2. 三豊市子ども・子育て会議 委員名簿.....	99
3. 計画策定の経緯 .....	100
4. 子どもの人口推計（区域別） .....	101

# 第1章 計画策定に当たって

## 1. 計画策定の趣旨

我が国では、生まれてくる子どもの数が年々減少するとともに、団塊の世代が75歳以上となる2025年が間近に迫っており、少子高齢化が一層顕著となっているとともに、核家族化やひとり親世帯の増加等、家族構成の変化により子育てに不安を抱える世帯が増えてきています。また、増加の一途を辿る児童虐待の問題や貧困の連鎖に関する問題等、子ども・子育てを取り巻く環境が変化していく状況にあって、行政の果たすべき役割や子育て支援に関するサービスも強化が必要となっています。

平成24年8月に待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援等にかかる新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を柱とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、この関連3法に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されました。

三豊市では、この新制度に基づいて「みとよ すぐすく子育てサポートプラン」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、教育・保育事業の量を定めるとともに、「三豊で育ち、三豊が育て、三豊を育てる 子育て・子育ちのまち」を基本理念として、3つの視点と6つの基本目標を掲げて、乳幼児から小学生を中心とした子育て支援体制の整備と子育て家庭への様々な施策を展開してきました。

第1期計画期間中、国においては、平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」による幼児教育・保育の無償化の実施、平成30年度から開始された「子育て安心プラン」による待機児童解消に向けた取組、令和元年度から開始された「新・放課後子ども総合プラン」による放課後児童クラブの量的拡充、多様な働き方を選択できる社会の実現をめざす働き方改革の推進等、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に応じて次々と対策を講じてきました。

第1期計画は平成27年度から令和元年度までの5か年計画であったため、三豊市においても引き続き児童福祉施策、教育施策等、各施策の総合的・計画的な推進を図るとともに、国の動きや子育て家庭の変化に対応できるよう、第1期計画の理念を引き継いだ「みとよ すぐすく子育てサポートプランⅡ」（以下、「第2期計画」という。）を策定しました。

第2期計画の策定により、教育・保育事業の量と質及び子育て支援事業の充実と、子育てを楽しみ、子どもがのびのびと健やかに育つまちに向けて、更なる取組を進めます。

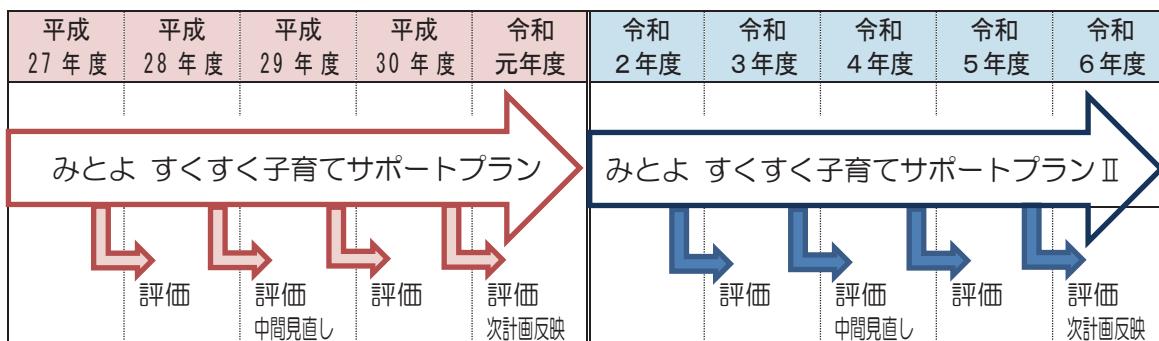
## 2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「子ども・子育て支援事業計画」として位置づけ、総合計画等の上位計画や関連計画と整合性のとれた内容とします。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「次世代育成支援行動計画」、母子保健法（昭和48年法律第141号）及び健やか親子21（第2次）をふまえた「母子保健計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条に基づく「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画」（以下、「自立促進計画」という。）、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条に基づく子ども・若者計画の内容も併せ持つ計画として策定します。

## 3. 計画の期間

第2期計画は、令和2（2020）年度を初年度とする令和6（2024）年度までの5か年とします。なお、今後の国及び市を取り巻く社会状況の変化に対応するために、計画期間中であっても子ども・子育て会議等での審議を経て、必要な見直しを行っていくこととします。

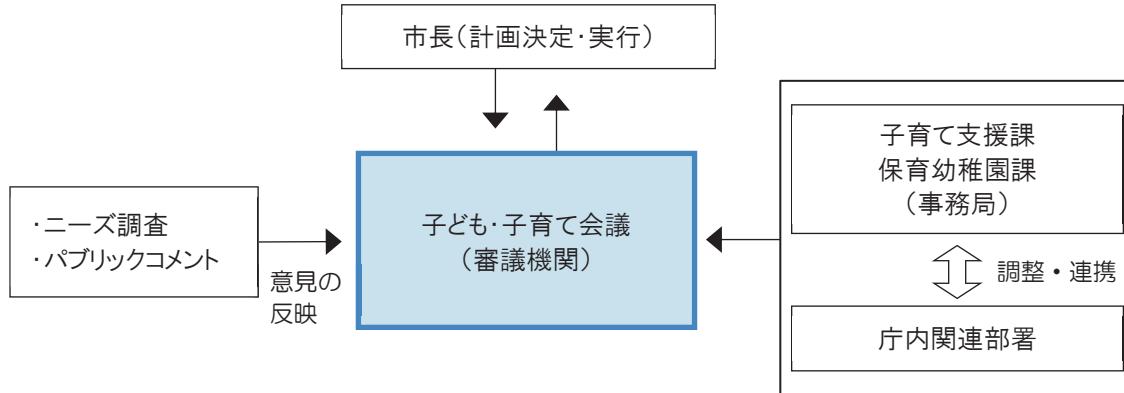


## 4. 住民の意見の反映と情報公開

本計画は市民の意見の反映と策定過程の情報公開のため、次の点を踏まえて策定しました。

### (1) 「子ども・子育て会議」の開催

子ども・子育て会議とは、関係機関や各種団体の代表等で構成されており、関係者が子ども・子育て支援に関する施策やプロセス等に直接かかわることができる仕組みです。このたびの計画策定に当たり、子ども・子育て会議において、第2期計画策定に関する協議・検討を行いました。



### (2) 「ニーズ調査」の実施

第2期計画の策定に必要な基礎資料を得るため、就学前児童及び小学生児童を扶養している世帯を対象として子育て支援に関するニーズ調査（調査名：「子育てしやすい環境づくりを進めるためのアンケート」）を実施しました。調査結果は、第2期計画の策定及び今後の子育て支援施策等を立案するための基礎資料として利用しました。

### (3) パブリックコメントの実施

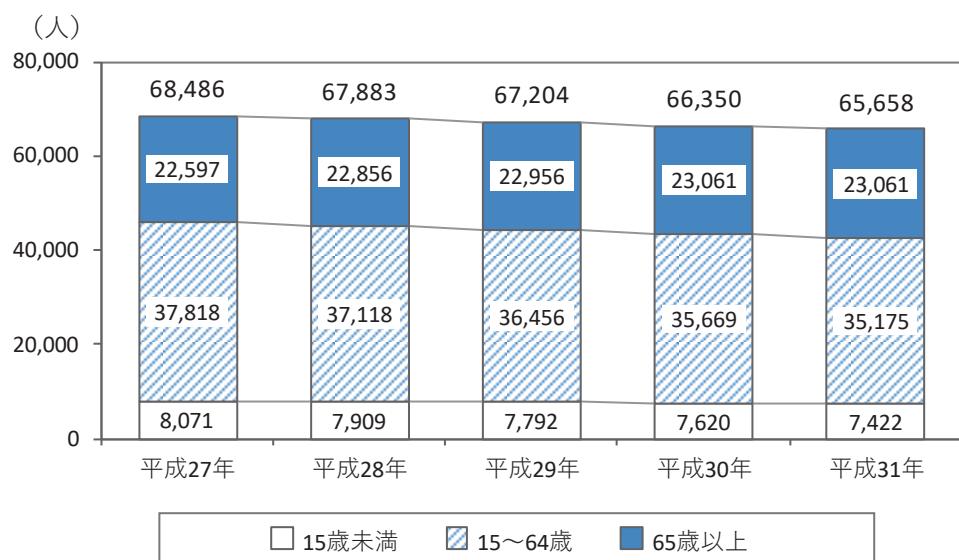
計画案をホームページ等で公表するパブリックコメント（住民からの意見の公募）を実施し、広く情報公開するとともに、お寄せいただいた市民の意見や要望を計画へ反映するように努めました。

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

### 1. 近年の人口の推移と割合

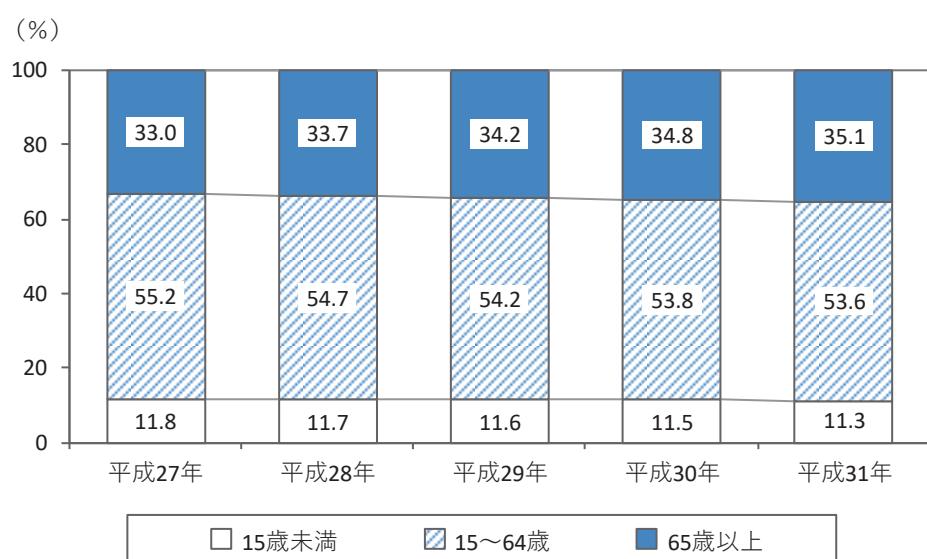
年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少と老人人口（65歳以上）の増加により、少子高齢化が年々進んでいます。

#### ◆人口の推移◆



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

#### ◆人口の割合◆

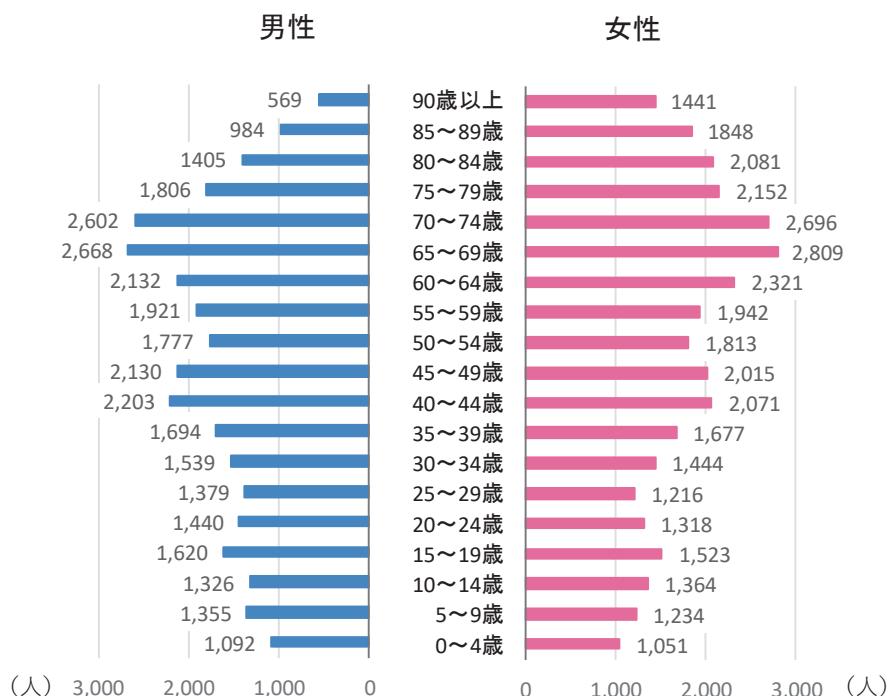


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

## 2. 人口構造

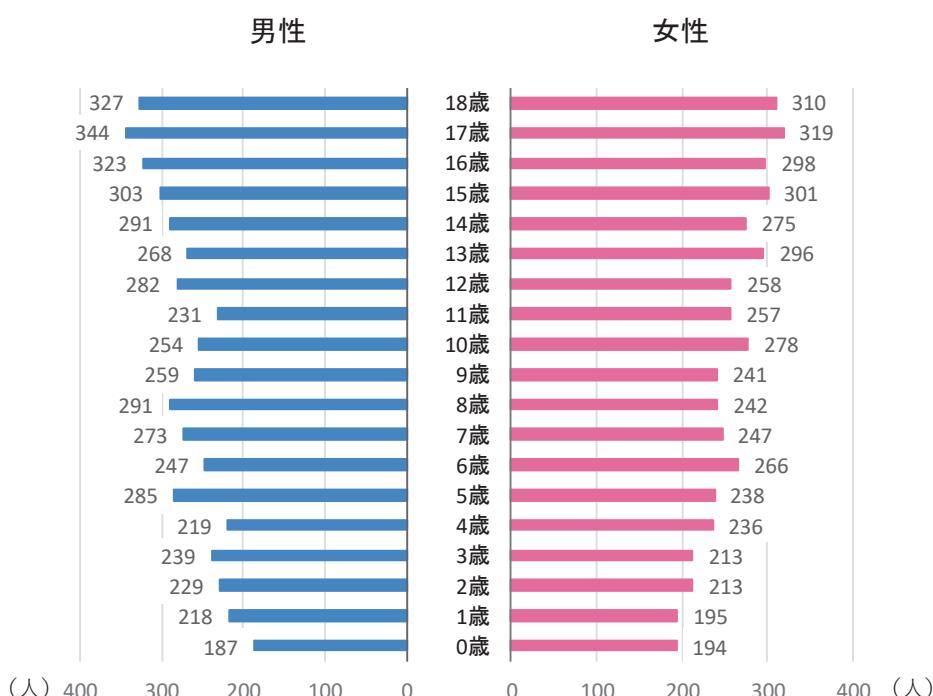
全体では、団塊の世代である65～74歳の人口が多く、20代～30代前半の若者と15歳未満の子どもの人口が少なくなっています。また、18歳以下の1歳階級でみると、年齢が低くなるにつれて減少の傾向となっています。

### ◆人口ピラミッド（5歳階級別）◆



資料：住民基本台帳（平成31年4月1日時点）

### ◆人口ピラミッド（18歳以下の1歳階級別）◆

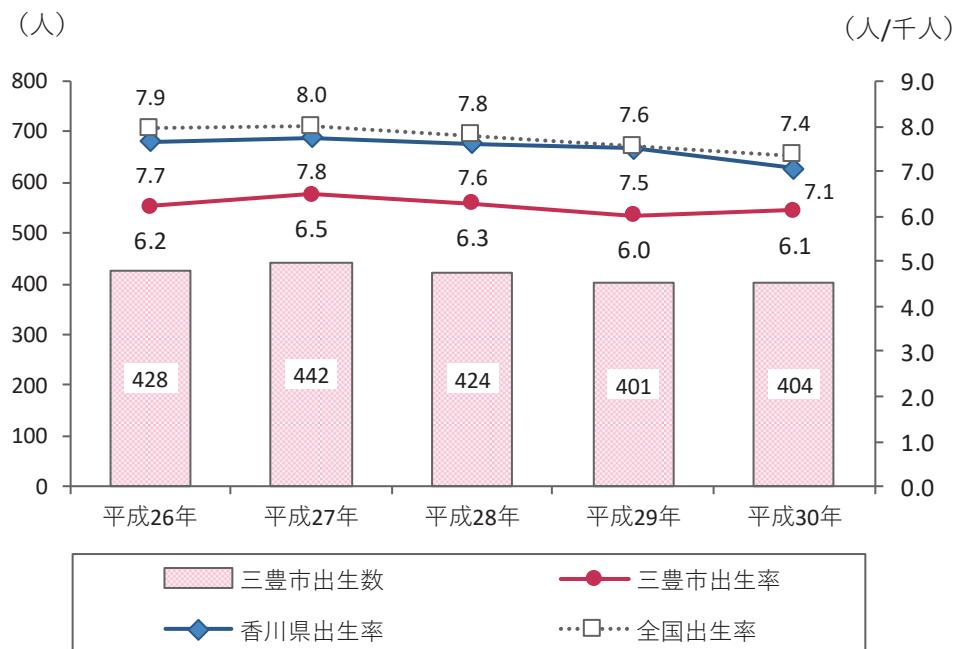


資料：住民基本台帳（平成31年4月1日時点）

### 3. 出生の状況

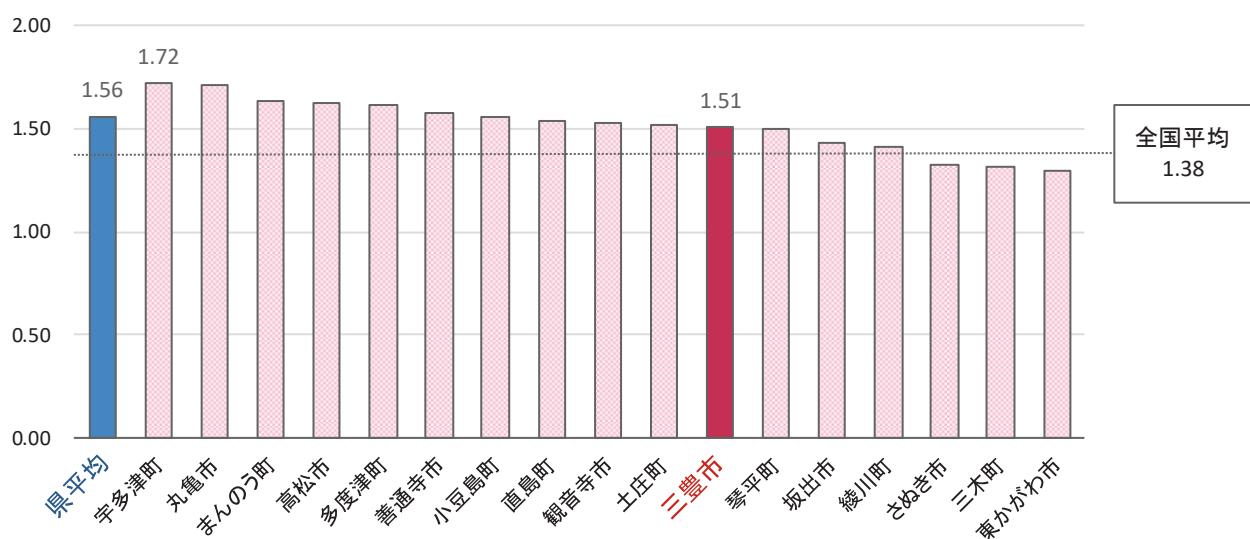
出生数・出生率ともに、近年は横ばいですが、全国及び県と比べて低い値で推移しています。また、合計特殊出生率は県内市町で比較すると、全国平均より高いものの県平均より低い位置にあります。

◆出生数と出生率◆



資料：住民基本台帳

◆合計特殊出生率（県内市町比較）◆

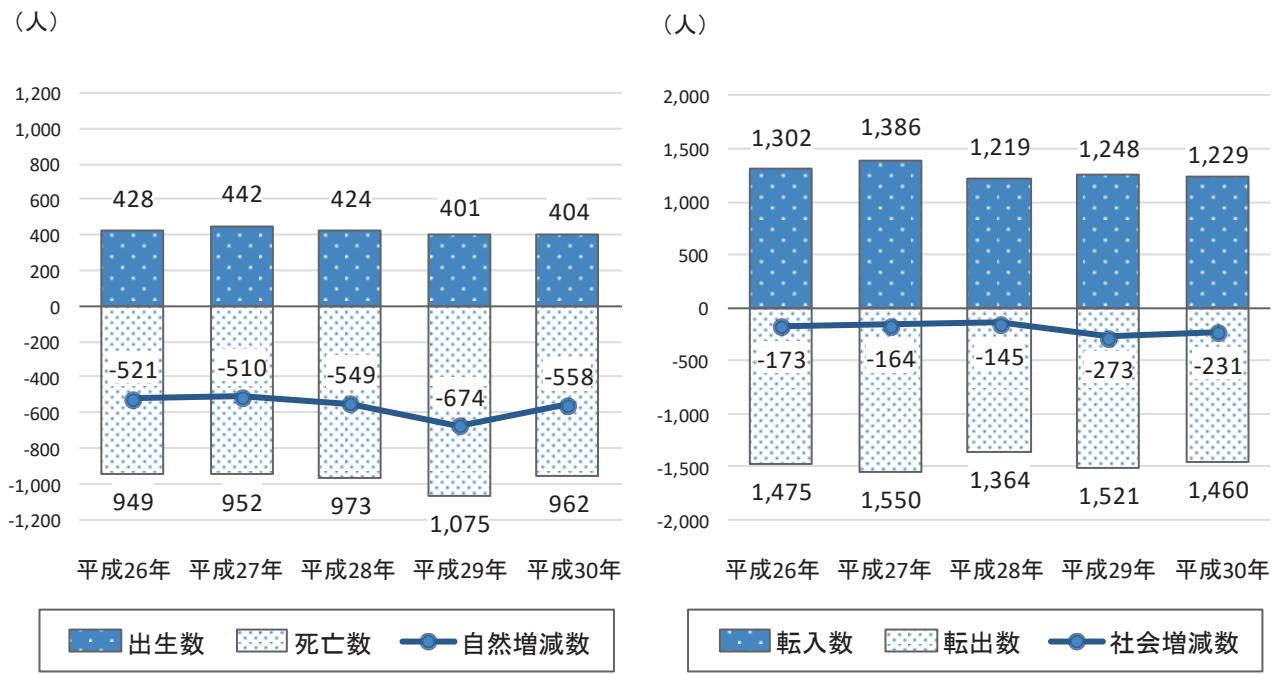


資料：人口動態統計特殊報告（H20～H24 の値）

## 4. 自然動態と社会動態

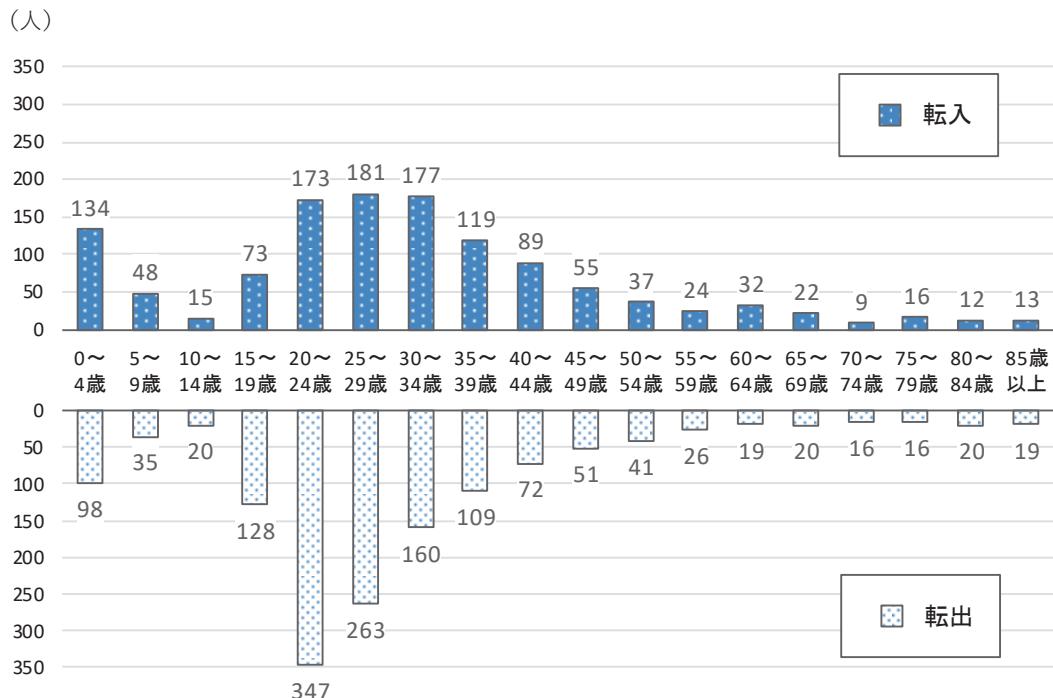
自然動態・社会動態ともに減少で推移しています。また、5歳階級別の転入と転出をみると、0～9歳は転入が多く、15～29歳の転出が多くなっています。

### ◆自然動態と社会動態◆



資料：住民基本台帳

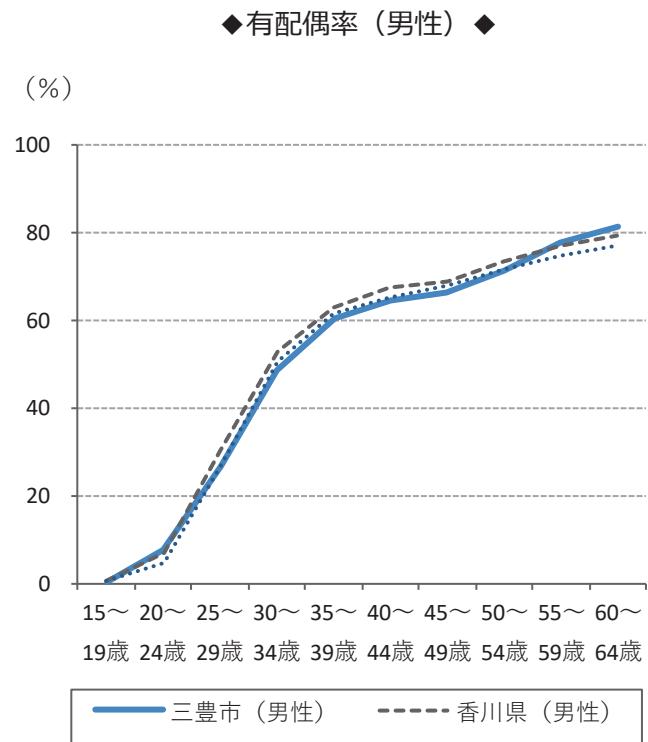
### ◆転入と転出の比較（5歳階級別）◆



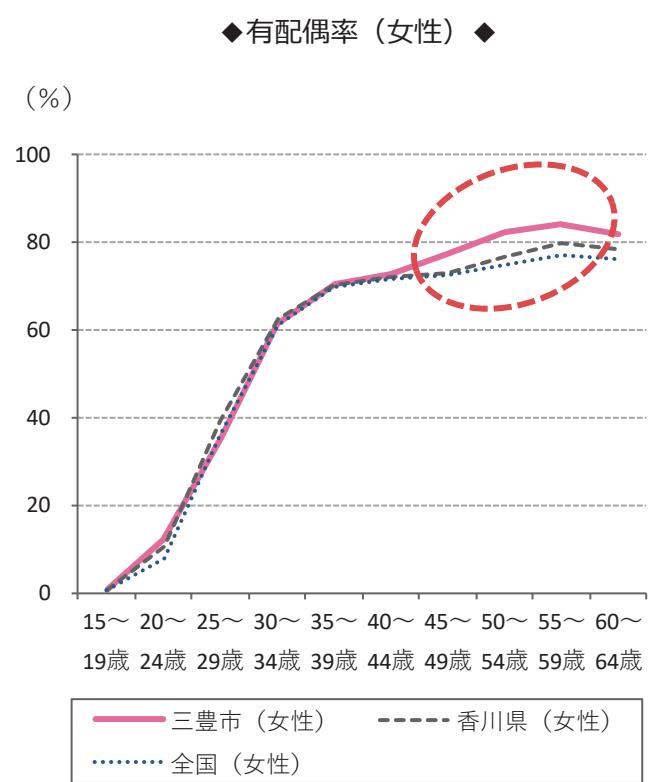
資料：住民基本台帳人口移動報告（平成30年）

## 5. 婚姻の状況

婚姻の状況を示す有配偶率について、全国及び県と比べて、男性については、ほぼ同様となっています。女性については、45歳以上で高くなっています。



資料：国勢調査（平成 27 年）

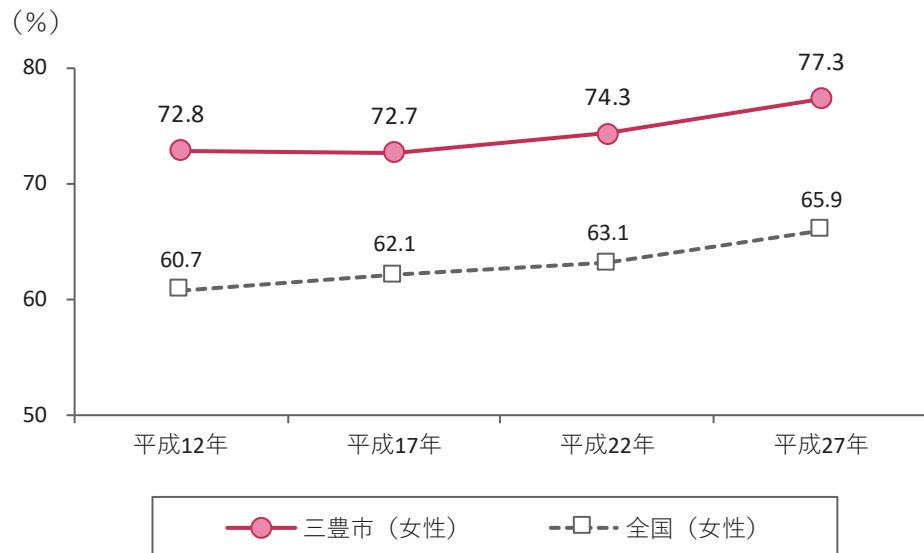


資料：国勢調査（平成 27 年）

## 6. 女性の就業状況

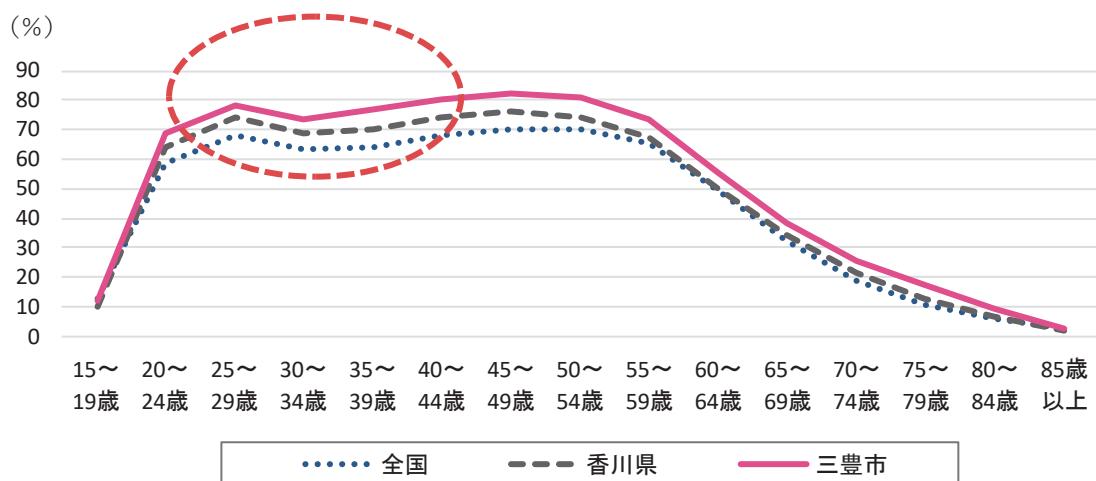
女性の子育て世代（25～44歳）の就業率をみると、全国平均より高く推移しています。また、年齢別に女性の就業率をみると、25～44歳では、出産や育児に伴う離職等により就業率が下がる、いわゆる「M字カーブ」が若干見えることから、仕事をしながら子育てしやすい環境づくりに一層取り組んでいく必要があります。

◆就業率（女性：25～44歳）◆



資料：国勢調査

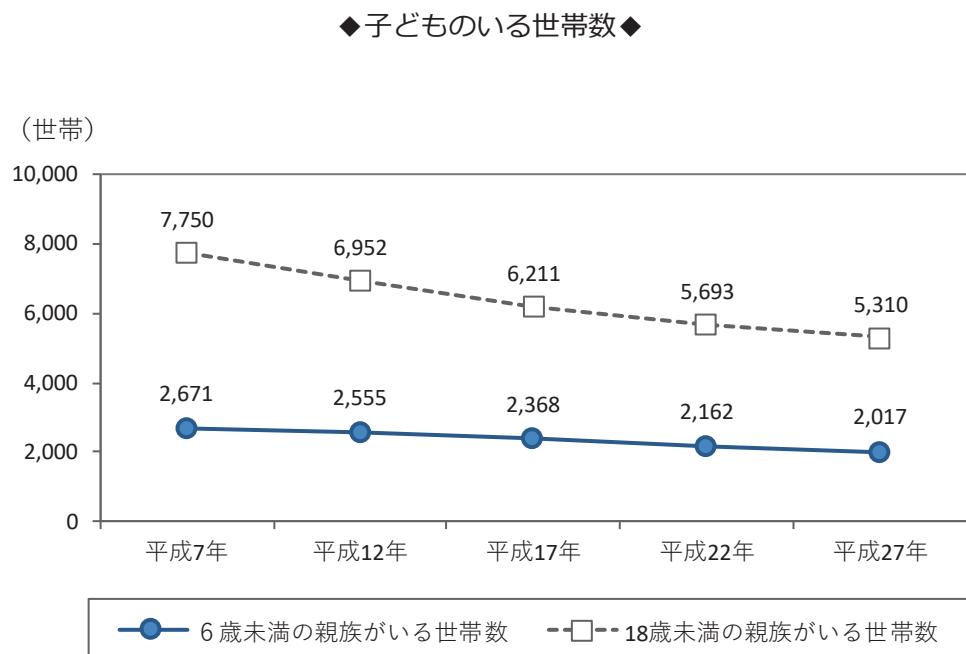
◆女性の就業率（5歳階級別）◆



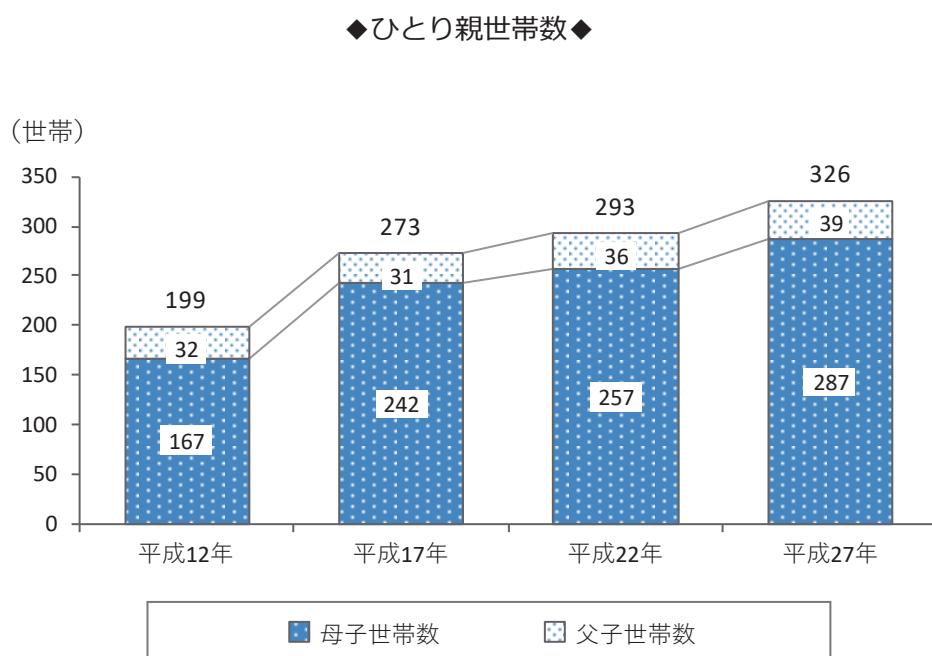
資料：国勢調査（平成27年）

## 7. 子どものいる世帯の状況

子どものいる世帯数は減少傾向にあるものの、ひとり親世帯数は増加傾向にあります。



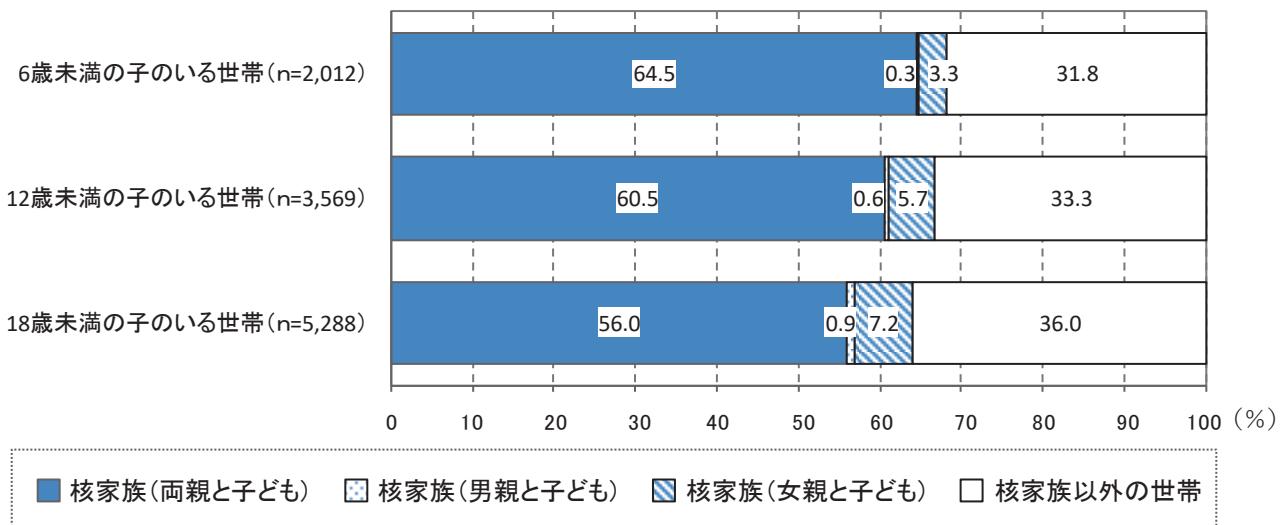
資料：国勢調査



資料：国勢調査

また、子どものいる世帯の家族形態をみると、およそ7割が核家族となっており、6歳未満の子のいる世帯では3.6%、18歳未満の子のいる世帯では8.1%の割合でひとり親世帯となっています。

◆子どものいる世帯の家族形態◆

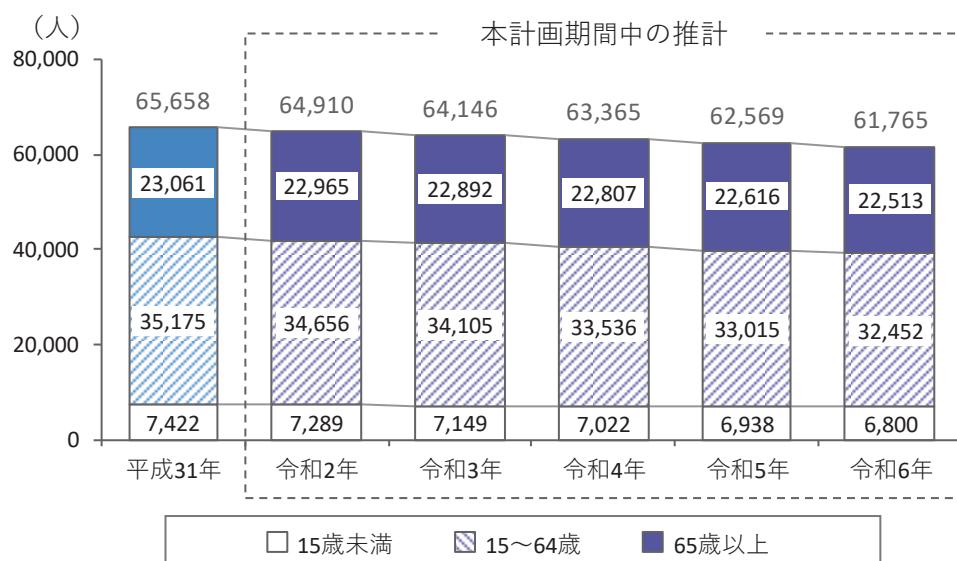


資料：国勢調査（平成27年）

## 8. 人口の推計

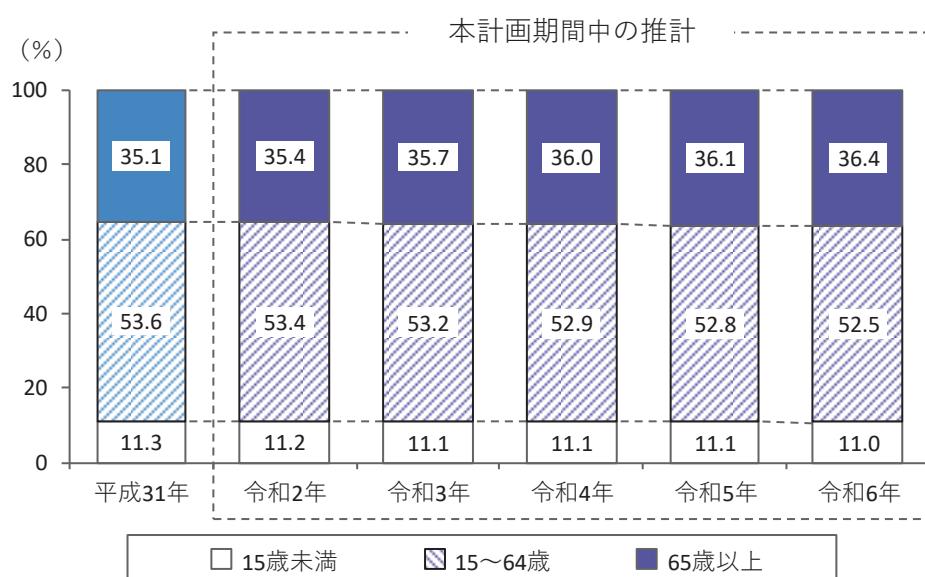
第2期計画期間中の人口推計をみると、全体の人口減少が進行するとともに、年齢三区分別人口の割合から少子高齢化も進行することが予想されます。

### ◆ 人口の推移（推計） ◆



資料：住民基本台帳（平成 27～31 年の各年 4 月 1 日時点）をもとに推計（コーホート変化率）

### ◆ 人口の割合（推計） ◆



資料：住民基本台帳（平成 27～31 年の各年 4 月 1 日時点）をもとに推計（コーホート変化率）

## 9. 子どもの人口推計

第2期計画期間中の子どもの人口推計をみると、市全体及び各区域ともに、出生数の減少に伴い子どもの人口も年々減少していくことが予想されます。

### ◆子どもの人口推計（市全体）◆

△	実績	本計画期間中の推計						増減率(%)
		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0歳	381	388	381	372	362	352	▲ 7.6	
1歳	413	394	402	394	385	375	▲ 9.2	
2歳	442	424	404	412	404	395	▲ 10.6	
3歳	452	451	432	413	420	412	▲ 8.8	
4歳	455	457	456	437	417	425	▲ 6.6	
5歳	523	459	461	460	441	421	▲ 19.5	
就学前児童 計	2,666	2,573	2,536	2,488	2,429	2,380	▲ 10.7	
6歳	513	532	466	468	467	448	▲ 12.7	
7歳	520	511	530	464	466	465	▲ 10.6	
8歳	533	521	512	531	465	467	▲ 12.4	
9歳	500	532	520	511	530	464	▲ 7.2	
10歳	532	497	529	517	508	527	▲ 0.9	
11歳	488	533	498	530	518	509	4.3	
小学生児童 計	3,086	3,126	3,055	3,021	2,954	2,880	▲ 6.7	
12歳	540	485	530	495	527	515	▲ 4.6	
13歳	564	542	487	532	497	529	▲ 6.2	
14歳	566	563	541	486	531	496	▲ 12.4	
中学生 計	1,670	1,590	1,558	1,513	1,555	1,540	▲ 7.8	
15歳	604	566	563	541	486	531	▲ 12.1	
16歳	621	641	601	596	574	515	▲ 17.1	
17歳	663	614	634	595	590	568	▲ 14.3	
高校生 計	1,888	1,821	1,798	1,732	1,650	1,614	▲ 14.5	
合計	9,310	9,110	8,947	8,754	8,588	8,414	▲ 9.6	

資料：住民基本台帳（平成27～31年の各年4月1日時点）をもとに推計（コート変化率）

増減率：平成31年と令和6年の人口を比較している。

## ◆三豊市をめぐる現状◆

### 人口の推移や人口構造による視点

本市では近年、高齢者（65歳以上）は増加する一方で、65歳未満の人口減少が進んでおり、結果として少子高齢化が進んでいます。人口構造をみると20歳代～30歳代前半と15歳未満の子どもの人口が少なくなっているため、子育て世代が子どもを生み育てやすい環境整備に引き続き取り組むことにより、出生数の向上を図っていく必要があります。

### 自然動態・社会動態による視点

近年、出生数の減少と高齢化による死亡数の増加から自然動態（出生数と死亡数の差）は減少で推移しており、社会動態（転入数と転出数の差）も減少で推移しています。転入と転出のバランスは20歳代で転出超過が見られることから、三豊市に生まれ育った若者が三豊市に留まって暮らせる住環境の整備が求められます。

### 婚姻や女性の就労状況による視点

婚姻の状態を示す有配偶率について子育て世代（25～44歳）でみると、国や県と比べて、男性・女性ともにほぼ同様となっています。

子育て世代の女性の就業率は全国と比べて高く推移している上に、近年は上昇傾向にあるため子育て家庭における共働き世帯の増加がさらに見込まれることから、少子化傾向にあっても保育ニーズの高まりを受け止められる施設整備や体制づくりが必要です。

### 家族構成による視点

子どものいる世帯の家族形態をみると、核家族の割合は7割弱となっており、ひとり親家庭を含めて、子育て家庭の核家族化を認識した様々な支援を行っていく必要があります。

### 人口推計による視点

少子化の流れは変わることはない見込みであり、平成31年実績と本計画期間終了の令和6年を比較すると、就学前児童で10.7%、小学生児童で6.7%の減少が見込まれています。

子どもの人口減少の主な原因は出生数の低下であることから、子どもを生み育てやすい環境づくりに市全体で取り組んでいくことが求められます。

## 第3章 教育・保育事業、子育て支援サービス等の状況

### 1. 教育・保育事業の状況

三豊市内には、幼稚園は18か所（公立18か所）、保育所は11か所（公立10か所、私立1か所）、地域型保育事業は3か所あります。また、令和2年度には、4幼稚園の統合や認定こども園2か所（公立1、私立1）、地域型保育事業2か所（私立2）の開設等、子育て家庭のニーズに合わせた適切な施設整備に努めます。

#### ■ 幼稚園の利用者数（各年度5月1日時点）

(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
幼稚園	3歳	261	251	233	218	218
	4歳	424	399	372	330	292
	5歳	427	438	418	393	349
	計	1,112	1,088	1,023	941	859

#### ■ 保育施設の利用者数（各年度4月1日時点）

(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
認可保育所	0歳	42	63	64	69	51
	1歳	245	233	238	246	254
	2歳	298	313	293	286	301
	3歳	228	227	264	232	231
	4歳	92	103	124	177	156
	5歳	64	82	93	108	167
	計	969	1,021	1,076	1,118	1,160

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
地域型 保育事業	0 歳	0	0	2	9	8
	1 歳	0	0	5	17	11
	2 歳	0	0	1	19	19
	計	0	0	8	45	38

## 2. 子育て支援サービスの状況

### ■ 地域子ども・子育て支援事業

事業名		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績値)	
利用者支援事業	基本型・特定型	か所	0	1	1	1	1	
	母子保健型	か所	0	0	0	0	1	
地域子育て支援拠点事業		延利用者数	38,906	37,031	38,438	38,422	31,048	
つどいの広場			11,761	20,207	21,441	22,291	21,448	
地域子育て支援センター			27,145	16,824	16,997	16,131	9,600	
妊婦健康診査		健診回数	3,602	4,989	4,769	4,402	4,032	
乳幼児家庭全戸訪問事業		人	329	416	403	384	356	
養育支援訪問事業		人	1	1	3	3	1	
子育て短期支援事業	ショートステイ	延利用者数	0	0	0	6	8	
	トワイライトステイ	延利用者数	12	3	0	0	1	
ファミリー・サポート・センター事業 (就学児対象)		延利用件数	929	947	682	1,018	650	
ファミリー・サポート・センター事業の会員状況	おねがい会員	人	574	623	661	689	711	
	まかせて会員	人	225	239	263	274	270	
	両方会員	人	35	38	41	41	43	
一時預かり事業 (幼稚園における在園児対象)		延利用者数	78,333	82,891	77,843	72,561	69,932	
一時預かり事業 (「幼稚園における在園児対象」以外)		延利用者数	3,130	3,426	3,825	3,475	3,806	
病児・病後児保育事業		延利用者数	82	138	86	58	90	
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)		人	1,072	1,080	1,092	1,142	1,225	
児童館運営事業		延利用者数	36,492	38,253	29,242	30,474	30,500	

## ■ 市独自の子育て支援サービス

### ●子育てホームヘルプ事業

出産予定2か月前から産後6か月までの市内に居住している妊産婦の家庭で、扈間家事や育児の援助をしてくれる人がいない場合に、ホームヘルパーを派遣する事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者登録（依頼）（人）	57（17）	53（21）	63（12）	44（15）
ヘルパー登録（派遣）（人）	59（14）	59（19）	64（13）	60（11）
活動件数（件）	149	316	103	104

### ●子育て応援サービス券支給事業

子育て支援サービスの利用における負担軽減のため、0～3歳児を対象に子育て応援サービス券を発行し、ファミリー・サポート・センター事業、子育てホームヘルプ事業及び一時預かり事業の利用料を助成しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
発行件数（件）	309	326	347	495
利用人数（人）	295	296	300	321
利用枚数（枚）	10,480	10,101	9,907	7,993
ファミリー・サポート・センター事業	1,217	789	524	386
子育てホームヘルプ事業	273	399	181	150
一時預かり事業	8,990	8,913	9,202	7,457

### 3. 小・中学校の状況

#### ■ 小学校児童数の推移（各年度5月1日時点）

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1年	519	508	534	520	510
2年	488	522	504	534	516
3年	539	488	526	503	532
4年	569	537	487	526	504
5年	561	572	533	482	525
6年	598	560	575	535	481
計	3,274	3,187	3,159	3,100	3,068

#### ■ 中学校生徒数の推移（各年度5月1日時点）

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1年	514	539	494	506	450
2年	544	515	541	496	501
3年	546	543	514	539	494
計	1,604	1,597	1,549	1,541	1,445

## 4. 放課後児童健全育成事業の状況

### ■ 放課後児童クラブの状況（各年度5月1日時点）

保護者が仕事で昼間に自宅にいない等、放課後、子どもだけで過ごす状況の小学生を預かり、生活の場や適切な遊びの場を提供するサービスです。

三豊市では、市内20クラブ（公営10クラブ、民営10クラブ）で実施しており、利用人数も増加傾向にあります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
設置数（か所）	20	20	20	20	20
利用児童数（人）	1,072	1,080	1,092	1,142	1,225
1年生（人）	263	264	267	281	282
2年生（人）	246	248	251	262	284
3年生（人）	211	212	215	224	242
4年生（人）	203	205	207	216	233
5年生（人）	107	108	109	114	125
6年生（人）	42	43	43	45	59

## 5. 相談事業の状況

### ■ 児童相談・虐待の状況

児童虐待相談件数は年々増加の一途をたどっており、継続した支援が必要なケースが増えています。

三豊市では、児童虐待から子どもを守るため、関係機関との一層の連携、協力を図り、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。また、全国児童相談所共通ダイヤル189（いちはやく）や三豊市児童相談専用ダイヤルの周知等、相談・支援につながる取組を行います。

(単位：件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童相談対応件数	117	144	129	167
うち児童虐待相談	46	37	46	65
身体的虐待	11	12	14	12
心理的虐待	6	2	8	23
性的虐待	2	2	0	0
ネグレクト	27	21	24	30

## 6. 経済的支援の状況

### ■ 各種助成及び手当の状況（平成 30 年度）

事業名	事業内容	平成 30 年度 (平成 31 年 3 月末現在)
児童手当	家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成を図るために、中学校修了前の児童を養育している人に手当を支給しています。	受給者数 7,249 人 支給総額 956,580 千円
児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の福祉の増進を図ることを目的とし、児童扶養手当法に基づき手当を支給しています。	受給者数 478 人 支給総額 235,612 千円
特別児童扶養手当	精神または身体に障がいのある児童を監護している者に対して、障がいのある児童の福祉の増進を図るために、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき手当を支給しています。	受給者数 85 人
障害児福祉手当	重度の身体、知的または精神障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳未満の児童に手当を支給しています。	受給者数 32 人
ひとり親家庭等 医療費助成	ひとり親家庭等の健康の保持及び増進、生活の安定に寄与し、福祉の向上を図るために、医療費の自己負担分を支給しています。※所得制限あり	受給者数 1,594 人 支給総額 57,141 千円
母子家庭・父子家庭 自立支援給付金	ひとり親家庭の就労支援や生活の安定のため、資格取得のための養成訓練の受講期間中の高等職業訓練給付金の支給と、職業能力の開発・向上に資する教育訓練講座の受講にあたり、自立支援教育訓練給付金を支給しています。	受給者数 7 人
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の生活の安定と、その児童の福祉の増進を図るために、各種資金の貸付を無利子または低利子で行っています。 ◆貸付金の種類 修学資金、修業資金、生活資金、技能習得資金、就学支度資金、就職支度資金等	申請者数 3 人
子ども医療費助成事業	子どもの疾病的早期発見及び治療を促進し、子どもの保健の向上及び福祉の増進を図るために、0 歳～中学 3 年生までの入院・通院の医療費の自己負担分を助成します。	受給者数 7,321 人 助成総額 225,954 千円

## 第4章 ニーズ調査結果について

第2期計画（令和2～6年度）を策定するに当たり、子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望等を把握するため、ニーズ調査を実施いたしました。

なお、ニーズ調査の実施に際し、国が示す必須の調査項目の他に本市独自の調査項目を加えて、子育て家庭の意向をより把握できるように工夫しました。

### ●ニーズ調査を実施する趣旨

子ども・子育て支援法において、各市町村の人口構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の利用状況や利用希望等を踏まえて計画を作成する必要があると定められています。

そこで、計画の作成に当たり、現在の利用状況や今後の利用意向を把握するため、ニーズ調査を実施し、そこで得られたデータから教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが義務づけられています。

### 1. 調査概要

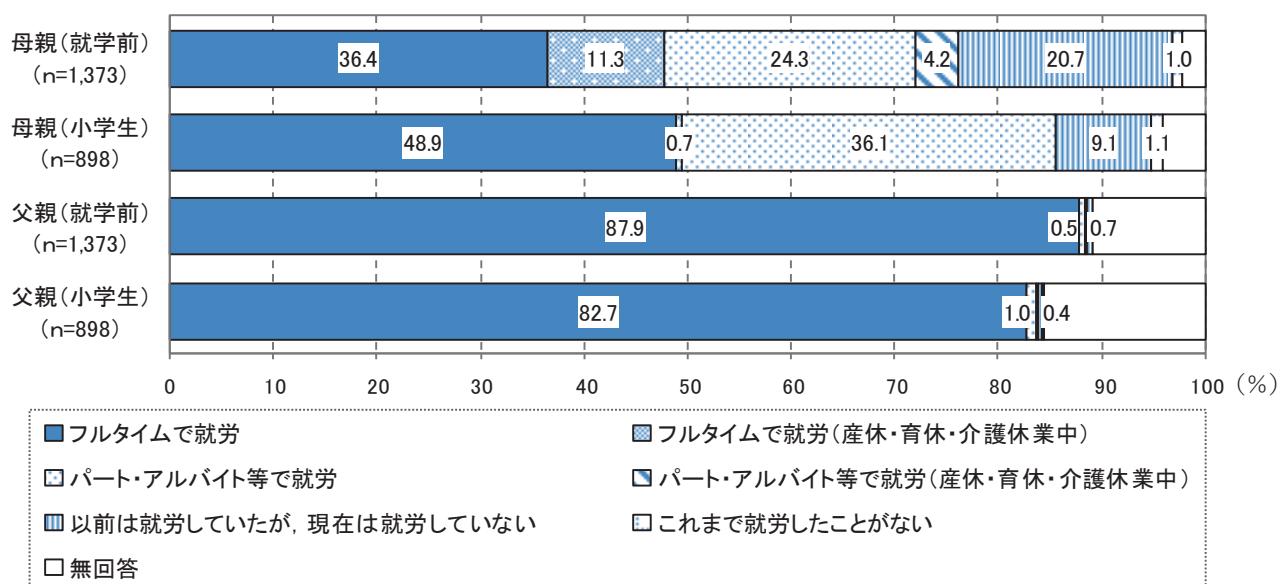
調査対象	就学前児童がいる世帯	小学生がいる世帯
配布数	2,143	1,504
有効回収数	1,373	898
回収率	64.1%	59.7%
配布方法	郵送による配布・回収	
調査期間	平成31年1月17日～1月31日（2月7日）	

## 2. 結果概要

### (1) 母親・父親の現在の就労状況（就学前・小学生）

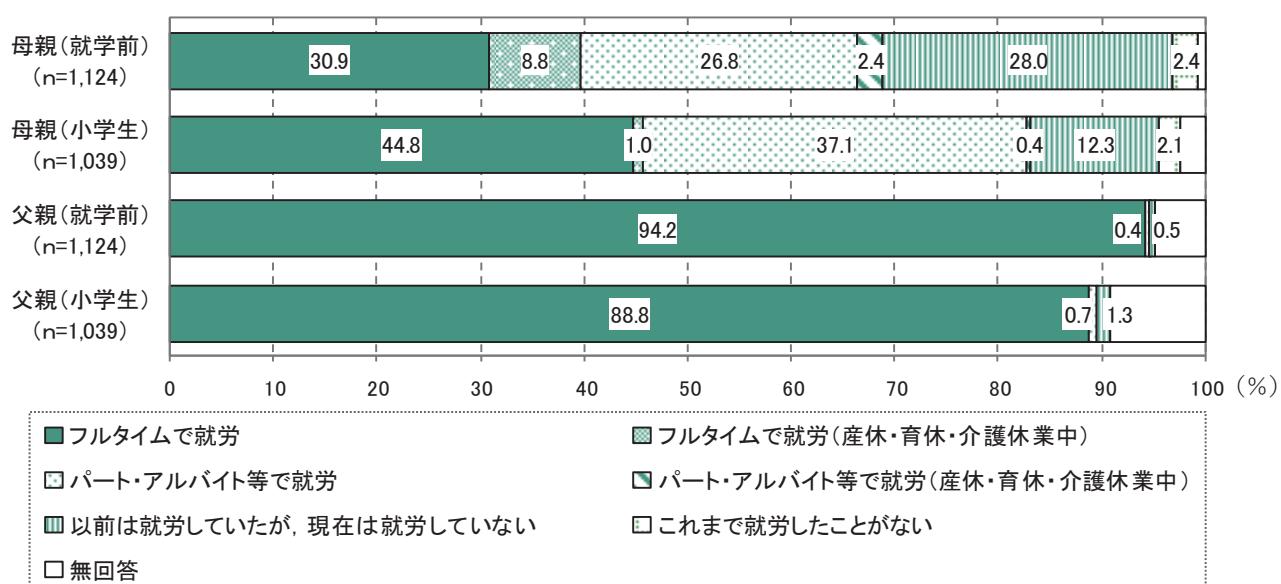
就学前児童がいる母親では“就労している”（フルタイムまたはパート・アルバイトの合計）が76.2%、小学生がいる母親では85.7%となっています。父親では就学前児童のいる世帯・小学生のいる世帯に関係なく、無回答を除くほとんどが「フルタイムで就労」となっています。

《母親・父親の現在の就労状況》



### ◆参考（前回調査）

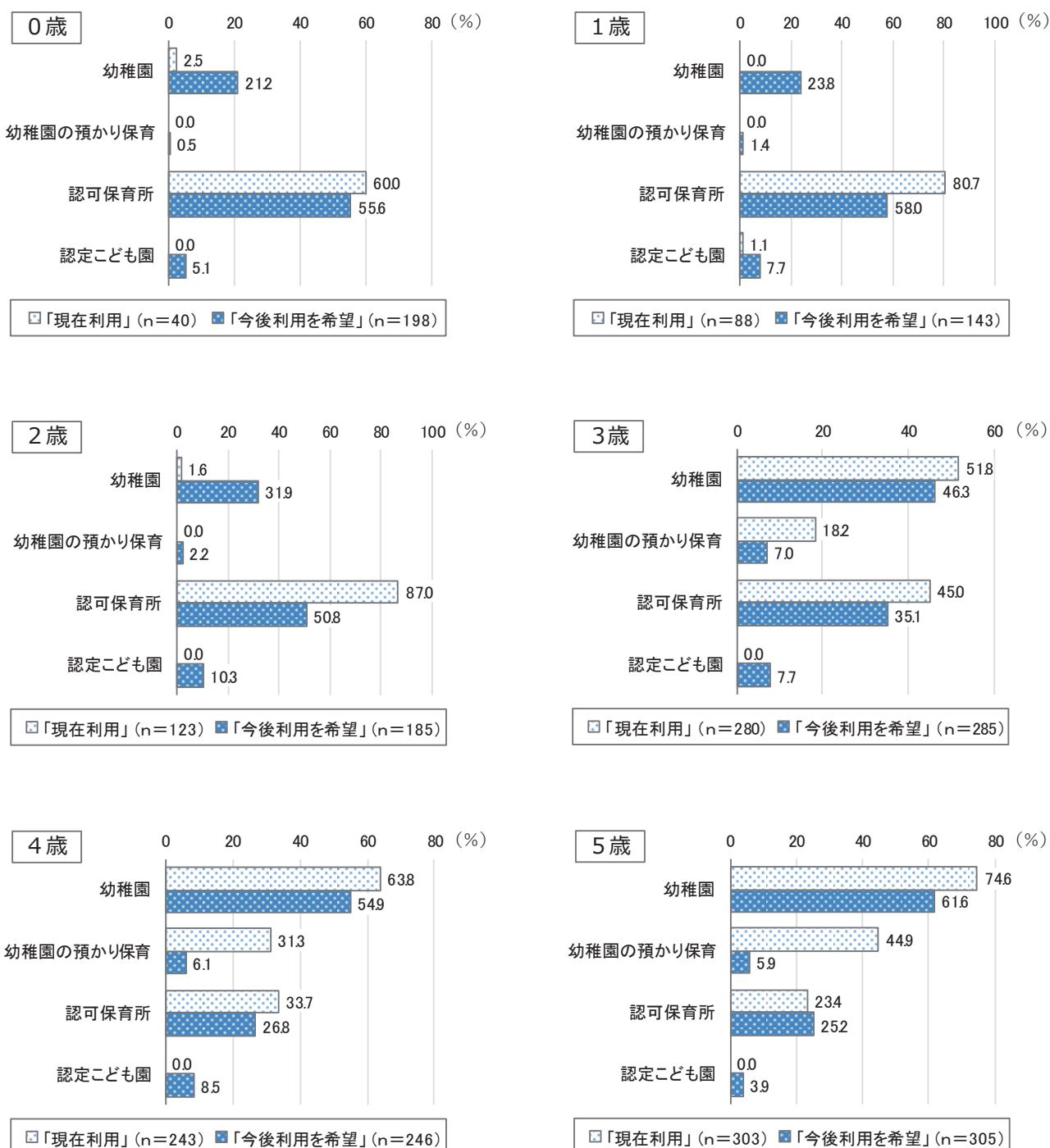
《母親・父親の現在の就労状況》



## (2) 平日の「定期的な教育・保育事業」の現在の利用と今後の利用意向（就学前）

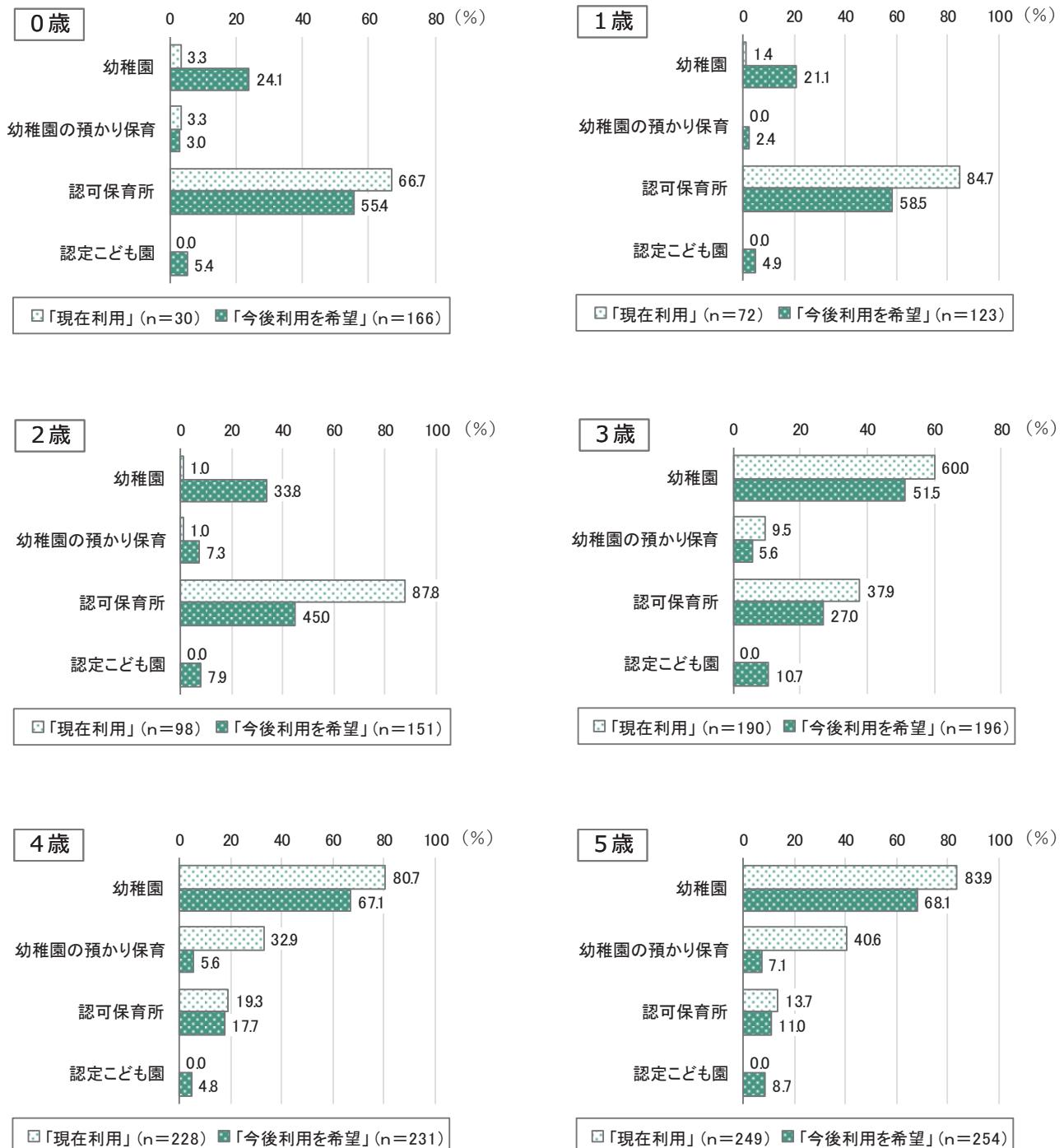
現在の利用で見ると、0～2歳では「認可保育所」の割合が高く、3～5歳では「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「認可保育所」の割合が高くなっています。また、今後の利用意向で見ると、0～2歳では「認可保育所」の他に「幼稚園」や「認定こども園」の割合も見られ、3～5歳では「幼稚園」、「認可保育所」の割合が高くなっています。

《平日の「定期的な教育・保育事業」の現在の利用と今後の利用意向【複数回答可】》



◆参考（前回調査）

《平日の「定期的な教育・保育事業」の現在の利用と今後の利用意向【複数回答可】》

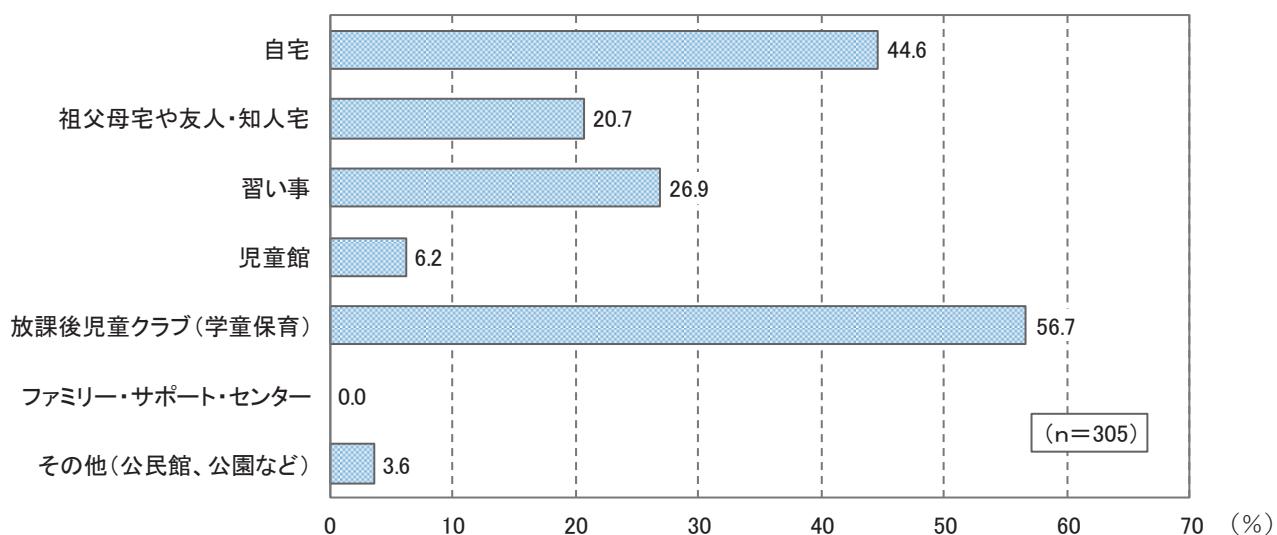


## (3) 小学校就学後の放課後の過ごし方（就学前）

調査時点で5歳児を持つ保護者に対し、小学校低学年のうちはどこで過ごさせたいかを尋ねたところ、「放課後児童クラブ（学童保育）」が56.7%と最も高く、次いで、「自宅」(44.6%)、「習い事」(26.9%)の順となっています。

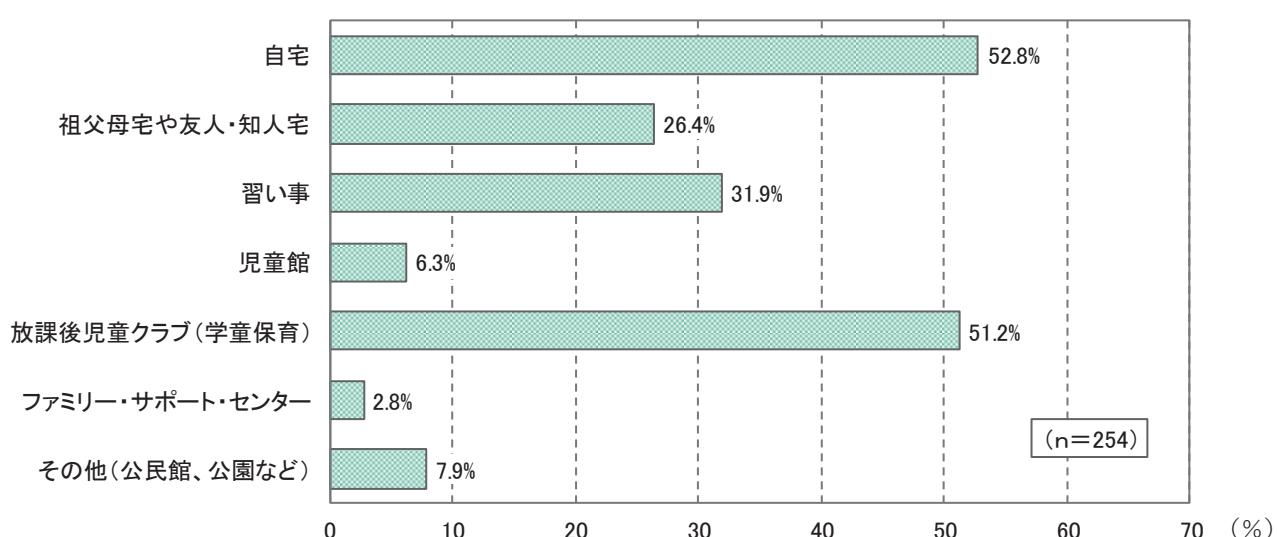
前回と比較すると、放課後児童クラブ（学童保育）の割合が高くなっています。

《小学校低学年のうちはどこで過ごさせたいか【複数回答可】》



◆参考（前回調査）

《小学校低学年のうちはどこで過ごさせたいか【複数回答可】》

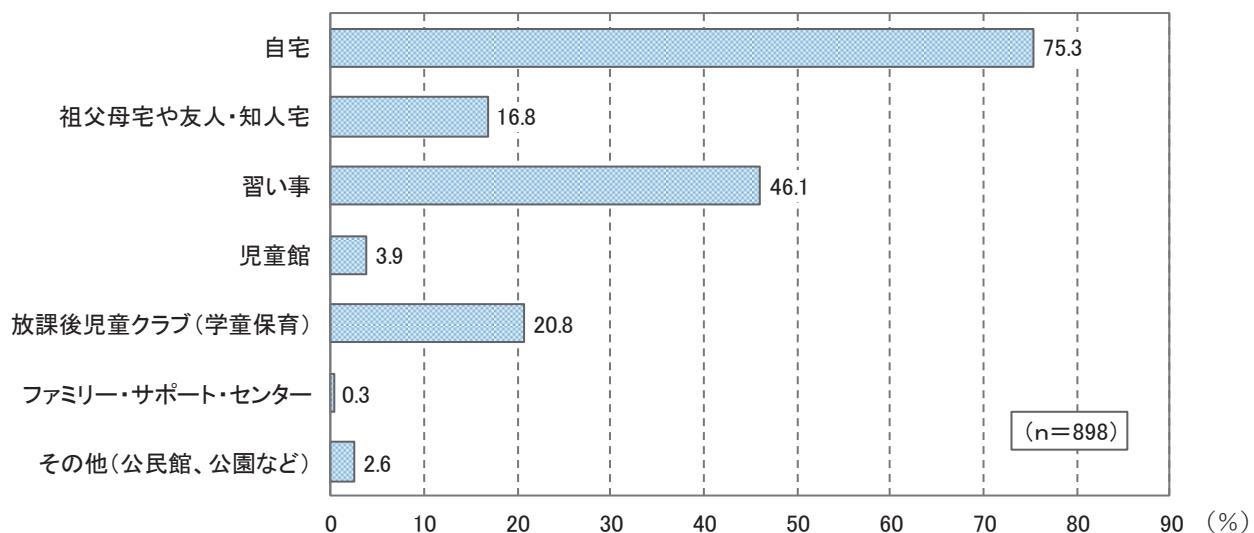


#### (4) 現在の放課後の過ごし方（小学生）

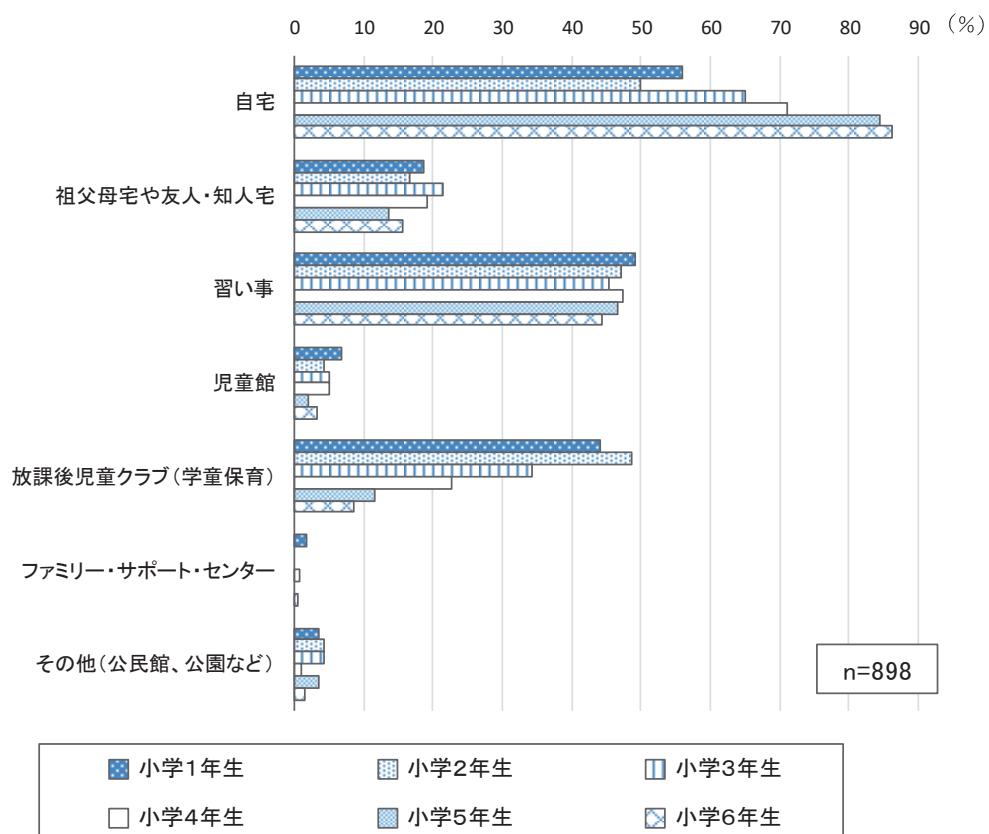
小学生のお子さんが放課後どの場所で過ごしているかを尋ねたところ、「自宅」が 75.3%と最も高く、次いで、「習い事」(46.1%)、「放課後児童クラブ（学童保育）」(20.8%) の順となっています。

学年別でみると、放課後児童クラブ（学童保育）については低学年ほど利用している方の割合が高くなっています。

《現在、放課後をどの場所で過ごしているか【複数回答可】》

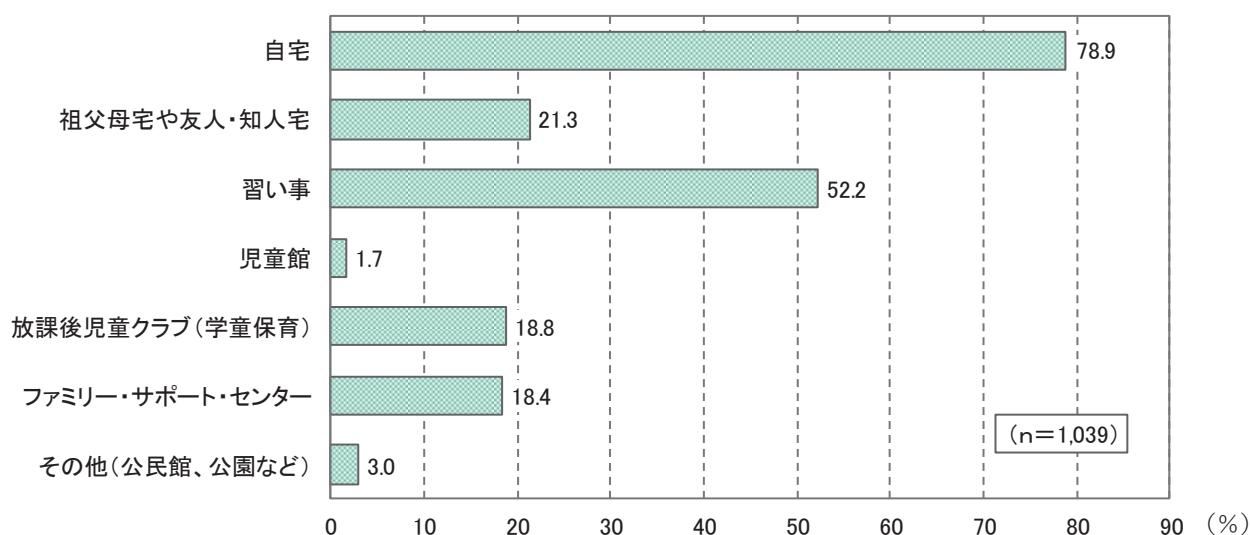


《現在、放課後をどの場所で過ごしているか／学年別【複数回答可】》

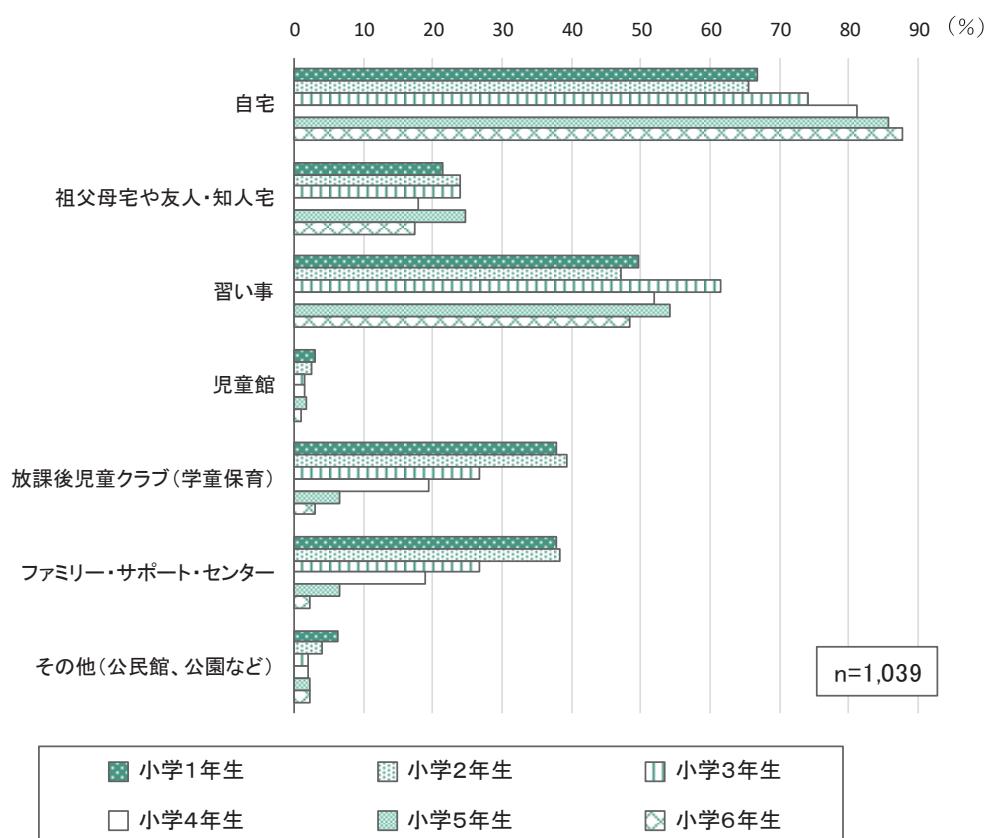


## ◆参考（前回調査）

## 《現在、放課後をどの場所で過ごしているか【複数回答可】》



## 《現在、放課後をどの場所で過ごしているか／学年別【複数回答可】》

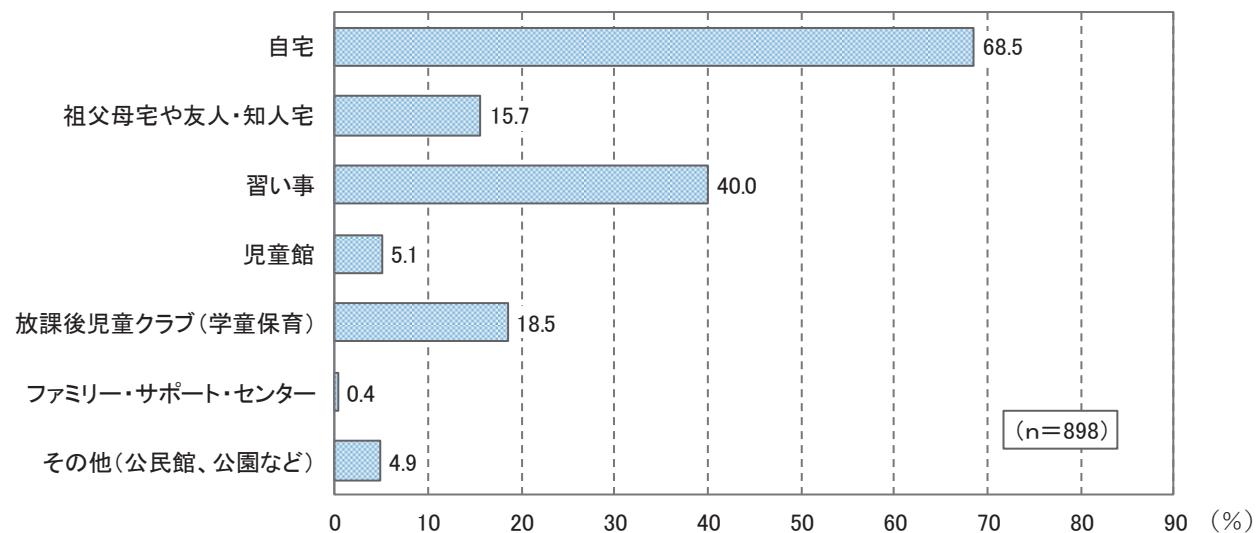


## (5) 今後の放課後の過ごし方（小学生）

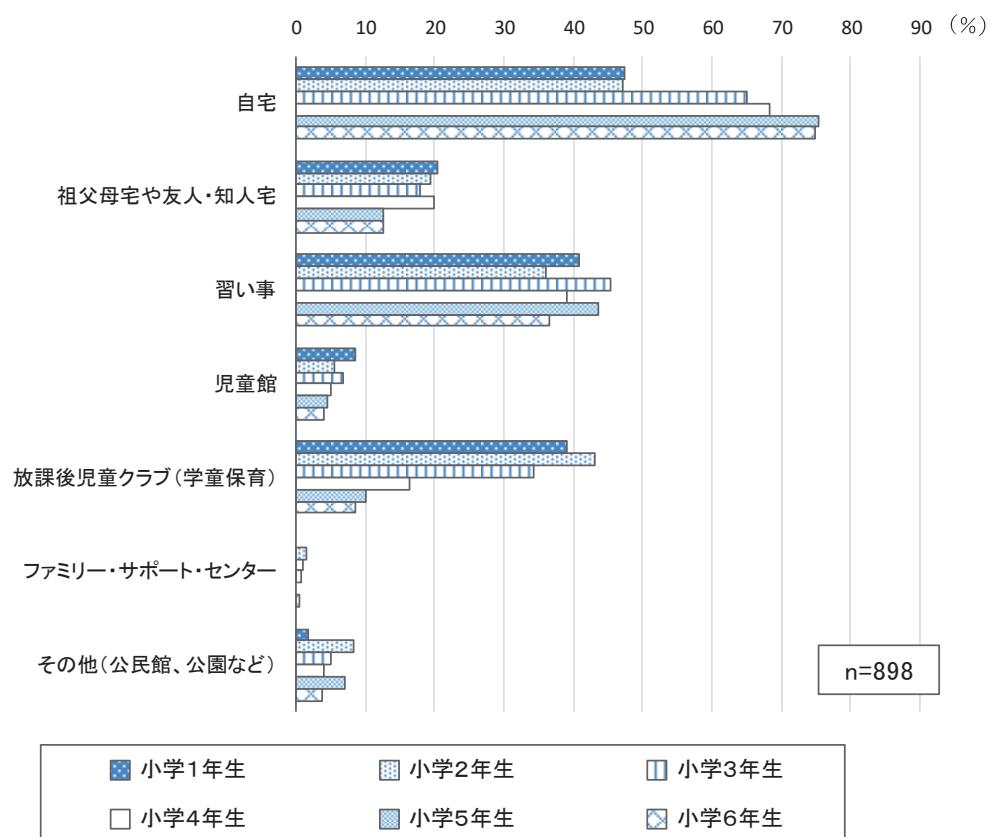
今後、放課後をどの場所で過ごさせたいかを尋ねたところ、「自宅」が 68.5%と最も高く、次いで、「習い事」(40.0%)、「放課後児童クラブ（学童保育）」(18.5%) の順となっています。

学年別でみると、放課後児童クラブ（学童保育）については低学年ほど利用希望の割合が高くなっています。

《今後、放課後をどの場所で過ごさせたいか【複数回答可】》

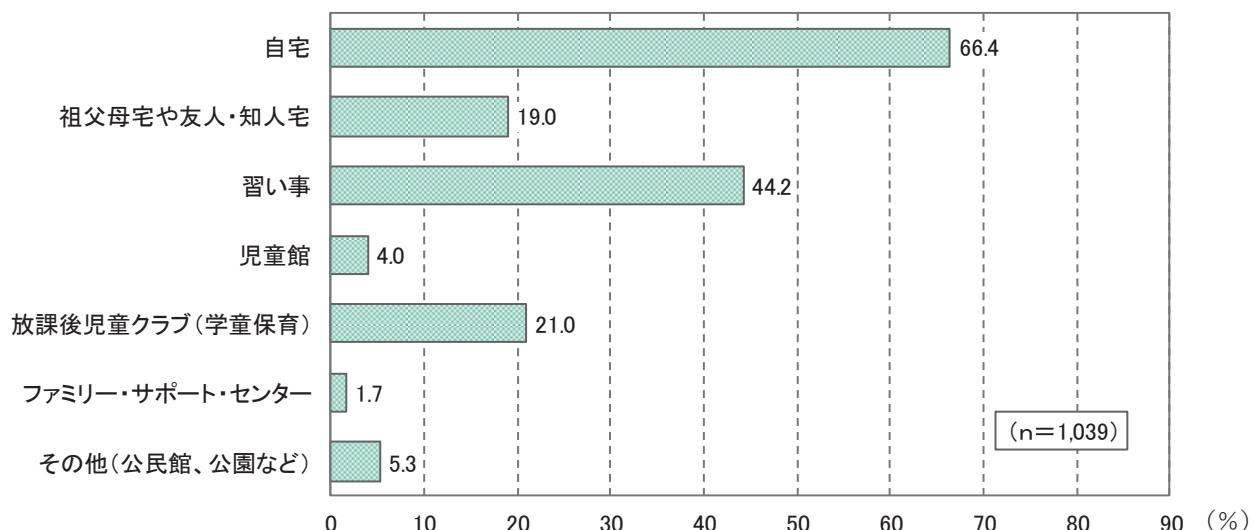


《今後、放課後をどの場所で過ごさせたいか／学年別【複数回答可】》

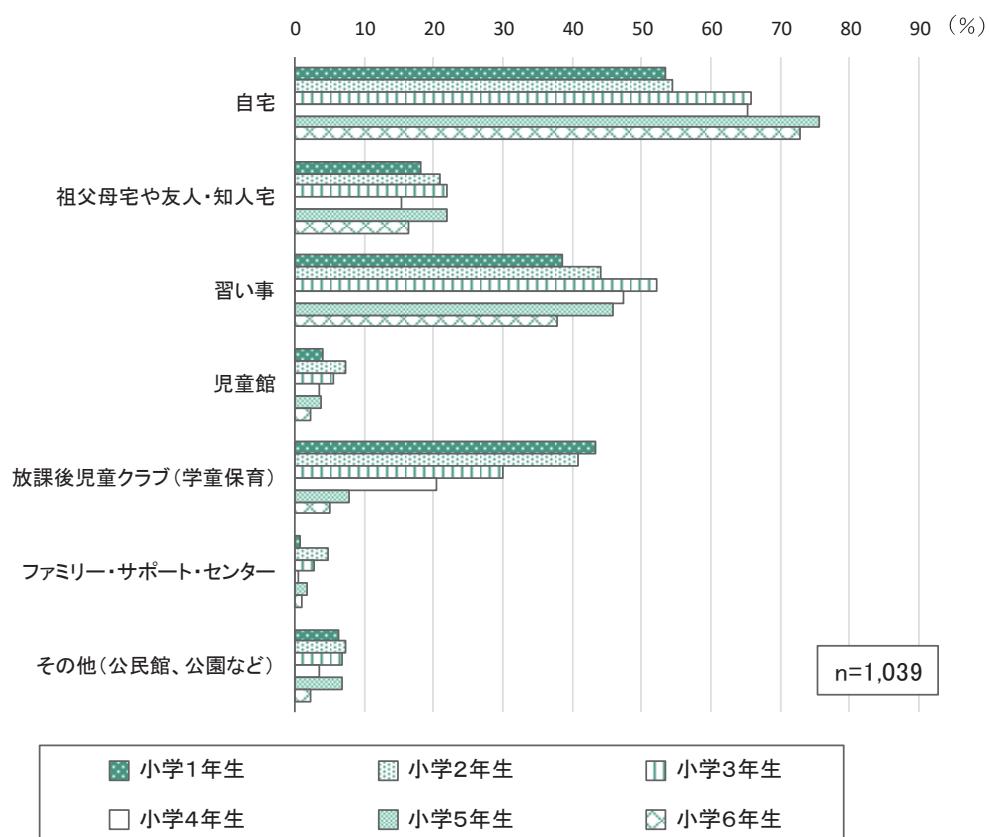


## ◆参考（前回調査）

## 《今後、放課後をどの場所で過ごさせたいか【複数回答可】》



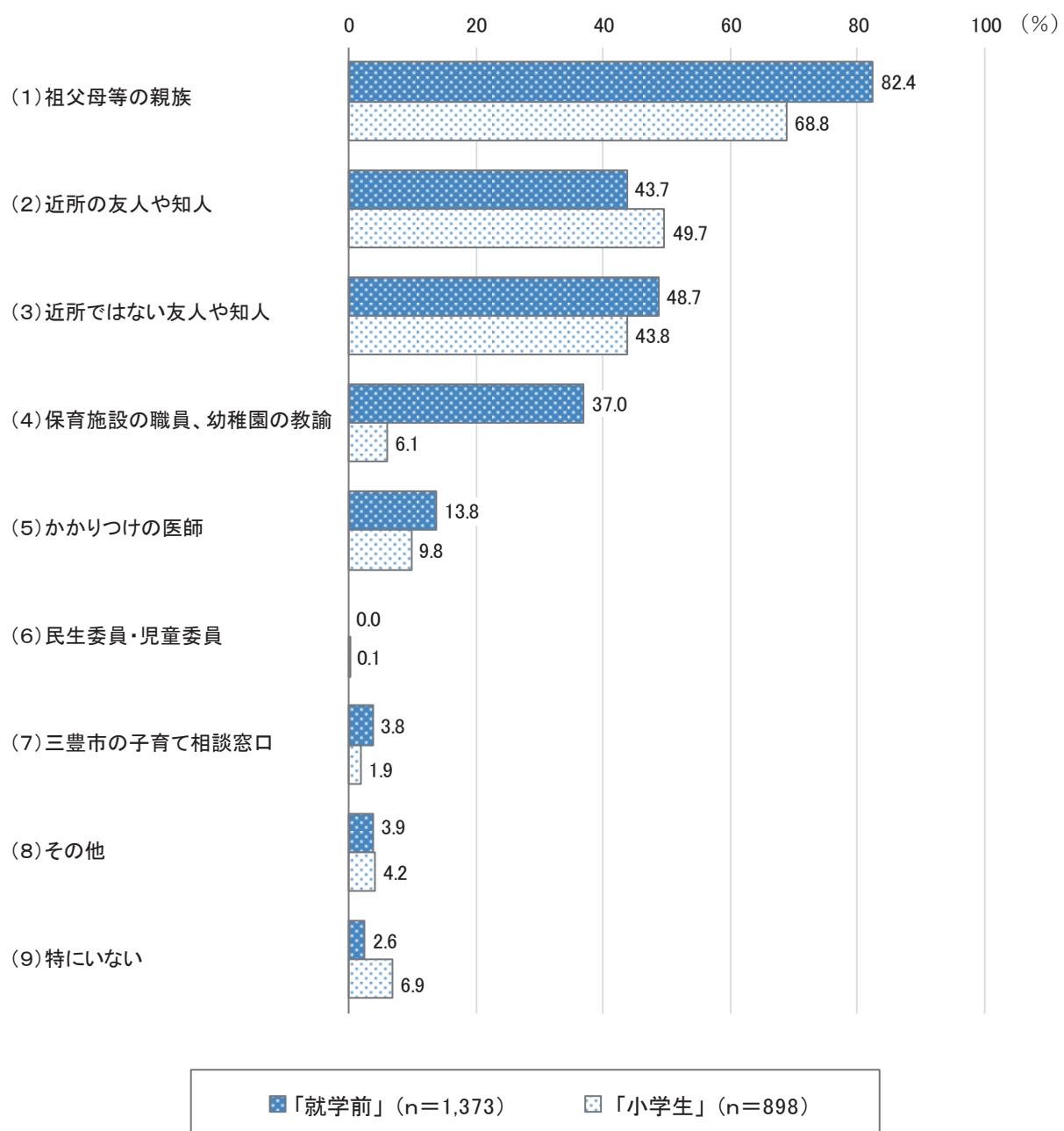
## 《今後、放課後をどの場所で過ごさせたいか／学年別【複数回答可】》



## (6) 家庭の子育て環境について（就学前・小学生）

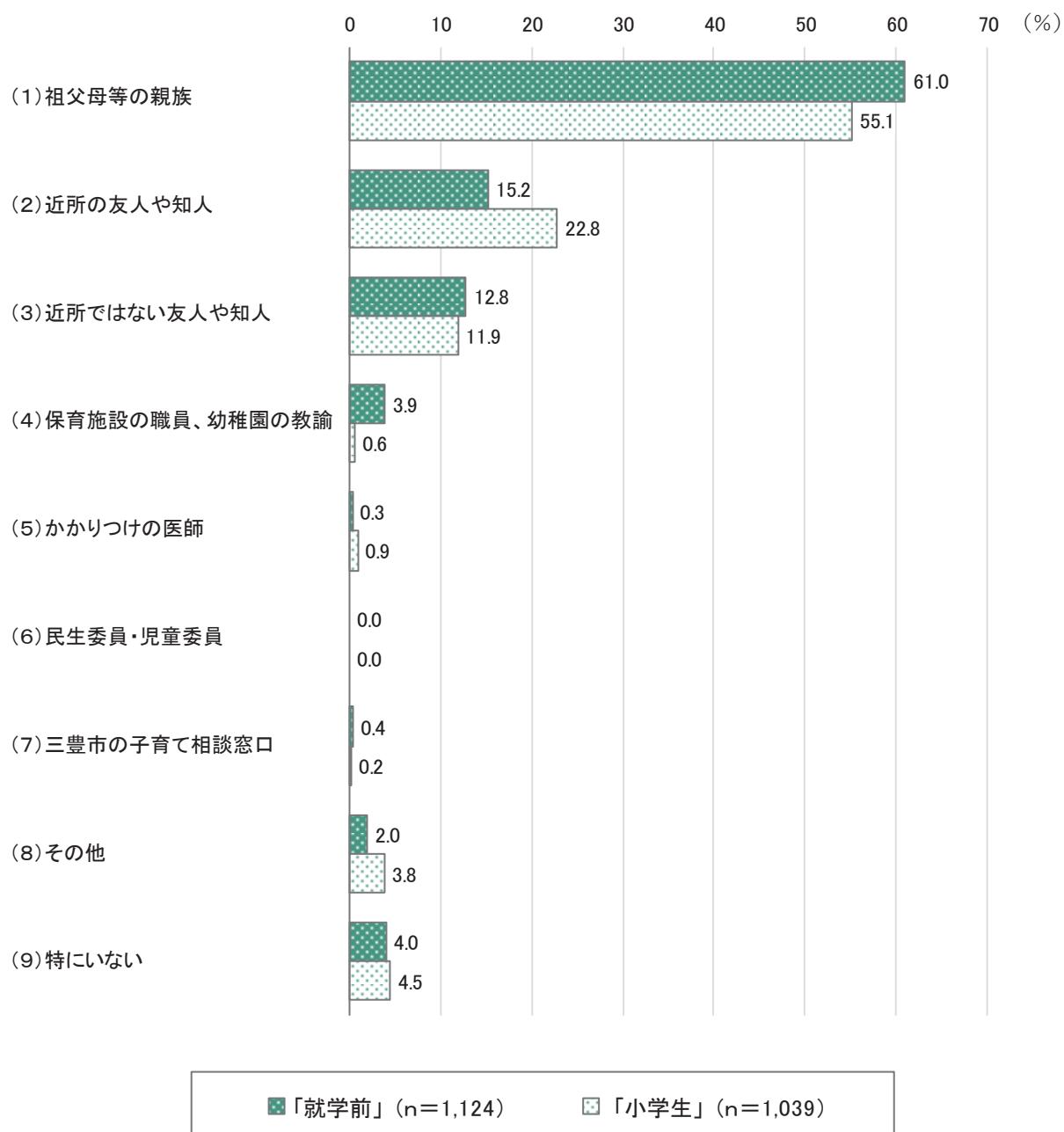
気軽に相談できる人について、就学前・小学生ともに「祖父母等の親族」の割合が6～8割と最も高くなっています。

《子育てをする上で、気軽に相談できる人はいるか【複数回答可】（就学前・小学生）》



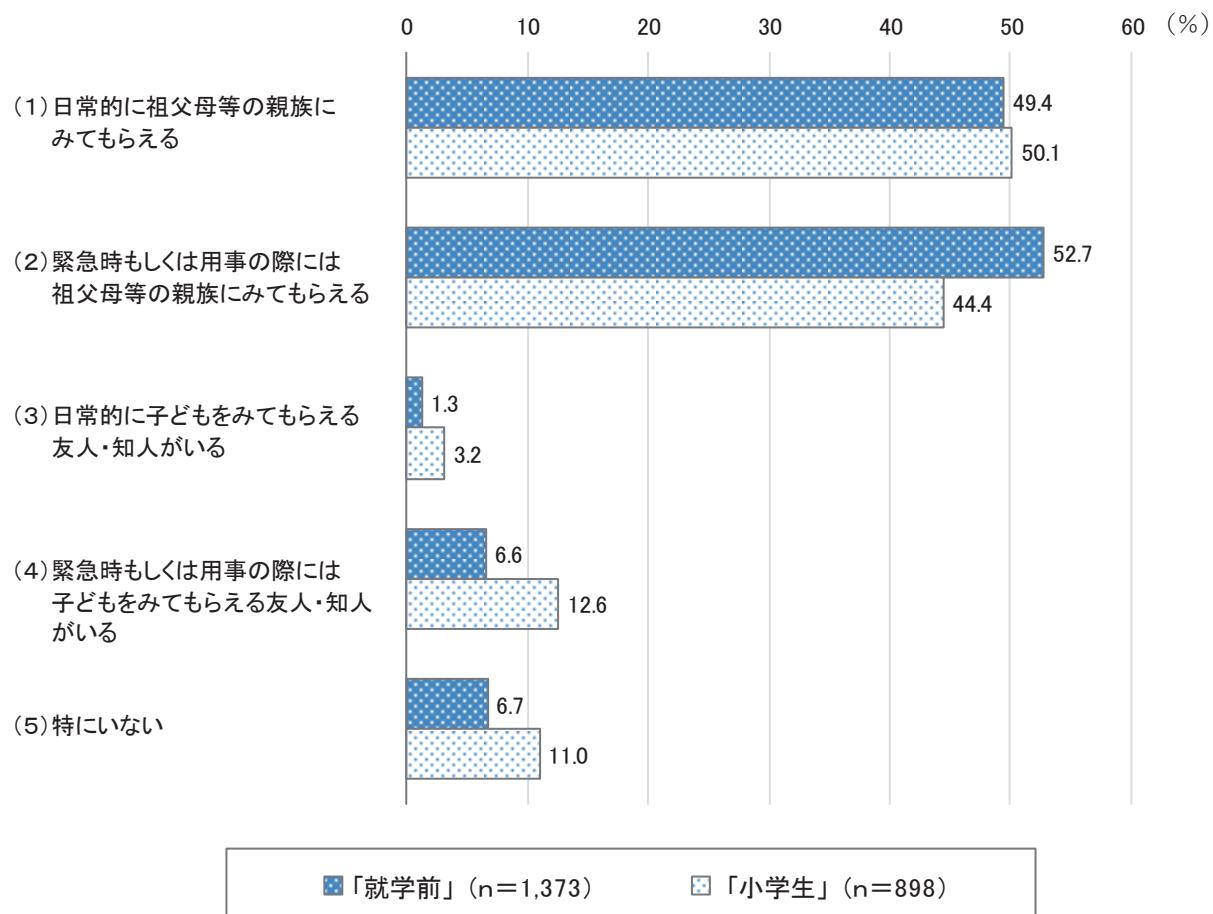
## ◆参考（前回調査）

《子育てをする上で、気軽に相談できる人はいるか【複数回答可】（就学前・小学生）》



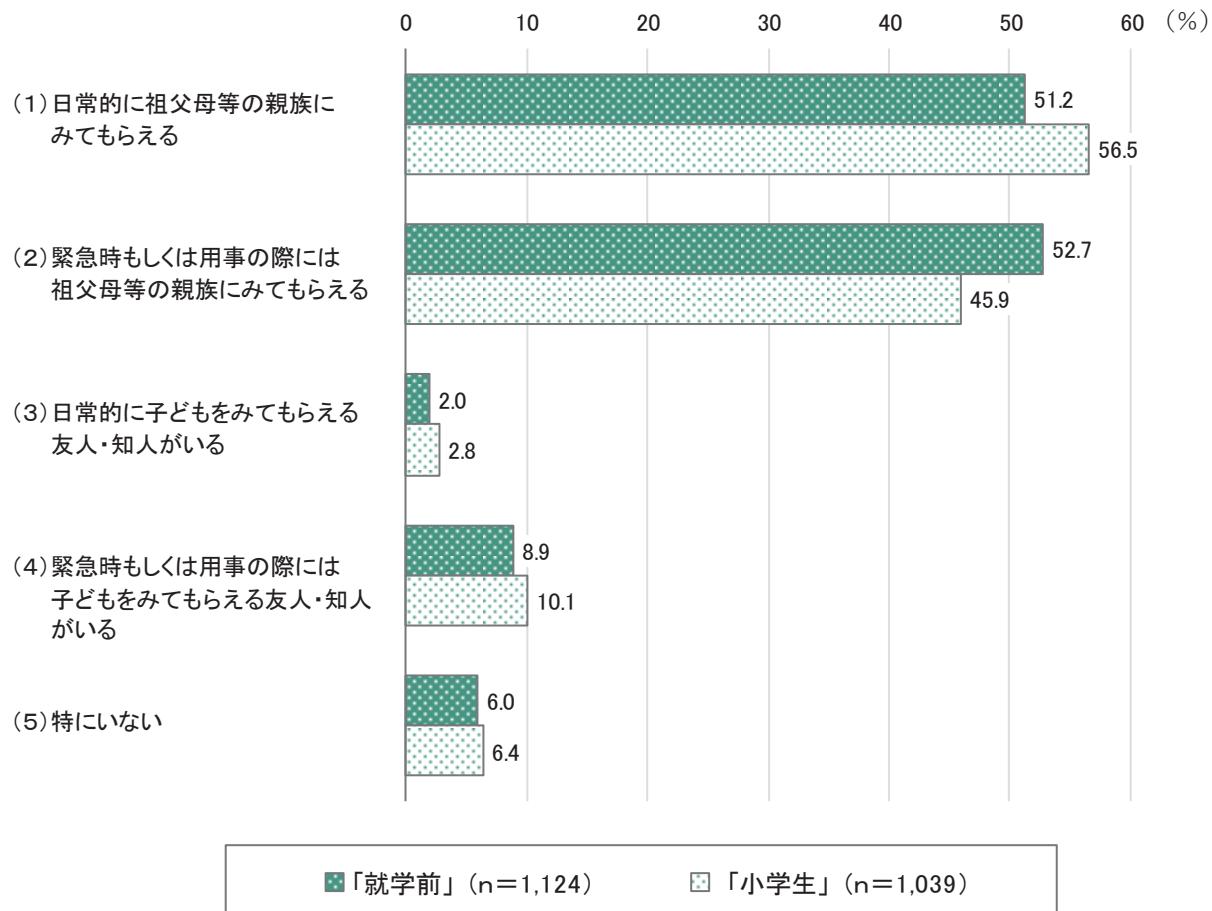
日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無について、就学前児童では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 52.7%と最も高くなっています。小学生では、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 50.1%と最も高くなっています。

《日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいるか【複数回答可】(就学前・小学生)》



## ◆参考（前回調査）

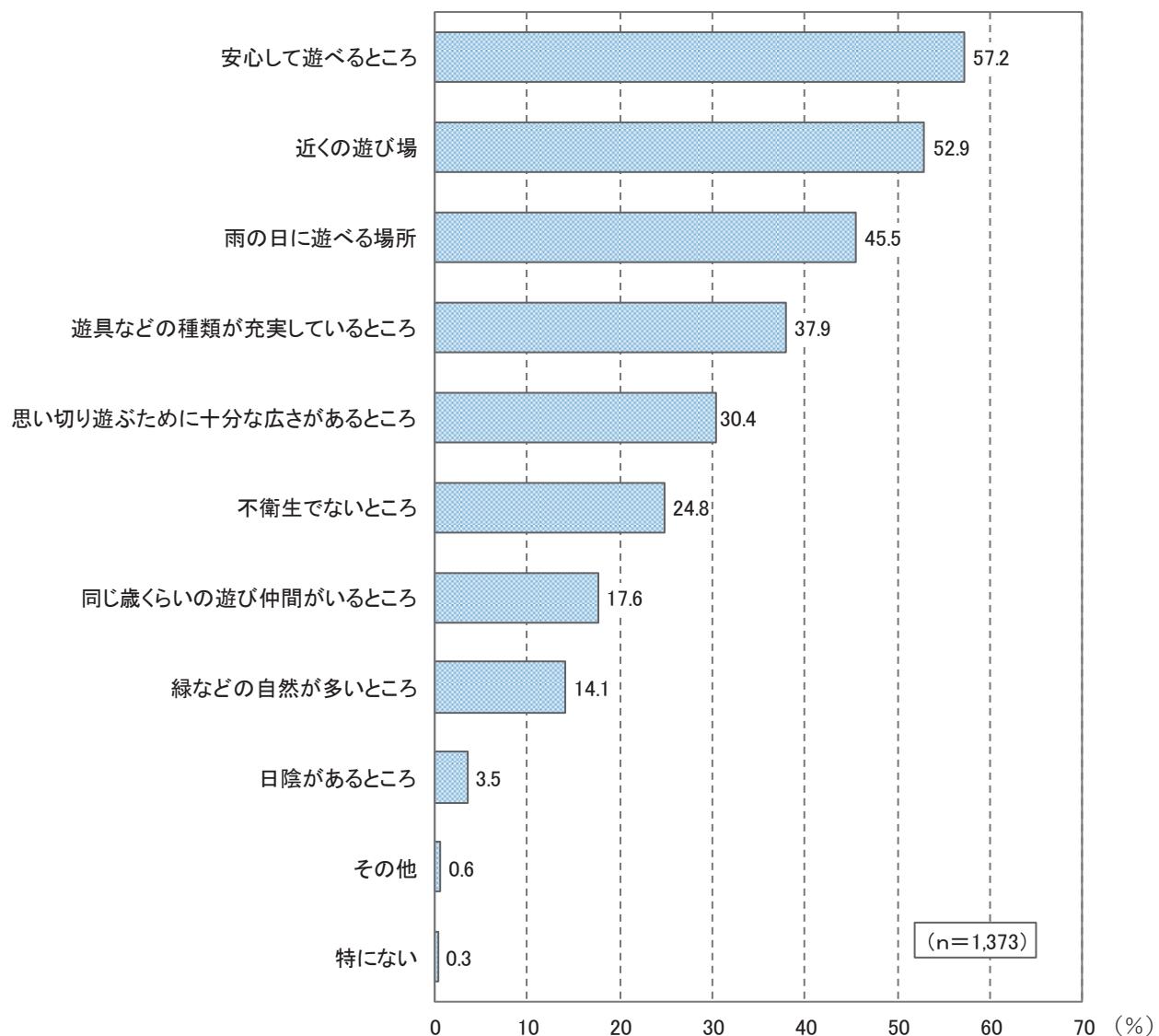
## 《日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいるか【複数回答可】（就学前・小学生）》



## (7) 子どもの遊び場について望ましいと思うことは何か（就学前）

子どもの遊び場について望ましいと思うことについて、「安心して遊べるところ」が57.2%と最も高く、次いで、「近くの遊び場」(52.9%)、「雨の日に遊べる場所」(45.5%)の順となっています。

《子どもの遊び場について望ましいと思うことは何か【複数回答可】（就学前）》



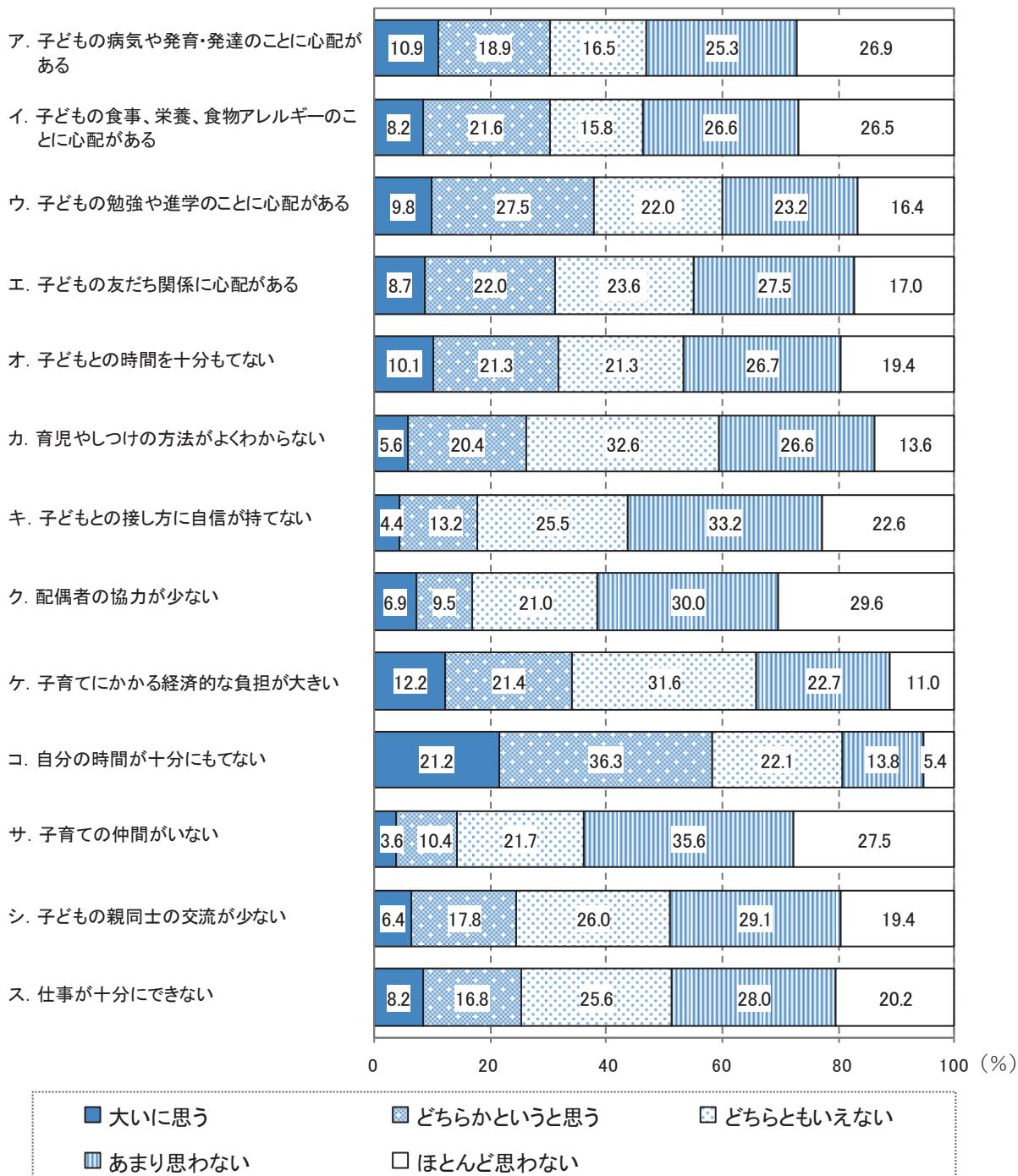
※この設問は新規設定につき、前回調査には同様の設問がありません。

## (8) 子育てについて、悩みや気にかかること（就学前・小学生）

就学前で見ると、「悩みがある」（大いに思う+どちらかというと思う）では、「コ 自分の時間が十分にもてない」が57.5%、「ウ 子どもの勉強や進学の事に心配がある」が37.3%とやや多くなっています。

《子育てについて、悩みや気にかかること【複数回答可】（就学前）》

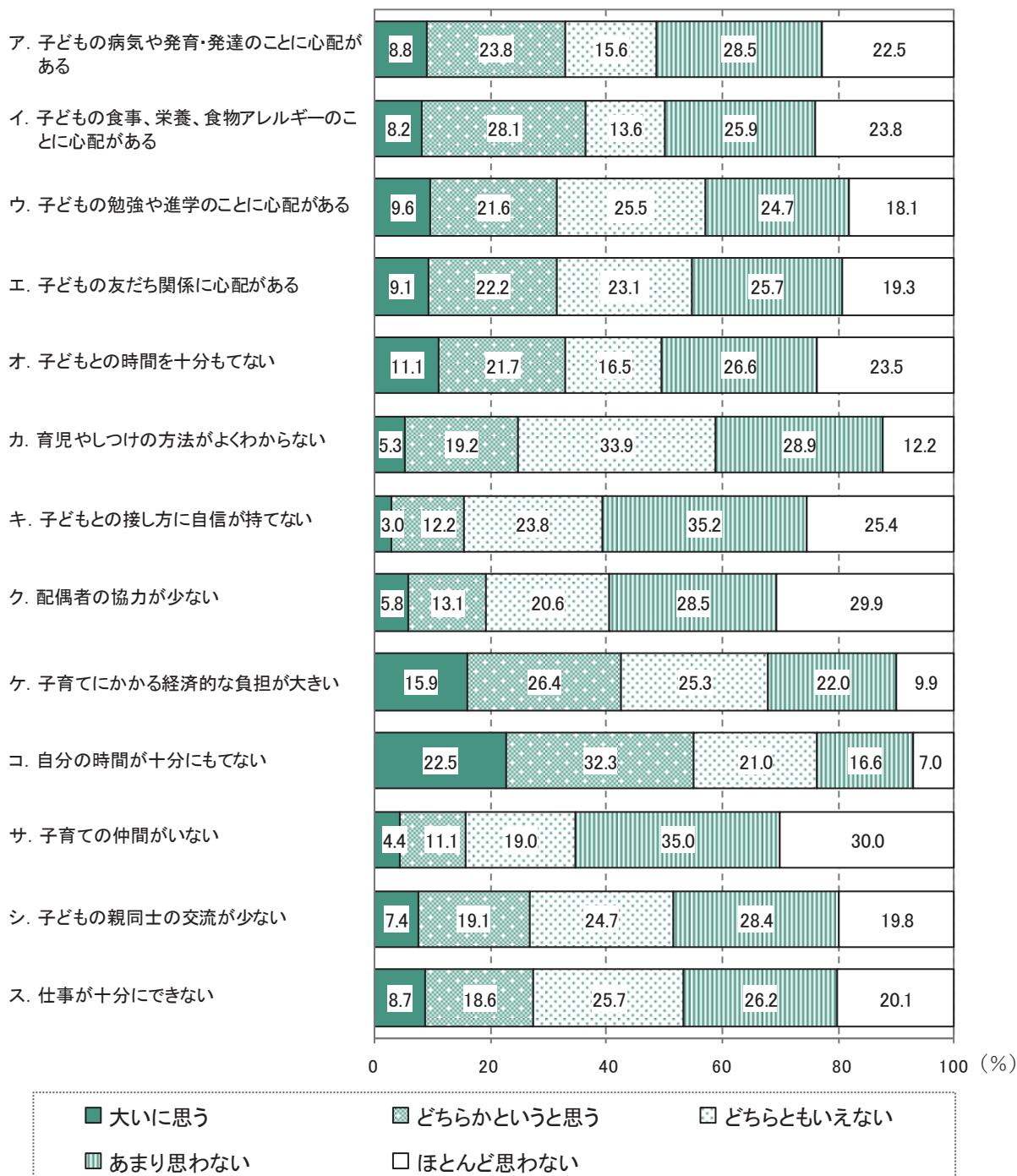
(n=1,373)



◆参考（前回調査）

《子育てについて、悩みや気にかかること【複数回答可】（就学前）》

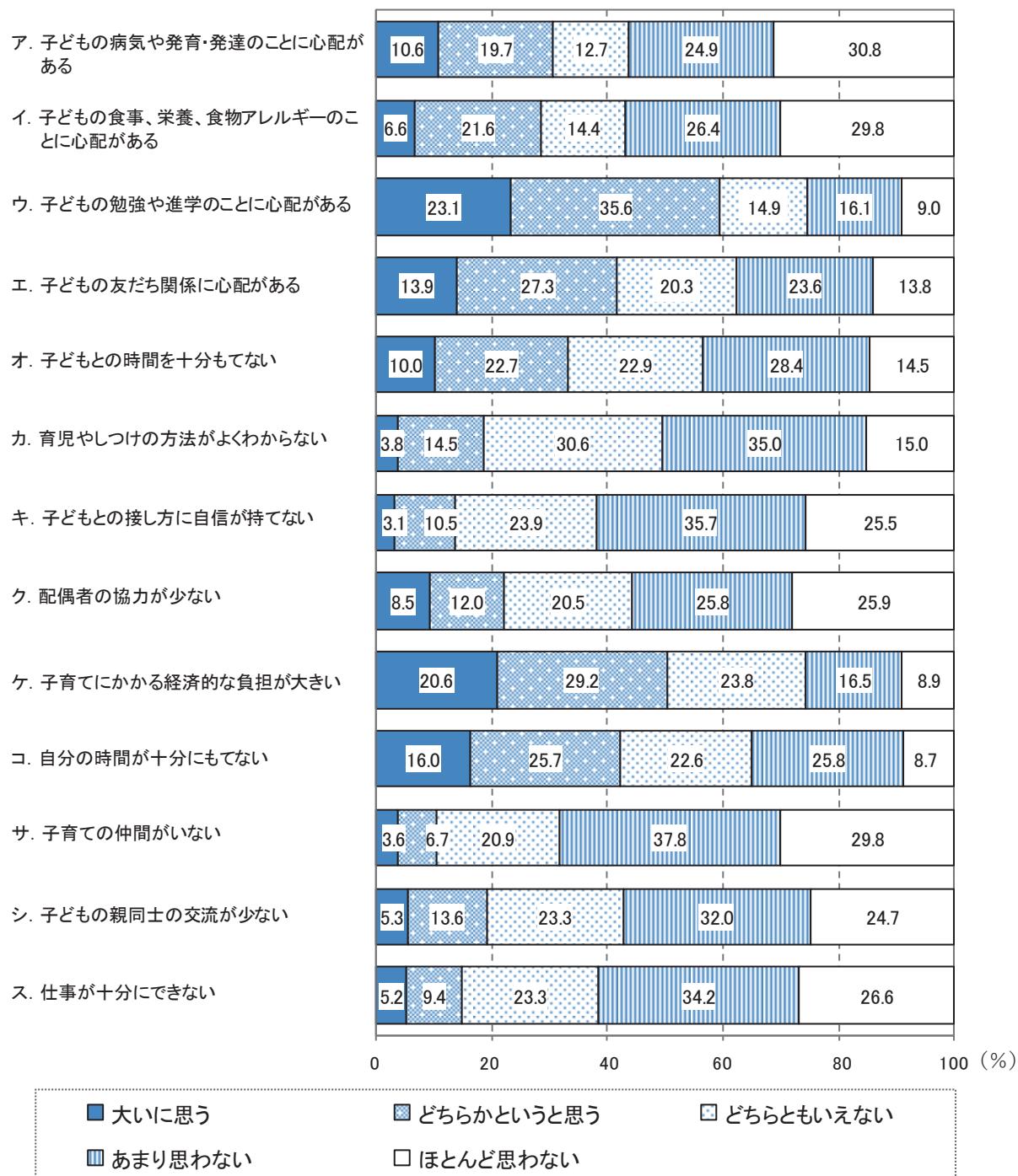
(n=1,124)



小学生で見ると、“悩みがある”（大いに思う+どちらかというと思う）では、「ウ 子どもの勉強や進学のことに心配がある」が58.7%、「ケ 子育てにかかる経済的な負担が大きい」が49.8%、「コ 自分の時間が十分にもてない」が41.7%、「エ 子どもの友だち関係に心配がある」が41.2%となっています。

#### 《子育てについて、悩みや気にかかること【複数回答可】（小学生）》

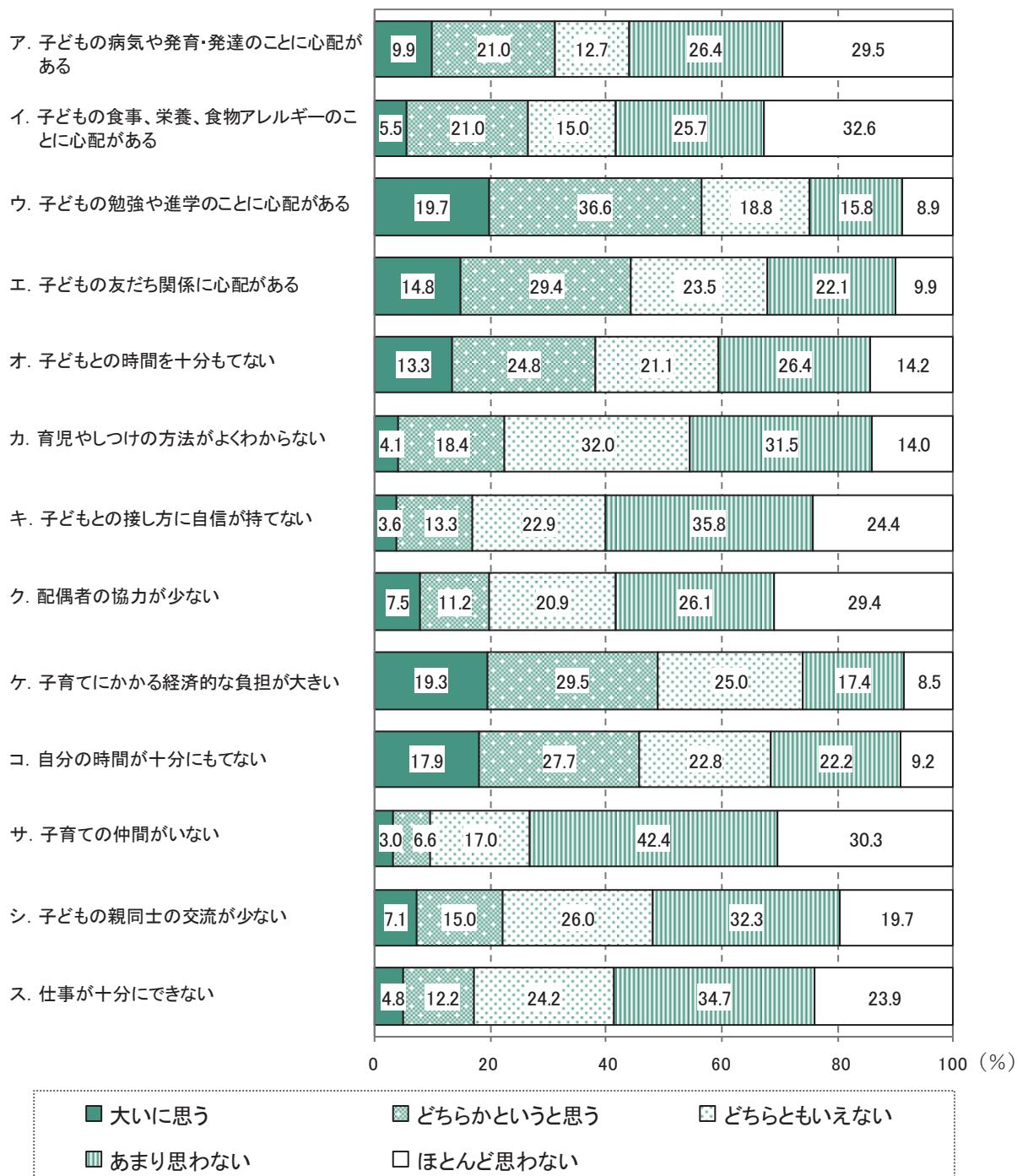
(n=898)



◆参考（前回調査）

《子育てについて、悩みや気にかかること【複数回答可】（小学生）》

(n=1,039)



■ 大いに思う □ どちらかというと思う □ どちらともいえない

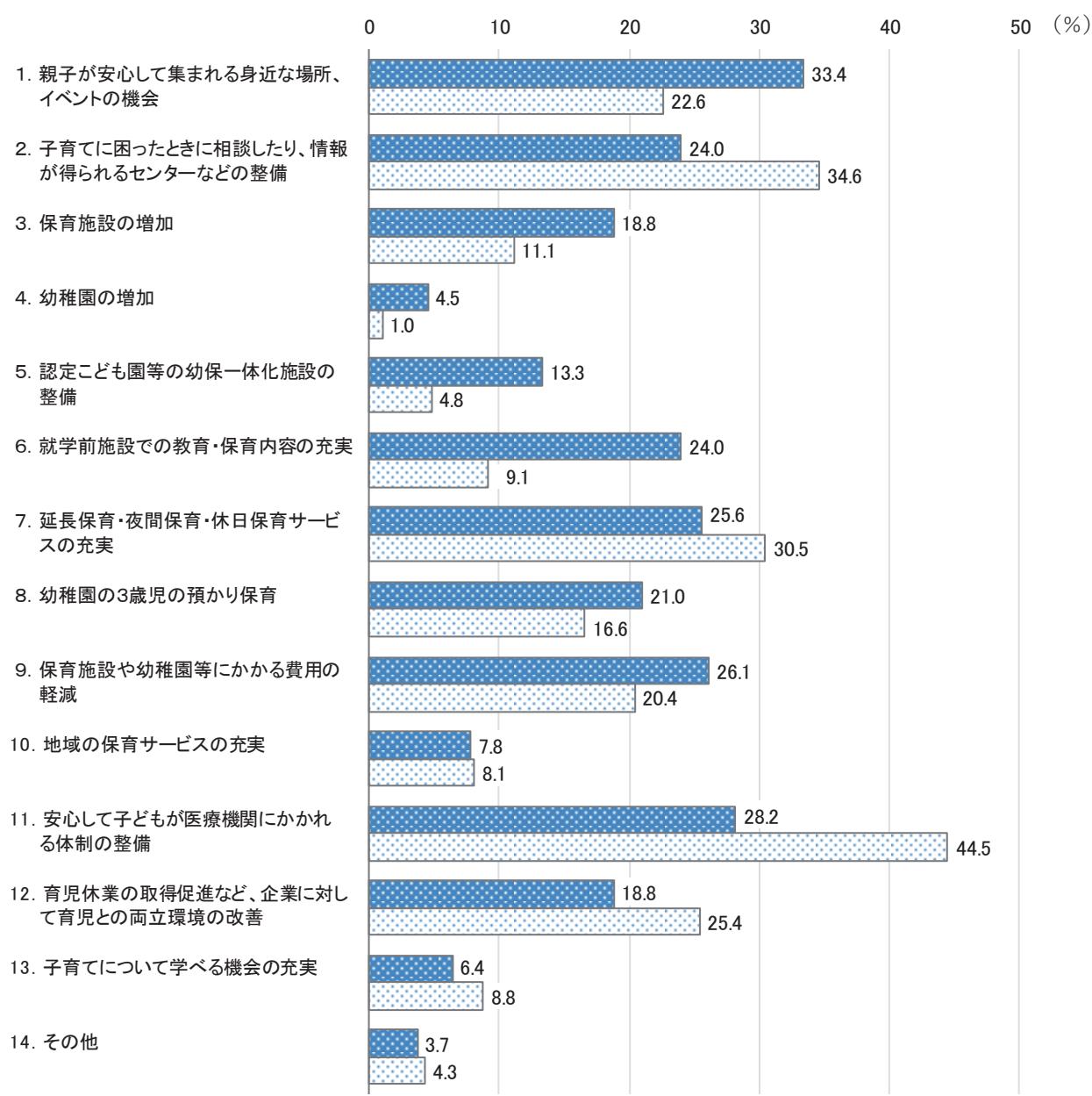
■ あまり思わない □ ほとんど思わない

## (9) 三豊市の子育て支援について特に期待すること（就学前・小学生）

就学前児童では「親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会」が33.4%と最も高く、次いで、「安心して子どもが医療機関にかかる体制の整備」(28.2%)、「保育施設や幼稚園等にかかる費用の軽減」(26.1%)の順となっています。

小学生では、「安心して子どもが医療機関にかかる体制の整備」が44.5%と最も高く、次いで、「子育てに困ったときに相談したり、情報が得られるセンター等の整備」(34.6%)、「延長保育・夜間保育・休日保育サービスの充実」(30.5%)の順となっています。

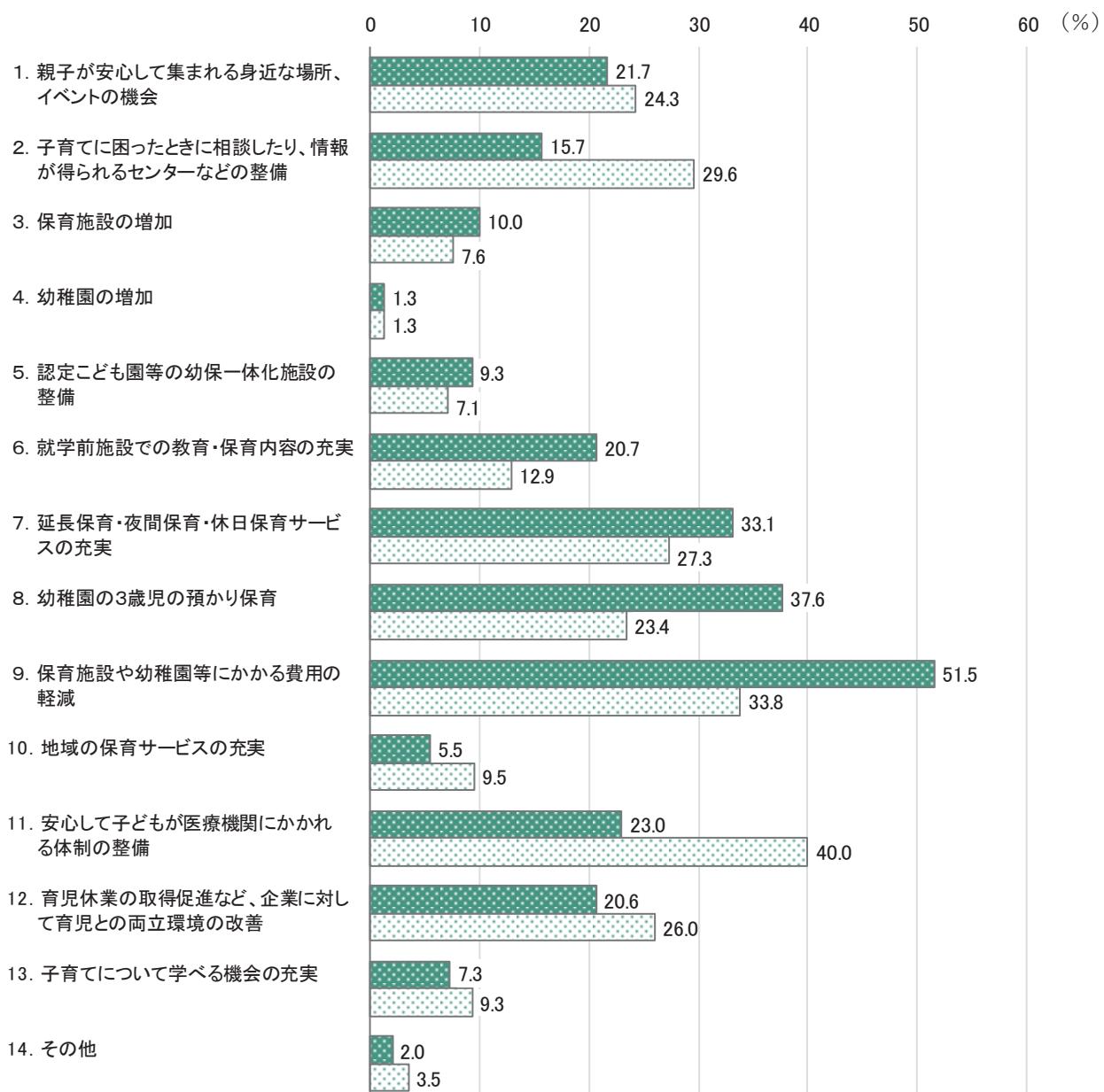
《三豊市の子育て支援について特に期待すること【複数回答可】（就学前・小学生）》



■ 「就学前」(n=1,373) ■ 「小学生」(n=898)

◆参考（前回調査）

《三豊市の子育て支援について特に期待すること【複数回答可】（就学前・小学生）》



■ 「就学前」 (n=1,124)

□ 「小学生」 (n=1,039)

## ◆ニーズ調査結果から見られる傾向や課題◆

### 母親・父親の勤務状況について

就学前児童のいる母親の就業率は76.2%（前回68.9%）、小学生のいる母親の就業率は85.7%（前回83.3%）となっており、就業率が上がってきてていることがうかがえます。また、母親の就業率の高さによる共働き世帯の増加に対応できるように、就学前児童に対しては幼児教育・保育の施設整備や一時預かりの充実等、小学生に対しては、学童保育の充実等を一層推進する必要が見られます。

### 就学前児童の「定期的な教育・保育事業」の利用について

現在の利用のうち認可保育所について、3歳児では45.0%（前回37.9%）、4歳児では33.7%（前回19.3%）、5歳児では23.4%（前回13.7%）となっており、特に保育ニーズの高まりが見られました。今後の利用意向においても幼稚園の預かり保育や認可保育所の利用希望が高まっていることを踏まえ、子育て家庭のニーズに応えられる施設整備に努めます。

### 放課後の過ごし方について

就学前児童のいる世帯の利用意向をみると、放課後児童クラブは56.7%（前回51.2%）であり、小学生児童の現在の過ごし方においての放課後児童クラブは20.8%（前回18.8%）となっています。現状分析（第2章）でみた母親の就業率の高まりやニーズ調査結果からみられる勤務状況を勘案すると、子どもが小学校に就学してからも子育て家庭が安心して働くように放課後児童クラブ等、子どもが安心して放課後を過ごせる場の充実を図っていく必要があります。

### 子育てに関して悩みや気にかかること

子育てに関する悩みや気にかかることについて、“悩みがある”（大いに思う+どちらかと思う）の割合でみると、就学前児童では、「自分の時間が十分にない」が最も高く、小学生では「子どもの勉強や進学のことに心配がある」が最も高くなっています。いずれも前回調査とあまり変わらない傾向にあることから、就学前児童の一時預かりや定期的な教育・保育事業の充実や小学校での教育内容の充実に努めていくことが求められています。

### 三豊市に求められる子育て支援や生活環境の改善の視点

就学前児童・小学生ともに、親子が集まれる身近な場所やイベント、子育てに困ったときに相談できるセンターの整備、保育施設の充実が、前回調査と比べて割合が高くなっています。三豊市で生まれ育って良かった、子育てをして良かったと思える環境整備を一層推進し、次代を築く子どもが三豊市でくすくくすくと育つ施策・事業を展開する必要があります。

### 3. 第2期計画をめぐる様々な視点

#### ● “子どもの最善の利益”を尊重した教育・保育・子育て支援の推進 ●

女性の就業率の高まりや共働き世帯・ひとり親家庭の増加により、少子化の傾向にあっても保育ニーズは年々高まっています。乳幼児期の育ち方はその子の一生の育ちに強く影響するといわれていますが、保育所・幼稚園・認定こども園等の教育・保育事業や様々な子育て支援事業、各種健診や相談事業において、子どもの最善の利益が尊重される量と質の確保とサービスの提供に努めます。また、学童期においても健やかな育ちが約束される環境づくりをめざすため、小・中学校や放課後児童クラブ等の量と質の確保と施設や教育内容の充実を図っていきます。

#### ● 幼児教育・保育の無償化等による保育ニーズの高まりへの対応 ●

共働き世帯やひとり親家庭の増加に伴い年々保育ニーズは高まり、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化により、保育ニーズは更に高まると考えられます。無償化による保育ニーズへの影響を見据え、今後も教育・保育施設の適切な量と質の確保、待機児童の解消、保育士・教職員等の人材確保や資質向上のための研修等を行っていきます。

#### ● 放課後児童健全育成事業の充実 ●

国が示す「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨に基づき、共働き世帯やひとり親家庭等のいわゆる「小1の壁」の打破と、子どもが放課後を安心・安全に過ごし多様な体験や活動ができるよう、放課後児童クラブの質と量の確保・内容の充実に努めます。また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な取組や学校の空き教室の有効活用等により、子どもが豊かな経験ができる場づくりを進めます。

#### ● 育児に課題を抱える保護者への支援と児童虐待の防止 ●

育児に不安を抱えながらも周囲からのサポートが得られなかったり、育児ストレスをためこんだりする等、児童虐待につながる可能性がある親や家庭を、乳幼児健診の機会や各種相談事業、関係機関・団体との情報共有により適切な支援を行います。また、児童虐待防止のため、保健、福祉、医療をはじめ教育、警察等の関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会等、関係機関との連携強化を図ります。

#### ● 障がいのある子どもに対する支援の充実 ●

障がいのある子どもに対して、就学前においては教育・保育施設における受け入れを充実するとともに、小・中学校から高等学校へとライフステージごとにつながりのある支援が受けられるよう、関係機関との連携や相談体制の強化を図ります。また、発達障がいのある子どもには、早期発見・早期療育が重要であり、そのための支援体制の強化を図ります。

## ● 妊娠期からの切れ目のない支援の充実 ●

子育て世代包括支援センター「なないろ」の機能充実を図り、対象年齢を18歳までとするワンストップ支援体制を構築します。子育て家庭及び子どもに対して、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質と量の両面にわたり充実させ、妊娠・出産期・乳幼児期・学童期以降へと切れ目のない支援を行います。

予防的支援を行うために、関係機関との連携を図り、十分な情報共有により、必要とするところに支援を運ぶことができる体制の充実に取り組みます。

また、親の気持ちを受け止め、寄り添いながら、年齢・発達段階に応じた子どもへの接し方等の情報提供を行い、家庭の愛情のもとに子どもが健やかに育つ環境整備を進めます。

## ● 子育てへの男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進 ●

男女共にゆとりある職業生活を送るとともに、家庭生活や地域生活との調和を図ることができるよう、多様な保育ニーズ等に対応した適切な教育・保育の提供の充実に努めます。また、子育てのための時間を十分にもつことができ、父親も共に子育てに参加できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への住民の関心と理解を深めるとともに、関係機関と連携し労働環境の改善を企業等に働きかけます。

## ● 外国につながる子どもへの支援・配慮 ●

国際化の進展に伴う帰国子女や外国人の子ども等、外国につながる子どもの増加が見込まれることを踏まえて、該当する子育て家庭が教育・保育事業や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう適切な支援を行っていきます。

## ● 安心・安全な子育て環境の充実 ●

子どもを交通事故や犯罪から守るため、保護者をはじめ地域住民・団体と連携し、通学路や生活道路における見守り・支援体制の強化を図るとともに、歩道やガードレール等の整備、児童生徒に対する交通安全教育等を推進します。

## ● 子どもの貧困対策 ●

子どもの貧困対策とは、生まれ育った環境により子どもの将来が左右されない社会の実現をめざして、教育・生活・就労・相談・経済的支援や子どもの居場所づくり等に取り組むことをさします。

貧困という言葉を聞くと、発展途上国で見られるような衣食住等の物資や経済力の欠如による「絶対的貧困」を想起するかもしれません。しかし、先進国ではそのような状況はほとんど見られないため親や家庭の状態による「相対的貧困」により統計調査を行っており、我が国では2015年時点で「7人に1人の子どもが相対的貧困の状態」にあるとされています。

三豊市ではすでに「みとよ子ども未来応援計画」を策定して、子どもの貧困対策に取り組んでいますが、子どもの健やかな成長のために、関係機関・団体と子育て家庭に関する情報を共有しながら、子どもの貧困に関する様々な支援や施策をこれからも推進していきます。

### ● ネット・ゲーム依存対策 ●

子どもたちの心身の成長や生活への悪影響を及ぼすとして社会問題化しているネット・ゲーム依存に対し、啓発のみならず、専門の相談機関と連携を図り、早期対応・支援できる体制を整えていきます。

また、乳幼児期の子育てにおける適切な利用について、保護者の理解を促す等、未然防止のための取り組みを推進していきます。

# 第5章 基本理念と施策体系

## 1. 計画の基本理念

### 三豊で育ち、三豊が育て、三豊を育てる 子育て・子育ちのまち

「三豊で育ち」：親が子どもに向き合って子どもを育み、教育・保育の場で学ぶ

「三豊が育て」：地域・企業・行政等 社会全体で支える子育ての実現

「三豊を育てる」：次世代を担う子どもや豊かな子育て環境が地域を活性化させ、定住を促進する

三豊市では、共働き世帯や核家族の増加等により、様々な面で子育て家庭の負担が増加していると考えられます。このような課題の解決や社会情勢の変化に対応するため、子育て支援施策の更なる充実はもとより、仕事と子育てを両立できる環境や安心・安全なまちの整備を一層推進していく必要があります。

子どもは、家庭に明るさや喜びを与え、家族のきずなを深める大切な一員であり、社会のかけがえのない宝です。子どもの幸せを第一に考え、子どもを安心して産み健やかに育てることのできるように、家庭をはじめ、地域、行政等、社会全体で子育ての責任を担うことが重要です。また、子育ての主体は家庭であり親であることが前提であり、家庭において愛情と責任をもって子育てが行える生活環境の整備や子育て支援が求められます。

第1期計画では、「三豊で育ち、三豊が育て、三豊を育てる 子育て・子育ちのまち」を基本理念として、3つの視点と6つの基本目標を掲げて、次代を担う子どもたちの権利と利益が最大限尊重され、子どもも親も笑顔で健やかに成長できるまちづくりを推進してきました。

第2期計画においてもこの基本理念と視点を継承し、地域ぐるみで子育てを支援する環境が整い、子育てに関する喜びが共有され、子どもを産み、すくすくと育てたいまちとなることをめざします。

## 2. 計画の基本的視点

「子どもの育ち」と「家庭での子育て」を基本としながら、多様な就労形態や変化する家族のあり方にも配慮し、地域、教育・保育関係者、企業、行政がそれぞれ役割と責任を認識して子ども・子育て支援を推進するために、次の3つの視点により基本理念を実現するための様々な施策を推進します。

### 視点1：子どもの育ち

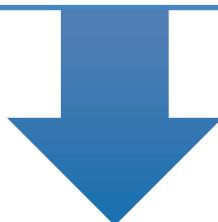
基本理念の「三豊で育ち」の実現をめざして、様々な状況にある子どもの最善の利益が尊重され、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けながら、愛情を受けてたくましく育つための施策を推進します。

### 視点2：子どもを健やかに育む家庭

基本理念の「三豊で育ち」の実現をめざして、安心して子どもを産み、親子ともに健やかに育ち、子育てに喜びを感じながら子どもと向き合える環境づくりのための施策を推進します。

### 視点3：子育てを支える地域

基本理念の「三豊が育て」の実現をめざして、社会の宝である子どもと、家庭での子育てを温かく応援し、安心して子育てできる地域社会を形成するための施策を推進します。



3つの視点を子育てに関わる全員が共有することにより、家庭、教育・保育の場、地域等にそれぞれ支えられて育った子どもが将来、本市の次世代を担うようになり、地域の活性化や定住の促進につながることで、基本理念の「三豊を育てる」を実現します。

### 3. 計画の基本目標

基本理念を実現する3つの基本的視点を具現化するために、次の6つの基本目標を定め、子育て支援に関する様々な施策を展開します。

#### 視点1：子どもの育ち

##### **目標1 子どもが健やかに育つ環境づくり**

子どもはいずれ次代を担うという意識のもとに、良質な教育・保育を受けられる環境を整備するとともに、家庭教育・地域での交流の中で、すべての子どもが豊かな人間性と社会を生き抜く力を養うことをめざします。

##### **目標2 様々な状況にある子どもへのきめ細やかな取組の推進**

関係機関との連携を一層強化して、配慮の必要な子どもや様々な家庭環境にある子どもに対する様々な取組の充実を図ります。

#### 視点2：子どもを健やかに育む家庭

##### **目標3 安心して産み、育てるを見守る体制づくり**

妊娠期から乳幼児期における母子の健康づくりと正しい生活習慣の定着に向けて、保健・医療・福祉の相互連携による切れ目のない支援を行います。

##### **目標4 仕事と生活の調和**

子育てに喜びを感じながら仕事と子育てを両立できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及と推進をめざします。

#### 視点3：子育てを支える地域

##### **目標5 地域における子育て支援の充実**

子育て家庭にとって身近な地域での交流や子育て支援の協力体制を充実し、地域全体で子育て家庭を支えます。

##### **目標6 安心・安全な子育てを支える地域づくり**

子どもを交通事故や犯罪、災害から守るため、環境整備（ハード）と関係機関の協力による取組（ソフト）を進め、子どもを安心・安全に産み育てられる環境の充実を図ります。

## 4. 施策体系

基本理念	基本的視点	基本目標	基本施策
三豊で育ち、三豊が育て、三豊を育てる 子育て・子育ちのまち	子どもの育ち	目標 1 子どもが健やかに育つ環境づくり	1-1 次世代の親の育成 1-2 教育・保育サービス及び環境の整備 1-3 経済的な負担の軽減 1-4 家庭と地域の教育力の向上 1-5 ネット・ゲーム依存対策の推進 1-6 心と体の成長のための有害環境等対策
		目標 2 様々な状況にある子どもへのきめ細やかな取組の推進	2-1 児童虐待防止対策の充実 2-2 非行防止対策等の推進 2-3 ひとり親家庭等への自立支援の推進 2-4 子どもの貧困対策の推進 2-5 障がいのある子どもへの施策の充実
	子どもを健やかに育む家庭	目標 3 安心して産み、育てることを見守る体制づくり	3-1 妊娠期から乳幼児期等の親子の健康の確保 3-2 不妊・不育症治療への支援 3-3 食育の推進 3-4 小児医療の充実
		目標 4 仕事と生活の調和	4-1 多様な働き方の実現と働き方の見直し 4-2 仕事と子育ての両立支援
	子育てを支える地域	目標 5 地域における子育て支援の充実	5-1 地域における子育て支援サービスの充実 5-2 子どもの健全育成の推進
		目標 6 安心・安全な子育てを支える地域づくり	6-1 生活環境の整備 6-2 安全・安心な地域づくりの推進

# 第6章 施策の展開

## 基本目標1. 子どもが健やかに育つ環境づくり

### 1-1 次世代の親の育成

子どもが成長する過程において、道徳教育や人権教育を通して倫理観を養うとともに、次代を支える大人となり、いずれは子を育てる親となるという自覚を子どもに育む様々な体験や経験の場の提供に取り組みます。

#### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) 道徳教育の推進	規範意識や社会性を醸成するため、年間計画に基づいた道徳教育を進めるとともに、家庭や地域と連携した取組を推進します。	学校教育課
(2) 人権教育の推進	人権尊重の意識や言動の涵養、定着をめざし、保育施設・幼稚園等、小・中学校では、市が作成した教材を活用し、それぞれの発達段階に合わせた人権教育を推進します。	学校教育課
(3) 乳幼児とふれあう機会の充実	中学生が乳幼児とふれあうことで、子育ての大切さを実感し、次世代の親として成長できるよう、保育施設・幼稚園等と連携し、ふれあいの機会が持てるよう努めます。	保育幼稚園課 学校教育課
(4) 就業観・就労観の育成	職場体験等を通じて、次世代を担う子どもの働くことに対する意識を高めるキャリア教育を推進します。	学校教育課
(5) 総合的な学習等を活用した職業人講話	キャリア教育として、地域で実際に働く人の講話等を通じて、働く意義や就職に対する社会性を醸成していきます。	学校教育課

## 1－2 教育・保育サービス及び環境の整備

共働き世帯の増加等による保育施設の充実をはじめ、子どもの成長段階に応じた教育内容の充実により、子育て家庭の教育・保育ニーズに応えるとともに、確かな学力・豊かな心・次代をたくましく生き抜く力を、三豊で育つ子どもが身につけられるよう取り組みます。

### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) 確かな学力と豊かな心の育成	<p>児童・生徒が自ら学び自ら考える力を育成するために、基礎を大切にする教育を行うとともに、体験学習や問題解決の力を伸ばす学習を取り入れる等、指導内容や指導方法を工夫し、確かな学力の育成に努めます。</p> <p>また、小学生から「外国語活動」を行う等、国際理解とコミュニケーションの力を伸ばし、豊かな心を育む教育に努めます。</p>	学校教育課
(2) 信頼される教育環境づくり	教職員一人ひとりが資質や能力の向上に努めるとともに、学校評議員制度や学校評価制度を活用して地域・家庭・学校との連携を図り、信頼される教育環境づくりに努めます。	学校教育課
(3) いじめ防止対策等の推進	<p>「いじめ防止対策推進法」に基づき、各学校で「学校いじめ防止基本方針」を策定し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう努めます。</p> <p>地域全体にいじめ防止対策推進法の啓発を図り、いじめの早期発見と対応に取り組みます。</p>	学校教育課
(4) 就学前教育・保育の充実	市内の保育施設・幼稚園等が、情報交換や職員の合同研修を行う等の連携を図り、「ななつのたから」の理念に基づき、質の高い就学前教育・保育に努めます。	保育幼稚園課 学校教育課
(5) 幼保連携の推進	三豊で育つ子どもは、就学前の同じ年齢の子どもが同じ教育・保育を受けることができる環境をめざし、幼保連携の推進に取り組みます。	保育幼稚園課 学校教育課
(6) 幼児教育から義務教育への円滑な接続	保育施設・幼稚園等と小学校の教育方法や環境の違いにとまどい、なじめないケース（小1 プロブレム）が問題となっています。	保育幼稚園課 学校教育課

	子ども同士の交流や教職員の連携等に引き続き取り組みながら、子どもの成長を連続した過程として捉えた中での具体的な取組を検討します。	
(7) 延長保育事業	保護者の就労形態の多様化や女性の就労率の向上に伴い、保育標準時間以上の保育が必要となる子どもの保育に対応することが求められています。子どもの健康や保護者のニーズを考慮しながら、実施に努めます。	保育幼稚園課
(8) 休日保育事業	保護者の就労形態の多様化等により、日曜日等の保育が必要となる子どもの保育について、実施に努めます。	保育幼稚園課
(9) 災害に強い教育施設の整備	子どもたちが1日の大半を過ごす教育・保育施設の耐震化を図るため、非構造部材（外壁、天井材等）の耐震化を推進します。	保育幼稚園課 教育総務課
(10) 良質な教育環境の整備	良質な学習環境が子どもの学習意欲の向上に寄与することから、必要な施設整備や設備整備に努めます。 また、児童・生徒数が減少傾向にある現状を踏まえ、同世代の多様な考えに触れ、互いに学びあう機会を作り、子どもたちがたくましく育つ環境を整備するために、学校の適正規模・適正配置を推進します。	学校教育課 教育総務課

## 1－3 経済的な負担の軽減

経済的な面で子どもの育ちがなるべく左右されないように、子育て支援サービスへの補助や多子世帯への保育料の減免、保育料・給食費の無償化及び軽減等により、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) 子育て応援サービス券支給事業	3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの保護者に対し、ファミリー・サポート・センター事業や一時預かり事業等で利用できるサービス券を支給することにより、利用者の負担を軽減し、子育て家庭を支援します。 今後も、対象者や対象事業内容の見直しを含めた、子育て家庭が利用やすい支援に努めます。	子育て支援課
(2) 子どもが多い家庭への保育料の軽減	認可保育施設を利用しているか認可外保育施設を利用しているかを問わず、就学前第2子の保育料半額、現に扶養する第3子以降の保育料免除を実施します。	保育幼稚園課
(3) 児童手当支給事業	子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、安定した児童養育ができるよう、手当の適正支給に努めます。	子育て支援課
(4) 保育料・給食費等の負担軽減	幼児教育・保育の無償化開始にあわせて、保育所・幼稚園等を利用する3～5歳児の預かり保育料や給食費（主食費・副食費）を、国の無償化上限を超える部分も無償化します。また、第1子から、子育ての経済的負担軽減を実感できるよう、0～2歳児の保育料も、国基準額からの軽減を実施します。	保育幼稚園課 学校給食課

## 1-4 家庭と地域の教育力の向上

地域での交流や様々な支援、家庭での子育て力の充実等により、子どもが周囲の人からの温かな愛情のもとに育つよう努めます。

## 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) 家庭教育への支援の充実	社会生活の基礎となる家庭の役割や重要性を学習し、家庭での教育力を高めるため、幼稚園、小学校、中学校での家庭教育学級を継続して開設したり、保育施設・幼稚園等で保護者参加の行事を設けたりする等、地域・家庭における教育力を高める機会の充実に努めます。	保育幼稚園課 学校教育課 生涯学習課
(2) スポーツ・レクリエーションの環境づくり	スポーツを通じた交流による新しい地域コミュニティづくりや、創作活動等を通じた世代間交流を図るため、スポーツ推進委員事業、各子ども会事業、公民館事業等で、各種スポーツ教室や創作活動、野外活動等を実施します。	生涯学習課 スポーツ振興課
(3) 地域連携の教育支援	公民館を核とした地域が、放課後や週末等に子どもが安心して活動できる場を確保し、子どもの成長を支援する放課後子ども教室推進事業に取り組みます。 また、学校週5日制の実施下で、学校・家庭・地域が連携して、土曜日の有意義な学びの場を実現できるよう取り組みます。	生涯学習課
(4) 祖父母の子育て力への支援	子育てに祖父母世代の支援は不可欠です。子育てニーズの現状理解のための啓発活動に努めます。	子育て支援課

## 1－5 ネット・ゲーム依存対策の推進

子どもの心身の発達に悪影響を及ぼす可能性のあるネット・ゲーム依存について、正しい知識の周知や適正利用について普及啓発を行い、未然防止を図るよう努めます。

### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) 未然防止のための正しい知識の普及啓発	<p>児童・生徒や保護者に対して、ネット・ゲーム依存についての正しい知識の周知や予防啓発に取り組んでいきます。</p> <p>また、乳幼児期の子育てにおいても、スマートフォンに頼りすぎない育児や子どもとの向き合い方の提言等を行いながら、適正な利用ができるよう保護者に対して理解を促していきます。</p>	福祉課 子育て支援課 学校教育課
(2) 早期対応のための関係機関との連携	ネット・ゲーム依存の相談・支援の取り組みとして、専門機関と連携を図り、早期対応ができる体制を整備していきます。	福祉課 子育て支援課

## 1－6 心と体の成長のための有害環境等対策

子どもの健やかな成長を妨げる有害な環境の改善と、思春期の子どもへの見守りや教育等を推進することにより、三豊に育つ子どもが有害な環境や情報に接しないよう努めます。

## 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) 噫煙防止対策の推進	<p>受動喫煙防止対策として、健康教育、ポスター掲示や看板設置推奨を行い、マナーからルールへ市民全体の意識向上に向けて普及啓発を実施します。(公的機関、市内公園、各種商業施設等)</p> <p>未成年者の喫煙防止のため、学校、地域、関係機関・団体等と連携して、街頭補導の強化や広報啓発活動を推進します。</p>	健康課 学校教育課 少年育成センター
(2) 薬物乱用防止対策の推進	<p>近年、国内では中学生の間で薬物乱用に対する警戒心や抵抗感が薄れつつあるため、県西保健所・三豊警察署・薬剤師会・ライオンズクラブ・学校等の関係機関と連携し、キャンペーンやイベントでの正しい知識の普及啓発活動を行い、薬物乱用防止に努めます。</p>	健康課 学校教育課 少年育成センター
(3) 有害環境対策の推進	<p>多様化している有害環境・情報に対応するため、街頭補導やパトロールによる有害環境の把握や子どもたちへの指導・声掛け、白ポストによる有害図書等の定期的回収を行います。</p> <p>また、近年、スマートフォン等の普及により、インターネットを通じて犯罪に巻き込まれる可能性が高まっていることから、子どもや保護者に対する啓発活動を行います。</p>	学校教育課 少年育成センター

## 基本目標2. 様々な状況にある子どもへのきめ細やかな取組の推進

### 2-1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待につながる可能性がある親や家庭を、乳幼児健診の機会や各種相談事業、関係機関・団体との情報共有により適切な支援を行います。また、要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携強化や啓発活動等により、児童虐待の防止に努めます。

#### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) 子どもの安全確保の優先と迅速な対応	<p>近年児童虐待相談件数は増加しており、緊急対応やより高度な専門的知識が必要なケースが増えています。</p> <p>市で相談・通告を受けたケースのうち、緊急危険度が高いと判断される場合や子どもの保護が必要とされる場合は、県西部子ども相談センター等と協議し対応するとともに、必要に応じて当該センターと同行訪問し、安全確認等を行っています。</p> <p>また、虐待の初期対応においては、関係機関から成る三豊市児童対策協議会で情報交換や対応の協議を行っています。</p>	子育て支援課
(2) 組織的な対応及び関係機関の連携	<p>児童虐待等の問題を抱える子どもや家庭からの相談に応じ、適切な対応をするため、児童家庭相談員を配置し、相談体制を整備しています。今後は、子ども家庭総合支援拠点設置へ向けて、さらなる体制の充実・強化を図っていきます。</p> <p>また、関係機関との連携については、三豊市児童対策協議会において、県西部子ども相談センターのほか、市教育委員会・三豊警察署等の関係機関と連携し、情報交換や支援方法の協議等を行っています。特に、自らSOSを出すことができない保護者・乳幼児については、子育て世代包括支援センター内で密に情報共有を行い、問題の早期発見・早期対応のため、きめ細やかな予防的介入ができる体制をとっています。今後も実務者会議や個別ケース検討会議等協議体制の充実を図ると</p>	子育て支援課

	ともに、関係機関が相互に日常的な連携がとれる体制づくりを整えていきます。	
(3) 啓発活動の充実	<p>児童虐待防止に加え、しつけと称した体罰や暴言、DV（ドメスティックバイオレンス）が子どもに及ぼす影響等について、広報啓発に取り組みます。</p> <p>また、相談窓口や全国児童相談所共通ダイヤル「189（いちはやく）」等の周知により、相談や支援につながる体制づくりを図っていきます。</p>	子育て支援課

## 2－2 非行防止対策等の推進

関係機関との連携による見守り活動や啓発等を行ことにより、子どもの健全育成と非行の防止に努めます。

### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) 非行防止対策の推進	少年の健全育成を図るため、地域や警察等の関係機関・団体と連携し、非行防止・啓発・広報を行うとともに、毎日の街頭補導やパトロールの実施に努めます。	少年育成センター

## 2-3 ひとり親家庭等への自立支援の推進

三豊市では子どものいる世帯数は減少傾向ですが、ひとり親家庭数は増加傾向にあります。子どもがひとり親家庭等においても健全に成長できるよう、経済的支援や親への自立支援等、様々な支援に取り組みます。

### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) ひとり親家庭等の子育て支援	<p>年々ひとり親家庭等が増加する中、ひとり親家庭等における子育てと生計の二重の負担を軽減することが求められています。</p> <p>保育の必要性の認定における考慮や、みとよファミリー・サポート・センターの援助活動利用料の一部補助等を実施します。</p> <p>また、ひとり親家庭等への支援について、今後も市広報やホームページ、郵送等での周知を図っていきます。</p>	子育て支援課
(2) サポート体制の充実	<p>年々増加傾向にあるひとり親家庭の就労関係相談について、母子・父子自立支援員による母子・父子自立支援プログラム策定事業を行い、ハローワークとの連携による個々のニーズ等に応じた就労支援に繋ぐことで、精神的な安らぎや自立への解決策が見いだせるよう支援します。</p> <p>また、三豊市母子福祉連合会での研修会やしおりの作成等、ひとり親家庭等への情報提供に努めます。</p>	子育て支援課
(3) ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の健康保持と生活の安定に寄与するため、医療費の一部を助成し、ひとり親家庭等の福祉向上を図ります。	健康課
(4) 児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の福祉の増進を図ることを目的とし、手当の適正支給に努めます。	子育て支援課
(5) 母子家庭等自立支援給付金事業	ひとり親家庭の生活の安定に資する就職について、資格取得のための就学等、積極的な能力開発の取り組みを支援し、自立の促進を図ります。自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業を実施するとともに、事業の普及啓発	子育て支援課

	に努めます。	
(6) 遺児年金支給事業	遺児（父母又はその一方を死亡等により失った児童）の健全育成と児童福祉の増進を図るため、遺児年金支給事業を実施します。	子育て支援課
(7) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を増進するため、無利子又は低金利で修学資金等の貸付を実施します。	子育て支援課

## 2-4 子どもの貧困対策の推進

ひとり親家庭の増加やさまざまな家庭環境があるなか、子どもの貧困対策が国を挙げて課題として取り上げられています。三豊市では「みとよ子ども未来応援計画」を策定し、将来を担う子どもが、生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望をもって健やかに成長していくことができる環境を整え、教育の機会均等を図ることを目指して取り組んでいきます。

### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) 教育支援	就学前教育及び小・中学校の教育現場において、関係者が互いに連携し、確かな学力と豊かな心の育成に努めながら、総合的貧困対策に努めます。就学援助費の支給、保育料の軽減、奨学金の支給等により経済的負担の軽減を図ります。生活困窮世帯への学習支援を行い、学習意欲の向上、高校進学へつなげます。	人権課 保育幼稚園課 学校教育課
(2) 生活支援	生活困窮にある子育て家庭に対して、養育や保育の支援を行い、子育てを手助けします。健康管理意識の啓発、食育、健診、相談等子育てに関する支援を総合的に行い、自立した生活の確立を目指します。	子育て支援課 保育幼稚園課 学校教育課 生涯学習課
(3) 就労支援	就労に関する情報提供・相談体制を充実とともに、関係機関との連携を強化し、意欲ある人が働き場所を見つけやすい環境づくりに努めます。	福祉課 子育て支援課
(4) 経済的支援	各種経済的支援制度を適正に利用してもらえるよう、制度の普及・啓発を行うとともに、経済的自立に向けて支援を行っていきます。	健康課 福祉課 子育て支援課

## 2-5 障がいのある子どもへの施策の充実

障がいのある子どもに対して、就学前においては教育・保育施設における受け入れを充実とともに、小・中学校から高等学校へとライフステージごとにつながりのある支援が受けられるよう、関係機関との連携や相談体制の強化を図ります。また、発達障がいのある子どもには、早期発見・早期療育が重要であり、そのための支援体制の強化を図ります。

### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) 障がい児教育・保育の充実	<p>保育施設・幼稚園等、小・中学校で特別な支援が必要な乳幼児・児童・生徒には、支援のための職員を加配するきめ細かな教育・保育を実施しています。</p> <p>今後は、研修等の専門的な知識を得る機会を増やし、より適切な支援ができるよう検討します。また、県内統一のサポートファイル「かけはし」の活用について、福祉・保健・医療・教育等の連携を図るとともに、ライフステージを通じて必要な支援がスムーズに受けられるよう、利用の普及啓発に努めます。</p>	保育幼稚園課 学校教育課
(2) 障がいの早期療育	障がいのある未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等、早期療育を行います。	福祉課
(3) 障がい児（者）の地域における生活支援の充実	<p>自立支援事業、地域生活支援事業で個々の状況に応じて効果的な支援を提供します。</p> <p>また、障がいのある子どもの居場所や保護者同士のコミュニケーションの場を確保し、障がい児通所支援施設のほか関係機関等と連携をとりながら、障がいのある子どもが身近な地域社会で安心して過ごせるよう取り組みます。</p>	福祉課
(4) 特別児童扶養手当支給事業	20歳未満で精神または身体に障がいのある子どもを監護・養育している父母や監護者に対して手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。	福祉課
(5) 障害児福祉手当支給事業	重度の心身、知的または精神障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の児童に手当を支給してい	福祉課

	ます。	
(6) 発達障がい、発達の気になる子どもへの支援の連携	<p>発達障がいや発達の気になる子どもや保護者への相談体制を充実させます。保育施設、幼稚園、小学校等への巡回相談を行い、発達が気になる段階から適切な支援を行えるように支援者等に対しての助言、サポートを行います。また、三豊市発達障害等支援連携会議を設置し、関係機関との密接な連携及び支援体制づくりを推進します。</p> <p>発達障がいのある子どもが、保育施設・幼稚園等から小学校・中学校へと就学・進学する際に、家庭、保育施設・幼稚園等、小・中学校間が連携し、安心して円滑に義務教育に接続できるよう取り組みます。</p>	子育て支援課 保育幼稚園課 学校教育課

## 基本目標3. 安心して産み、育てることを見守る体制づくり

### 3-1 妊娠期から乳幼児期等の親子の健康の確保

子育て世代包括支援センター「なないろ」では、母子保健事業を通じて予防的な視点で、全ての妊娠婦・乳幼児・子育て世代を対象とし、必要なサービスの調整や関係機関と連携を行う等して、保護者に寄り添いながら、親や家庭の愛情のもとに子どもが健やかに育つことができるよう支援に努めます。

#### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) 母子健康手帳交付及び保健指導	母性並びに乳幼児の健康の保持増進を図るため、妊娠届により、母子健康手帳を交付します。 妊娠届出時の保健師による全数面接により、支援が必要なハイリスク妊娠婦の把握と支援に努めます。医療機関、関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。	子育て支援課
(2) 妊産婦乳幼児健康診査	妊娠婦及び乳幼児の健康の保持・増進のため、医療機関に委託し、妊娠一般健康診査、妊娠歯科健康診査、新生児聴覚スクリーニング検査、産婦健康診査、乳児一般健康診査、2歳児歯科健康診査を実施し、受診率の向上に努めます。	子育て支援課
(3) 両親学級	妊娠婦及びその家族を対象に、妊娠中の不安を緩和し、健やかに出産・育児に臨めるよう、「パパママ教室」を実施します。	子育て支援課
(4) 妊産婦・乳幼児相談	妊娠・出産・育児への不安を緩和するために、保健師等専門職が妊娠届出時に丁寧な面接を行い、継続的に支援を担当する保健師を紹介します。必要に応じて電話、訪問等で赤ちゃんを迎えるイメージができるよう家族を含めて支援します。また、不安や孤立感を抱える産後間もない時期から子育て期まで相談を継続します。 全ての乳児を対象として「10か月児相談事業」を実施し発達の確認と遊びの幅が広がり楽しく育児ができるよう保育士による相談を行います。健診・相談の機会に助産師による母乳相談も行いま	子育て支援課

	す。	
(5) 産後ケア事業	出産（退院）後、市が委託している医療機関や助産所での宿泊や日帰り、または助産師の訪問にて、母乳のこと、沐浴、赤ちゃんのお世話、産婦のメンタルヘルス等について助産師からケアを受けることが出来ます。	子育て支援課
(6) 家庭訪問	健康状態の把握や育児相談に応じるため、すべての赤ちゃんを対象に乳幼児全戸訪問事業を実施します。要支援児、妊産婦についても、関係機関と連携を図り、家庭訪問を実施します。	子育て支援課
(7) 乳幼児健診の充実	疾病の早期発見、早期対応と子育て支援のため、乳幼児健診（4か月、1歳6か月、3歳）を実施します。 支援が必要なケースの継続支援や、健診未受診者対応等、一層の実施体制の充実に努めます。	子育て支援課
(8) 愛育会育成	事務局として組織の活動を支援し母子保健、健康増進の普及に努めます。保護者と子どもが集うふれあい広場、親子の交流のためのイベントの運営、会員の学びのための研修会開催等について組織と連携を取ります。	子育て支援課
(9) 離乳食講習	乳児期の栄養及び食習慣の基礎を学び実践してもらえるよう、生後1歳未満の子どもの保護者を対象に、栄養士による講義・調理実習を実施します。	子育て支援課
(10) 予防接種	伝染のおそれのある疾病的発生・蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、定期予防接種（ヒブ・小児用肺炎球菌・四種混合・三種混合・二種混合・不活化ポリオ・麻しん風しん（MR）・日本脳炎・BCG・水痘・B型肝炎）、法定外予防接種（おたふく・ロタ）を実施します。 予防接種の必要性について、保護者への普及啓発に努めます。	子育て支援課
(11) My カルテの活用	妊娠期（胎児期）、乳幼児期から将来の生活習慣予防を目的に、三豊・観音寺市医師会、三豊市、観音寺市で作成した My カルテの活用方法を健診の機会等で繰り返し周知します。	子育て支援課 学校教育課

### 3-2 不妊・不育症治療への支援

少子化対策の一環として、子どもが欲しいと願う夫婦に対して不妊治療や不育症治療費の助成を行い、経済的負担を軽減します。

#### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) 不妊・不育症治療費助成事業	子どもを望む夫婦への、不妊治療に係る経済的な支援として、特定不妊治療費の一部助成と一般不妊治療費の一部助成、不育症治療費助成を行い、少子化対策に取り組みます。	子育て支援課

### 3-3 食育の推進

「食」は健康な体づくりのみならず、「食を通じたコミュニケーション」、「地域の伝統文化の伝承」、「自然との共生」等、あらゆる分野にわたり重要な役割を担っています。教育・保育施設や学校における子どもへの食育と、子育て家庭の日々の食事のあり方への啓発等を通して、食育を推進するように努めます。

#### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) 食育の推進	<p>「三豊市食育推進計画」に基づき、食生活改善推進員による地域での食育の取組等、関係機関、地区組織等と連携しながら、草の根的に広がりのある取組を推進します。</p> <p>また、保育施設・幼稚園等、小・中学校でも栄養教諭による指導や、地産地消による安心・安全な給食の提供、農業体験等を通じた食育の取り組みを推進します。</p>	健康課 保育幼稚園課 学校教育課 学校給食課

### 3－4 小児医療の充実

小児医療体制の整備や医療費の助成等により、子どもを安心して生み育てられるための環境整備に努めます。

#### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) 小児医療の体制づくり	本市をはじめ、全国的に小児科医が不足している状態に鑑み、近隣の小児科がある初期～三次医療機関との連携を推進するとともに、小児医療体制の整備について検討します。	健康課
(2) 子ども医療費支給事業	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの医療費の一部を助成することにより、子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ります。	健康課
(3) 小児医療給付制度	子どもの慢性的な病気や障がいを改善させるため、医療給付制度を適切に実施します。 ①未熟児養育医療費支給事業 出生時の体重が2,000グラム以下または生活力が弱いために入院医療が必要な未熟児への医療給付を行います。 ②小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業 特定の対象疾患を持つ子どもで認定基準を満たしていると認められた場合、必要な医療給付を行います。 ③自立支援医療費（育成医療）給付事業 肢体不自由、心臓、視覚、聴覚機能障がい等の疾患を持ち、確実に治療効果が期待できる子どもを対象に医療費の給付を行います。	健康課 福祉課

## 基本目標4. 仕事と生活の調和

### 4-1 多様な働き方の実現と働き方の見直し

近年の核家族化や共働きの増加の影響を考慮して、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進と男性の育児への参加、女性の社会進出のための就労支援等により、子育て家庭の多様なあり方を支援します。

#### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) 男性の働き方の見直しと家事・育児への参画拡大	女性の社会進出が進み、就労形態が多様化している現状に鑑み、ワーク・ライフ・バランスの浸透や男性の育児休業の取得促進等、男性の働き方の見直しと家事・育児への参画拡大をめざし、講演会等を通じて普及啓発に取り組みます。	人権課
(2) 女性の就労支援	依然として出産、育児等を契機に退職せざるを得ない女性が多く、再就職が困難であったり、再就職後不安定な労働条件におかれたりしている現状に鑑み、女性活躍推進事業の紹介等、企業への働きかけや普及啓発に努めます。	人権課

### 4-2 仕事と子育ての両立支援

仕事と子育てを両立できる体制整備のために企業に対して啓発を行うとともに、保育体制の整備・充実を通して、子育て世帯が働きやすく子育てしやすい環境づくりに努めます。

#### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) 企業に対する意識啓発	子育て家庭が仕事と子育てを両立しやすい就労環境を整えるため、三豊市商工会等とも連携を図りながら、子育てを応援する企業を市が支援するための取組を検討・推進します。	産業政策課

<p>(2) 両立支援のための体制整備</p>	<p>子育て家庭で男女がともに充実した家庭・地域・職業生活が送れるよう、保育施設等での保育、幼稚園での預かり保育、放課後児童クラブ、病児・病後児保育等、就労している保護者の子育て支援施策を継続して実施するとともに、さらなる支援体制の充実に努めます。</p> <p>また、仕事と子育ての両立ができるよう、働きやすい職場づくりをめざし、市内企業への普及啓発に努めます。</p>	<p>人権課 子育て支援課 保育幼稚園課</p>
-------------------------	--	----------------------------------

## 基本目標5. 地域における子育て支援の充実

### 5-1 地域における子育て支援サービスの充実

地域での世代間交流や助け合いの精神による支援、児童館・子育て支援拠点等での親子交流事業や子育て家庭同士の交流の促進を通して、子どもが各地域で健やかに育つように支援します。

#### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) ファミリー・サポート・センター事業	地域で育児の援助を受けたい人（おねがい会員）と援助したい人（まかせて会員）が会員となり、子どもの保育施設等への送迎や一時預かり等を行い、地域の中で助け合って子どもを育みます。まかせて会員のさらなる確保に努めるとともに、提供体制や制度内容等の充実を図れるよう検討します。	子育て支援課
(2) 子育てホームヘルプ事業	産前・産後期の家庭に子育てホームヘルパーを派遣し、家事援助や育児援助を行うことで、子育て家庭の負担軽減をはかるとともに、家庭の養育力の育成・向上を支援します。今後は、対象期間等の見直しを含め、必要とする家庭を援助できる支援強化に努めます。 また、利用促進のため一層の普及啓発に努めます。	子育て支援課
(3) 地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が気軽に集い、交流することで、育児への不安を解消すること等を目的として、地域子育て支援センターを実施します。 概ね0歳から3歳までの子どもとその家族を対象とした支援センターやつどいの広場に加え、幅広く子どもたちが利用できる中核拠点としての整備に取り組みます。	子育て支援課
(4) 利用者支援事業	子ども・子育て支援新制度の実施により、ますます子育て支援サービスが多様化する中、個々の保護者のニーズに応じたサービスを提供できるようにするため、基本型に加え、妊娠期から切れ目ない支援を実施することを目的とした母子保健型を実施しています。これにより、子育て世代包括	子育て支援課

	支援センターを開設し、それぞれの状況にふさわしいサービスを選択して円滑に利用できるよう、支援センターと関係機関との連携を推進します。	
(5) 児童館における交流	子ども会等の地域組織、学校、関係機関等と連携しながら、異年齢の子どもたちの交流や地域住民の交流を図ります。	人権課 子育て支援課
(6) 養育支援訪問事業	<p>要支援児童、特定妊婦、要保護児童等、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行う事業を実施します。</p> <p>今後は、保育士や保健師等による訪問・相談が行える体制づくりに努め、支援する家庭に適した養育支援を行っていきます。</p>	子育て支援課
(7) 世代間交流・地域開放の促進	<p>保育施設・幼稚園等において、中学生や高校生の職業体験や地域住民との里山登山体験、老人会との交流等、積極的に地域での世代間交流に取り組みます。</p> <p>また、降園後に親子で遊ぶ場や保護者同士の交流の場としての園庭開放や、地域の公共施設等におたよりを掲示する等、地域開放や地域交流を推進します。今後は、園庭開放での安全利用のための取組を検討します。</p>	保育幼稚園課 学校教育課
(8) 一時預かり事業	<p>保護者の短時間就労や心身の負担の解消等のため、一時的・緊急的な保育が必要となる場合の一時預かりを行います。今後は、預かり時間の拡大等についても検討します。</p> <p>また、幼稚園の通常の教育とは別に、保育が必要な在園児に対する預かり保育を継続して実施します。保育の質の充実に取り組みます。</p>	子育て支援課 保育幼稚園課 学校教育課
(9) 病児保育事業 (病児・病後児保育)	病気の回復期にある乳幼児・児童の一時的な預かりを病院等で実施し、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。今後は、サービス実施施設の充実について検討・推進します。	保育幼稚園課
(10) 子育て短期支援事業	保護者が病気や仕事、育児疲れ等で一時的に子どもの養育が困難になったときに、児童福祉施設等で食事の提供や入浴等の生活援助を受けることができます。サービスを必要とする人のための普及啓発に努めます。	子育て支援課

## 5-2 子どもの健全育成の推進

放課後児童クラブの充実やジュニア・リーダーの育成、子どもの居場所づくり等を通して、様々な環境にある子どもが健やかにたくましく成長できるよう支援します。

## 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) 放課後児童クラブ	保護者が就労や疾病等により、昼間家庭で児童を保育することができない場合、放課後及び長期休業中に放課後児童クラブを実施し、遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。研修や指導による支援員の資質の向上や適切な施設管理による保育環境の向上に努めます。	子育て支援課
(2) 健全育成の環境づくり	家庭・学校・福祉・警察等の関係機関や地域住民とも連携しながら、各種ふれあい活動や講演会等を通して、子どもの健全育成を推進します。	少年育成センター
(3) 地域の人材育成の推進	子ども会活動やジュニア・リーダーによる野外活動・レクリエーション等の活動を通じて、子どもが主体的・自立的に行動できる力を育み、ひいては地域で活躍する児童の中のリーダー育成につなげます。現在、ジュニア・リーダーは地域による偏在がありますが、全市的なジュニア・リーダーの育成をめざします。	生涯学習課
(4) 子どもの居場所づくり	子どもを取り巻く環境が目まぐるしく変わるなか、地域で子どもたちを見守り育てることが大切です。ボランティアや民間団体等が主体的に運営する子どもの居場所づくりを進めます。子ども食堂等の居場所に子どもが集まり、食の提供だけではなく、学習支援や多世代交流を行うことで、子どもの健全な育成の推進を図ります。また、貧困や引きこもり、児童虐待等、問題を抱えた子どもやその家庭の支援を行える関係機関へとつなぐ役割も担っています。	子育て支援課

## 基本目標6. 安心・安全な子育てを支える地域づくり

### 6-1 生活環境の整備

居住環境や道路整備、施設等のバリアフリー等を通して、子どもと子育て家庭が暮らしやすい環境整備に努めます。

#### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) 良好的な居住環境の整備	<p>「三豊市市営住宅ストック総合活用計画」及び「三豊市市営住宅長寿命化計画」に基づき、市営住宅建替えの検討時には、災害対策やバリアフリー等を考慮に入れ、子育て世帯が安心して居住できる環境の整備を実施します。</p> <p>また、公園等が子どもの遊び場や交流・憩いの場として適切に利用できるよう、利用状況を把握しつつ、遊具の点検や修繕を行い、既存施設の整備を図っていきます。</p>	産業政策課 建築住宅課 都市整備課 土地改良課
(2) 安全な道路交通環境の整備	<p>道路整備に当たっては、災害時への対応やバリアフリー化、環境・景観の保全等に配慮し、環境と人にやさしい道づくりを進めます。</p> <p>幹線道路の歩道整備計画を進めるとともに、未就学児が日常定期に集団で移動する経路、通学路においては、関係機関と合同安全点検を実施し危険箇所の解消に取り組みます。</p>	建設港湾課
(3) 「子育てバリアフリー」の推進	<p>子育て家庭の親子が利用する公共施設やスーパーマーケット等の新築や増改築の計画があることが分かった場合には、ベビーコーナーの設置について働きかけます。</p> <p>公共施設の新築、増改築時には、段差のない床等、バリアフリーに配慮した施設づくりを実施するとともに、既存の公共施設等、親子の集う場所へのおむつ交換台の設置に取り組みます。</p>	建築住宅課

## 6-2 安全・安心な地域づくりの推進

子どもを交通事故や犯罪から守るため、保護者をはじめ地域住民・団体と連携し、通学路や生活道路における見守り・支援体制の強化を図るとともに、児童生徒に対する交通安全教育等を推進します。

## 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) 子どもが被害に遭わないためのまちづくり	<p>地域住民による安全安心パトロール隊や子ども地域安全見守り隊の活動を実施していますが、住民参加の地域偏在があるため、参加者の促進に努めます。また、夜間の犯罪を未然に防止し、通学路等の通行の安全を図るため防犯灯の設置・維持管理を実施します。</p> <p>子どもが1日の大半を過ごす場である教育・保育施設については、安全で豊かな環境を確保することが不可欠であるため、施設については非構造部材も含めた耐震化を図るとともに、命を守るために防災訓練を実施します。また、学校遊具を安心して利用できるよう、点検・修理を実施します。</p>	総務課 保育幼稚園課 学校教育課 少年育成センター
(2) 交通安全教育の推進	<p>市内の保育施設・幼稚園等、小・中学校の幼児・児童・生徒を対象に交通安全教室を実施します。警察署や交通指導員、地域ボランティア等と連携し、幼児・児童・生徒に対して交通安全教育を行います。</p>	総務課 保育幼稚園課 学校教育課
(3) チャイルドシートの着用推進	自動車走行中の子どもの安全を確保するため、警察等と連携した保育施設・幼稚園等における啓発・指導を行う等、チャイルドシート着用を啓発し、着用率の向上を図ります。	総務課

# 第7章 量の見込みと確保方策

## 1. 教育・保育提供区域の設定

本市では、認定区分ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（国が定める13事業のうち区域設定の必要な11事業）の提供区域を、次のとおり設定します。

認定区分	区域設定	区域設定の考え方
1号認定（3～5歳）	7区域	就学前教育・保育施設の適正規模と配置等との整合性や利用しやすさの視点の両方を勘案した上で、保護者や子どもが居宅から容易に移動できる中学校区（旧町単位）の7区域とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

事業	提供区域	区域設定の考え方
利用者支援事業	市内全域	現状の提供体制や利用状況を踏まえ、市内全域（1区域）とします。
地域子育て支援拠点事業		
妊婦健康診査		
乳児家庭全戸訪問事業		
養育支援訪問事業		
子育て短期支援事業		
ファミリー・サポート・センター事業		
一時預かり事業		
延長保育事業		
病児・病後児保育事業		
放課後児童健全育成事業		

## 2. 就学前児童への教育・保育事業

就学前児童への教育・保育事業については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設（確保方策）
1号	3～5歳	保育の必要性に該当しない	幼稚園・認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性に該当	保育所・認定こども園・認可外保育施設
3号	0～2歳		保育所・認定こども園・地域型保育事業 認可外保育施設

### ※「地域型保育事業」

定員が概ね19人以下の小規模な施設で、対象年齢は0～2歳児です。家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの事業区分があります。

本市には、小規模保育事業所が3か所（令和2年3月31日時点）あります。

### ※「認可外保育施設」

認可を受けていない保育施設の総称です。保育の必要性等の認定が不要であるため、入所に際しては各施設事業者と保護者の直接契約となります。ただし、認可外保育施設のうち企業主導型保育施設を地域枠で利用する場合には認定が必要となります。

本市には、2か所の企業主導型保育施設があり、国の指針により、認可外保育施設（企業主導型保育施設の地域枠）を「量の見込みと確保方策」（次ページ以降）に設定しています。

## (1) 三豊市全体の量の見込みと確保方策

### (ア) 1号認定（3～5歳／幼稚園・認定こども園を利用）

保育ニーズの高まりを受けて、1号認定については第1期計画期間中の実績は減少傾向にあります、引き続き子育て家庭のニーズを受け止められる施設整備に努めます。なお、確保方策には、次に示す（イ）2号認定（3～5歳／幼稚園を利用）と合わせた数値を記載しています。

（単位：人）

1号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	287	283	262	256	252
確保方策	1,117	1,126	1,126	1,126	1,126

### （イ）2号認定（3～5歳／幼稚園を利用）

2号認定における幼稚園の利用希望は、実際は1号認定の扱いとなります、教育ニーズのある家庭としてとらえられます。その定員は定めていないため、（ア）1号認定の確保方策で満たすものとして計上しています。

（単位：人）

2号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	499	492	478	466	459
確保方策	1号認定で確保				

### （ウ）2号認定（3～5歳／保育所・認定こども園・認可外保育施設を利用）

本市の子どもの人口は減少傾向にありますが、第1期計画期間中の実績は急激な増加となりました。人口推計によると本市の子どもの人口は今後も減少が見込まれますが、共働き世帯の増加や教育・保育の無償化による保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

（単位：人）

2号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	567	560	557	543	535
確保方策	保育所・認定こども園	579	591	604	604
	認可外保育施設	3	3	3	3
	合計	582	594	607	607

## (エ) 3号認定(0~2歳／保育所・認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設を利用)

国の定めにより、0歳と1~2歳の区分で量の見込みと確保方策を検討しています。2号認定同様、保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

(単位：人)

3号認定(0歳)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数(推計値)		194	198	197	195	194
確保方策	保育所・認定こども園	140	149	158	158	158
	地域型保育事業	31	31	31	31	31
	認可外保育施設	6	6	6	6	6
	合計	177	186	195	195	195

(単位：人)

3号認定(1~2歳)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数(推計値)		614	621	629	623	616
確保方策	保育所・認定こども園	579	609	637	637	637
	地域型保育事業	49	49	49	49	49
	認可外保育施設	12	12	12	12	12
	合計	640	670	698	698	698

## (2) 各区域の量の見込みと確保方策

### ●高瀬区域

#### (ア) 1号認定（3～5歳／幼稚園・認定こども園を利用）

(単位：人)

1号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	95	97	97	92	92
確保方策	312	321	321	321	321

#### (イ) 2号認定（3～5歳／幼稚園を利用）

(単位：人)

2号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	82	85	87	80	81
確保方策	1号認定で確保				

#### (ウ) 2号認定（3～5歳／保育所・認定こども園・認可外保育施設を利用）

(単位：人)

2号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	167	169	173	167	166
確保方策	保育所・認定こども園	129	141	141	141

#### (エ) 3号認定（0～2歳／保育所・認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設を利用）

(単位：人)

3号認定（0歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	55	56	56	56	56
確保方策	保育所・認定こども園	39	48	48	48
	地域型保育事業	13	13	13	13
	合計	52	61	61	61

(単位：人)

3号認定（1～2歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	160	167	165	164	163
確保方策	保育所・認定こども園	140	170	170	170
	地域型保育事業	18	18	18	18
	合計	158	188	188	188

## ●山本区域

### (ア) 1号認定（3～5歳／幼稚園・認定こども園を利用）

(単位：人)

1号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	20	16	12	9	10
確保方策	30	30	30	30	30

### (イ) 2号認定（3～5歳／幼稚園を利用）

(単位：人)

2号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	36	32	28	24	25
確保方策	1号認定で確保				

### (ウ) 2号認定（3～5歳／保育所・認定こども園・認可外保育施設を利用）

(単位：人)

2号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	81	78	78	72	72
確保方策	保育所・認定こども園	120	120	120	120
	認可外保育施設	2	2	2	2
	合計	122	122	122	122

### (エ) 3号認定（0～2歳／保育所・認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設を利用）

(単位：人)

3号認定（0歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	18	19	19	18	17
確保方策	保育所・認定こども園	15	15	15	15
	認可外保育施設	3	3	3	3
	合計	18	18	18	18

(単位：人)

3号認定（1～2歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	60	60	60	59	58
確保方策	保育所・認定こども園	75	75	75	75
	認可外保育施設	7	7	7	7
	合計	82	82	82	82

●三野区域

(ア) 1号認定（3～5歳／幼稚園・認定こども園を利用）

(単位：人)

1号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	63	58	55	52	59
確保方策	210	210	210	210	210

(イ) 2号認定（3～5歳／幼稚園を利用）

(単位：人)

2号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	67	61	57	52	55
確保方策	1号認定で確保				

(ウ) 2号認定（3～5歳／保育所・認定こども園・認可外保育施設を利用）

(単位：人)

2号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	100	93	93	91	98
確保方策	保育所・認定こども園	70	70	70	70

(エ) 3号認定（0～2歳／保育所・認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設を利用）

(単位：人)

3号認定（0歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	29	30	30	30	30
確保方策	保育所・認定こども園	20	20	20	20
	地域型保育事業	13	13	13	13
	合計	33	33	33	33

(単位：人)

3号認定（1～2歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	95	101	102	101	100
確保方策	保育所・認定こども園	70	70	70	70
	地域型保育事業	24	24	24	24
	合計	94	94	94	94

## ●豊中区域

## (ア) 1号認定（3～5歳／幼稚園・認定こども園を利用）

(単位：人)

1号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	64	64	59	59	51
確保方策	270	270	270	270	270

## (イ) 2号認定（3～5歳／幼稚園を利用）

(単位：人)

2号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	185	186	182	181	176
確保方策	1号認定で確保				

## (ウ) 2号認定（3～5歳／保育所・認定こども園・認可外保育施設を利用）

(単位：人)

2号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	27	28	25	25	18
確保方策	保育所・認定こども園	30	30	43	43
	認可外保育施設	1	1	1	1
	合計	31	31	44	44

## (エ) 3号認定（0～2歳／保育所・認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設を利用）

(単位：人)

3号認定（0歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	42	42	41	41	41
確保方策	保育所・認定こども園	26	26	35	35
	地域型保育事業	5	5	5	5
	認可外保育施設	3	3	3	3
	合計	34	34	43	43

(単位：人)

3号認定（1～2歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	128	119	127	127	126
確保方策	保育所・認定こども園	124	124	152	152
	地域型保育事業	7	7	7	7
	認可外保育施設	5	5	5	5
	合計	136	136	164	164

●詫問区域

(ア) 1号認定（3～5歳／幼稚園・認定こども園を利用）

(単位：人)

1号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	27	26	21	23	22
確保方策	120	120	120	120	120

(イ) 2号認定（3～5歳／幼稚園を利用）

(単位：人)

2号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	43	39	36	39	37
確保方策	1号認定で確保				

(ウ) 2号認定（3～5歳／保育所・認定こども園・認可外保育施設を利用）

(単位：人)

2号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	167	162	160	160	159
確保方策	保育所・認定こども園	170	170	170	170

(エ) 3号認定（0～2歳／保育所・認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設を利用）

(単位：人)

3号認定（0歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	31	32	32	31	31
確保方策	保育所・認定こども園	20	20	20	20

(単位：人)

3号認定（1～2歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	104	107	108	107	105
確保方策	保育所・認定こども園	90	90	90	90

## ●仁尾区域

### (ア) 1号認定（3～5歳／幼稚園・認定こども園を利用）

(単位：人)

1号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	3	5	4	4	3
確保方策	95	95	95	95	95

### (イ) 2号認定（3～5歳／幼稚園を利用）

(単位：人)

2号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	56	58	58	59	56
確保方策	1号認定で確保				

### (ウ) 2号認定（3～5歳／保育所・認定こども園・認可外保育施設を利用）

(単位：人)

2号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	14	20	20	18	15
確保方策	保育所・認定こども園	40	40	40	40

### (エ) 3号認定（0～2歳／保育所・認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設を利用）

(単位：人)

3号認定（0歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	10	10	10	10	10
確保方策	保育所・認定こども園	10	10	10	10

(単位：人)

3号認定（1～2歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	39	39	39	38	37
確保方策	保育所・認定こども園	40	40	40	40

## ●財田区域

(ア) 1号認定（3～5歳／幼稚園・認定こども園を利用）

(単位：人)

1号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	15	17	14	17	15
確保方策	80	80	80	80	80

(イ) 2号認定（3～5歳／幼稚園を利用）

(単位：人)

2号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	30	31	30	31	29
確保方策	1号認定で確保				

(ウ) 2号認定（3～5歳／保育所・認定こども園・認可外保育施設を利用）

(単位：人)

2号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	11	10	8	10	7
確保方策	保育所・認定こども園	20	20	20	20

(エ) 3号認定（0～2歳／保育所・認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設を利用）

(単位：人)

3号認定（0歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	9	9	9	9	9
確保方策	保育所・認定こども園	10	10	10	10

(単位：人)

3号認定（1～2歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	28	28	28	27	27
確保方策	保育所・認定こども園	40	40	40	40

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じて計画に記載し実施する事業であり、次の13事業が定められています。

地域子ども・子育て支援事業	対象事業
	(1) 利用者支援事業
	(2) 地域子育て支援拠点事業
	(3) 妊婦健康診査
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業
	(5) 養育支援訪問事業
	(6) 子育て短期支援事業
	(7) ファミリー・サポート・センター事業
	(8) 一時預かり事業
	(9) 延長保育事業
	(10) 病児・病後児保育事業
	(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

#### 《次ページ以降の表の単位について》

- ・「人」 …… その事業を利用する「実人数」を表しています。
- ・「人日」 …… その事業を1人の利用者が1年間に利用する日数を表しています。  
例えば、1年間に10日利用する人が10人いる場合は、 $10\text{日} \times 10\text{人} = 100\text{人日}$ となります。
- ・「人回」 …… その事業を1人の利用者が1年間に利用する回数を表しています。  
例えば、1年間に10回利用する人が10人いる場合は、 $10\text{回} \times 10\text{人} = 100\text{人回}$

## (1) 利用者支援事業

子どもやその保護者、または妊娠している者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整等行う事業です。

NPO 法人すぐすぐに委託し事業を実施しています。契約は1カ所となっていますが、同法人が実施している子育て支援拠点事業で相談に応じており、市内全域を網羅できる運営を行っています。引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

(単位：か所)

基本型・特定型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	1	1	1	1	1
(参考) 第1期計画中の 実績値	平成27年度 0	平成28年度 1	平成29年度 1	平成30年度 1	令和元年度 1

(単位：か所)

母子保健型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	1	1	1	1	1
(参考) 第1期計画中の 実績値	平成27年度 0	平成28年度 0	平成29年度 0	平成30年度 0	令和元年度 1

## (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。国が定める開設日数等の実施形態を満たす必要があります。

地域子育て支援センター2ヶ所（高瀬・仁尾）、つどいの広場3ヶ所（山本・豊中・詫間）、出張広場を1ヶ所（三野）で実施しています。市南部地域には地域子育て支援拠点がありませんでしたが、平成27年度より山本地区でのつどいの広場を拠点化し、市南部に居住する親子も利用しやすくなりました。引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

(単位：人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	36,769	36,769	36,769	36,769	36,769
確保方策	36,769	36,769	36,769	36,769	36,769
(参考) 第1期計画中の 実績値	平成27年度 38,906	平成28年度 37,031	平成29年度 38,438	平成30年度 38,422	令和元年度 31,048

※令和元年度は見込み値。

### (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊娠届出時に母子保健ガイドブックに綴じられている妊婦一般健康診査受診票を14枚交付し受診の必要性等について啓発しています。また、受診状況と受診結果を把握し、個別支援の必要な妊婦へは妊娠中に電話または訪問による保健指導を行なっています。引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	対象人数（人）	370	360	350	340	330
	健診回数（回）	4,144	4,032	3,920	3,808	3,696
(参考) 第1期計画中の実績値		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	対象人数（人）	329	446	420	361	360
	健診回数（回）	3,602	4,989	4,769	4,402	4,032

※令和元年度は見込み値。

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる世帯すべての家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う事業です。

三豊市では、妊娠届出時の情報から、継続支援が必要なケースには保健師が訪問し、家庭の状況等背景を把握したり、事業の一部を香川県助産師会に委託しています。引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		388	381	372	362	352
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
(参考) 第1期計画中の実績値	329	416	403	384	356	

※令和元年度は見込み値。

## (5) 養育支援訪問事業

児童への虐待や育児不安を抱えている等、養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。

三豊市社会福祉協議会へ家事支援を委託しています。すべての子どもの健やかな育ちが約束されるよう、引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4	5	5	5	5
確保方策	4	5	5	5	5
(参考) 第1期計画中の 実績値	平成27年度 1	平成28年度 1	平成29年度 3	平成30年度 3	令和元年度 1

※令和元年度は見込み値。

## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイとは、病気や看護、冠婚葬祭、育児疲れ等で一時的に子どもの養育が困難となった場合、児童福祉施設等で子どもを預かる事業です。

また、トワイライトステイとは、保護者が仕事等により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、夕食、入浴の世話等を行う事業です。

現在、三豊市では、両事業とも市外の4施設に事業を委託して実施しています。引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

(単位：人日)

ショートステイ	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保方策	10	10	10	10	10
(参考) 第1期計画中の 実績値	平成27年度 0	平成28年度 0	平成29年度 0	平成30年度 6	令和元年度 8

※令和元年度は見込み値。

(単位：人日)

トワイライトステイ	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3
(参考) 第1期計画中の 実績値	平成27年度 12	平成28年度 3	平成29年度 0	平成30年度 0	令和元年度 1

※令和元年度は見込み値。

## (7) ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）

乳幼児や小学生までの児童を持つ保護者を「おねがい会員」とし、児童の預かり等の援助を行う「まかせて会員」との相互援助活動を調整、実施する活動です。

低学年では、小学校や放課後児童クラブの迎えが多く、次いで、習い事の送迎が多くなっています。高学年では、習い事の送迎が多く、次いで、小学校や放課後児童クラブの迎えが多くなっています。当該事業の趣旨と目的が周知され、事業の利用が拡大するように、引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

(単位：人日)

低学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	568	568	568	568	568
確保方策	568	568	568	568	568
(参考) 第1期計画中の 実績値	平成27年度 751	平成28年度 711	平成29年度 483	平成30年度 625	令和元年度 271

※令和元年度は見込み値。

(単位：人日)

高学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	277	277	277	277	277
確保方策	277	277	277	277	277
(参考) 第1期計画中の 実績値	平成27年度 178	平成28年度 236	平成29年度 199	平成30年度 393	令和元年度 379

※令和元年度は見込み値。

## (8) 一時預かり事業

国の定めにより、①幼稚園における在園児を対象とした預かり保育と、②幼稚園における預かり保育以外の一時預かりの区分で、量の見込みと確保方策を設定しています。

### ①幼稚園における在園児を対象とした預かり保育

幼稚園で通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合の事業です。

入園児数の減少に伴い、第1期計画期間中における実績値は平成28年度から減少傾向にあります。幼稚園利用者の預かりのニーズに応えられるよう、引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	76,312	76,312	76,312	76,312	76,312
確保方策	76,312	76,312	76,312	76,312	76,312
(参考) 第1期計画中の 実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	78,333	82,891	77,843	72,561	69,932

※令和元年度は見込み値。

### ②幼稚園における預かり保育以外の一時預かり

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育施設、認可外保育施設、地域子育て支援拠点施設、ファミリー・サポート・センター事業等において、一時的な預かりを行う事業です。引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,504	3,504	3,504	3,504	3,504
確保方策	3,504	3,504	3,504	3,504	3,504
(参考) 第1期計画中の 実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	3,130	3,426	3,825	3,475	3,806

※令和元年度は見込み値。

## (9) 延長保育事業

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園等で保育を実施する事業です。

令和元年度までは各施設の自主事業であったため実績値はありませんが、令和2年度から認定こども園が開設されるに伴い、当該事業が開始されます。今後は、子育て家庭のニーズに応じて事業の拡大を視野に運営を行います。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	20	20	20	30	30
確保方策	20	20	20	30	30
(参考) 第1期計画中の 実績値	平成27年度 -	平成28年度 -	平成29年度 -	平成30年度 -	令和元年度 -

## (10) 病児・病後児保育事業

子どもが発熱等の急な病気となったときや、その回復期に、保育所等の専用スペースで保育を行う事業です。

三豊市では、市外の三豊総合病院に事業を委託して実施していますが、ニーズの高まりを受け止めるため、近隣自治体の小児科医、病児・病後児保育との連携を図る等、提供体制の確保に努めるとともに、市内での実施について検討していきます。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	90	90	90	90	90
確保方策	90	90	90	90	90
(参考) 第1期計画中の 実績値	平成27年度 82	平成28年度 138	平成29年度 86	平成30年度 58	令和元年度 90

※令和元年度は見込み値。

## (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が仕事で昼間に自宅にいない等、放課後、子どもだけで過ごす状況の小学生を預かり、生活の場や適切な遊びの場を提供するサービスです。

三豊市では、市内 20 クラブ（公営 10 クラブ、民営 10 クラブ）で実施しており、利用人数も増加傾向にあります。共働き世帯やひとり親家庭等のニーズに応えられる保育の充実と、子どもが放課後を安心・安全に楽しく過ごせる遊びと生活の場となるよう、放課後児童支援員の資質向上に努めます。また、民間ノウハウの活用により、多様な体験や地域との交流活動を行う等、児童クラブの充実を図り、保護者が安心して就労できる環境を整えます。

(単位：人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	1,282	1,293	1,301	1,291	1,278
1 年生（人）	299	299	304	304	304
2 年生（人）	289	289	289	280	283
3 年生（人）	241	241	241	241	241
4 年生（人）	241	240	240	240	240
5 年生（人）	140	152	152	151	151
6 年生（人）	72	72	75	75	59
確保方策	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
(参考) 第 1 期計画中の 実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	1,072	1,080	1,092	1,142	1,225

※令和元年度は見込み値。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難な家庭の子どもや多子家庭に対し、保育所や幼稚園、認定こども園等において保護者が実費で支払う日用品や文房具、副食材料費等の費用の一部を補助する事業です。

三豊市では、令和元年10月から開始されている幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所・幼稚園等を利用する3～5歳児の給食費（主食費・副食費）の無償化を実施しています。

## (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量を拡大するため、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園において特別な支援が必要な子どもの受入体制構築の支援を行う事業です。

三豊市では、現在のところ計画期間中に実施の予定はありません。

# 第8章 計画の推進体制

## 1. 子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援に係る全般的な協議及び情報共有と、計画の進捗状況の確認・評価・見直し等のために、定期的に子ども・子育て会議を開催します。

## 2. 庁内体制の整備

子育て支援課を中心に、子育て支援に関わる関係部局が連携・協力できるように、庁内横断的な体制を構築し、様々な子育て支援に積極的に取り組みます。

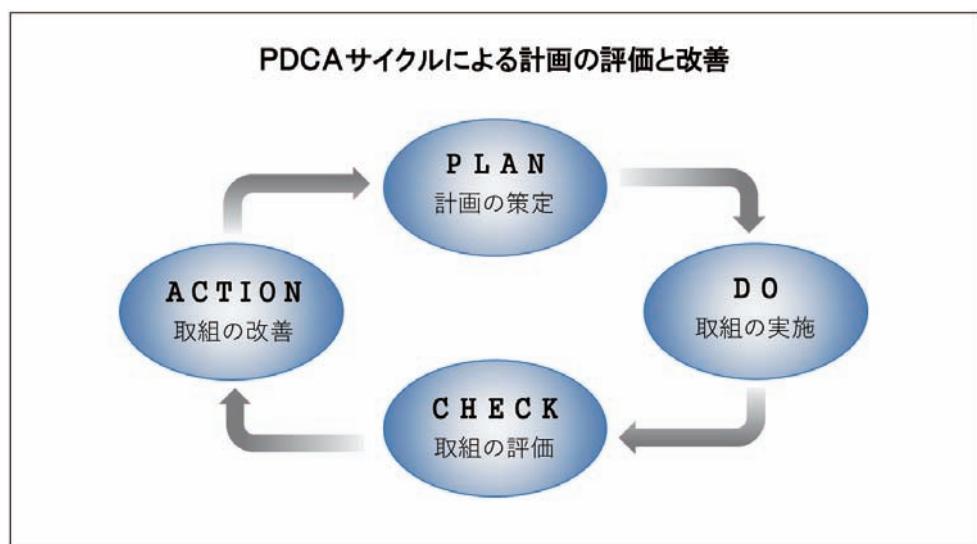
## 3. 地域における取り組みや活動の連携

保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関・団体による地域活動を核としつつ、NPOやボランティア団体等の子育て支援団体の育成を図りながら、地域での子育て支援を進めます。

また、地域全体で主体的に子育て支援に取り組むために、市民が子育て支援に関わる共通認識を持てるよう、計画の理念や内容についての広報・啓発に努めます。

## 4. PDCAサイクルによる検証

PDCAサイクルにより、数値目標や評価指標を関係各課で年度ごとに検証します。また、各種事業や施策の進捗状況、事後の達成度・取組状況を評価することで、事業や施策の更なる展開や見直しにつなげることとします。



# 資料

## 1. 三豊市子ども・子育て会議条例

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、三豊市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

### (組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

学識経験を有する者

法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

子どもの保護者

事業主団体の代表者

労働者団体の代表者

公募に応じた市民

前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再委嘱され、又は再任されることができる。

### (専門委員)

第5条 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

### (会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員及び議事に關係のある専門委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、委員及び議事に關係のある専門委員のうち会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、關係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員又は専門委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、前条第1項中「子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）」とあるのは「部会」と、同項並びに同条第3項及び第4項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「会議」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日) この条例は、平成25年7月1日から施行する。（以下、略）

## 2. 三豊市子ども・子育て会議 委員名簿

区分	氏名	所属等
学識経験者	元井 一郎	四国学院大学文学部
	則久 郁代 (令和2年2月28日まで)	三豊市教育委員会
	松田 真喜子 (令和2年2月29日から)	
子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	安藤 紳一	三豊市立小・中学校校長会
	石川 真弓	三豊市幼稚園長会
	島田 雅子	三豊保育研究会
	田井 清	NPO 法人チャイルドハウスみとよ
子どもの保護者	和田 英晃	三豊市PTA連絡協議会
	平尾 俊文	三豊市PTA連絡協議会(幼稚園)
	宮内 貴浩	保育所保護者代表
事業主団体の代表者	新延 修	三豊市商工会
労働者団体の代表者	米田 健	西讃地区労働者福祉協議会
公募に応じた市民	名越映理子	—
	宮崎みどり	—
市長が必要と認める者	前田 昭文	三豊市民生委員・児童委員協議会
	田尾 弘子	三豊市愛育会

※【任期】令和元年8月1日～令和3年7月31日

### 3. 計画策定の経緯

年度	月日	内容
平成 30 年度	12 月 18 日	第 20 回子ども・子育て会議 ・市民ニーズ調査について
	1 月 17 日～ 1 月 31 日	市民ニーズ調査の実施
	3 月 20 日	第 21 回子ども・子育て会議 ・市民ニーズ調査の結果及び分析について ・「みとよ すぐすく子育てサポートプラン」の進捗状況について
令和元年度	8 月 23 日	第 22 回子ども・子育て会議 ・「みとよ すぐすく子育てサポートプランⅡ（仮称）」の策定について ・特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員の設定について
	11 月 12 日	第 23 回子ども・子育て会議 ・ニーズ量の推計と目標量の設定について ・「みとよ すぐすく子育てサポートプランⅡ（仮称）」の骨子案について
	12 月 25 日	第 24 回子ども・子育て会議 ・「みとよ すぐすく子育てサポートプランⅡ（仮称）」の素案について
	1 月 10 日～ 2 月 10 日	パブリックコメントの実施
	2 月 25 日	第 25 回子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの結果について ・「みとよ すぐすく子育てサポートプランⅡ（仮称）」の計画案について
	3 月 25 日	第 26 回子ども・子育て会議 ・「みとよ すぐすく子育てサポートプランⅡ」の最終案について

## 4. 子どもの人口推計（区域別）

参考資料として、区域別の人口推計を付しておきます。

### ◆子どもの人口推計（高瀬区域）◆

	実績	本計画期間中の推計						増減率(%)
		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0歳	104	95	94	92	91	89	▲ 14.4	
1歳	99	110	101	100	98	97	▲ 2.0	
2歳	124	103	116	106	105	102	▲ 17.7	
3歳	114	127	107	119	109	108	▲ 5.3	
4歳	102	116	129	109	121	110	7.8	
5歳	131	102	116	130	110	122	▲ 6.9	
就学前児童 計	674	653	663	656	634	628	▲ 6.8	
6歳	122	135	105	120	133	112	▲ 8.2	
7歳	123	123	136	105	120	135	9.8	
8歳	112	122	123	136	105	120	7.1	
9歳	118	113	123	123	137	105	▲ 11.0	
10歳	127	117	112	122	122	136	7.1	
11歳	132	128	118	113	123	123	▲ 6.8	
小学生児童 計	734	738	717	719	740	731	▲ 0.4	
12歳	99	131	128	119	111	124	25.3	
13歳	141	101	132	128	119	111	▲ 21.3	
14歳	151	139	103	131	128	114	▲ 24.5	
中学生 計	391	371	363	378	358	349	▲ 10.7	
15歳	136	154	141	103	136	128	▲ 5.9	
16歳	143	142	163	149	103	144	0.7	
17歳	144	143	140	161	148	104	▲ 27.8	
高校生 計	423	439	444	413	387	376	▲ 11.1	
合計	2,222	2,201	2,187	2,166	2,119	2,084	▲ 6.2	

資料：住民基本台帳（平成27～31年の各年4月1日時点）をもとに推計（コーホート変化率）

増減率：平成31年と令和6年の人口を比較している。

◆子どもの人口推計（山本区域）◆

	実績	本計画期間中の推計						増減率(%)
		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0歳	35	38	37	37	36	35	35	0.0
1歳	36	36	39	38	38	37	37	2.8
2歳	52	36	35	39	37	37	37	▲ 28.8
3歳	43	52	35	35	39	37	37	▲ 14.0
4歳	45	42	51	34	34	38	38	▲ 15.6
5歳	57	45	42	51	34	34	34	▲ 40.4
就学前児童 計	268	249	239	234	218	218	218	▲ 18.7
6歳	50	59	46	43	53	36	36	▲ 28.0
7歳	45	50	59	46	43	52	52	15.6
8歳	68	45	50	59	46	43	43	▲ 36.8
9歳	54	67	44	49	58	46	46	▲ 14.8
10歳	53	54	67	44	49	58	58	9.4
11歳	51	53	54	67	44	48	48	▲ 5.9
小学生児童 計	321	328	320	308	293	283	283	▲ 11.8
12歳	67	51	51	54	63	41	41	▲ 38.8
13歳	43	68	63	53	53	63	63	46.5
14歳	50	44	49	53	53	55	55	10.0
中学生 計	160	163	163	160	169	159	159	▲ 0.6
15歳	44	50	50	70	48	53	53	20.5
16歳	51	43	48	42	69	52	52	2.0
17歳	51	51	51	48	41	66	66	29.4
高校生 計	146	144	149	160	158	171	171	17.1
合計	895	884	871	862	838	831	831	▲ 7.2

資料：住民基本台帳（平成 27～31 年の各年 4 月 1 日時点）をもとに推計（コードホート変化率）

増減率：平成 31 年と令和 6 年の人口を比較している。

## ◆子どもの人口推計（三野区域）◆

	実績	本計画期間中の推計						増減率(%)
		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0歳	67	63	63	61	59	57	▲ 14.9	
1歳	51	70	67	67	64	62	21.6	
2歳	78	52	72	68	68	65	▲ 16.7	
3歳	79	79	53	72	69	69	▲ 12.7	
4歳	73	81	81	54	74	71	▲ 2.7	
5歳	72	73	81	81	54	74	2.8	
就学前児童 計	420	418	417	403	388	398	▲ 5.2	
6歳	77	73	74	82	82	55	▲ 28.6	
7歳	93	77	73	74	82	81	▲ 12.9	
8歳	80	94	77	74	75	83	3.8	
9歳	76	79	93	77	73	75	▲ 1.3	
10歳	88	76	79	93	76	73	▲ 17.0	
11歳	82	88	76	79	93	76	▲ 7.3	
小学生児童 計	496	487	472	479	481	443	▲ 10.7	
12歳	74	82	88	74	79	93	25.7	
13歳	105	74	78	90	76	79	▲ 24.8	
14歳	76	105	76	83	90	74	▲ 2.6	
中学生 計	255	261	242	247	245	246	▲ 3.5	
15歳	113	76	107	76	83	90	▲ 20.4	
16歳	90	113	78	107	75	82	▲ 8.9	
17歳	108	88	108	77	106	75	▲ 30.6	
高校生 計	311	277	293	260	264	247	▲ 20.6	
合計	1,482	1,443	1,424	1,389	1,378	1,334	▲ 10.0	

資料：住民基本台帳（平成 27～31 年の各年 4 月 1 日時点）をもとに推計（コートホート変化率）

増減率：平成 31 年と令和 6 年の人口を比較している。

◆子どもの人口推計（豊中区域）◆

	実績	本計画期間中の推計						増減率(%)
		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0歳	73	84	82	81	79	77	5.5	
1歳	100	72	83	81	80	78	▲ 22.0	
2歳	84	102	72	84	83	82	▲ 2.4	
3歳	86	85	103	74	85	83	▲ 3.5	
4歳	103	88	87	106	75	87	▲ 15.5	
5歳	89	106	91	89	108	77	▲ 13.5	
就学前児童 計	535	537	518	515	510	484	▲ 9.5	
6歳	108	89	106	90	88	108	0.0	
7歳	86	106	89	105	89	87	1.2	
8歳	100	87	107	89	106	89	▲ 11.0	
9歳	89	100	87	107	89	106	19.1	
10歳	93	89	100	87	107	89	▲ 4.3	
11歳	85	93	89	100	87	107	25.9	
小学生児童 計	561	564	578	578	566	586	4.5	
12歳	101	84	92	89	100	87	▲ 13.9	
13歳	99	101	83	91	89	101	2.0	
14歳	93	99	103	83	90	89	▲ 4.3	
中学生 計	293	284	278	263	279	277	▲ 5.5	
15歳	100	91	96	97	83	90	▲ 10.0	
16歳	115	100	90	95	98	82	▲ 28.7	
17歳	118	115	101	89	94	98	▲ 16.9	
高校生 計	333	306	287	281	275	270	▲ 18.9	
合計	1,722	1,691	1,661	1,637	1,630	1,617	▲ 6.1	

資料：住民基本台帳（平成 27～31 年の各年4月1日時点）をもとに推計（コーカス変化率）

増減率：平成 31 年と令和 6 年の人口を比較している。

## ◆子どもの人口推計（詫問区域）◆

	実績	本計画期間中の推計						増減率(%)
		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0歳	64	69	67	64	62	60	▲ 6.3	
1歳	75	67	72	69	67	65	▲ 13.3	
2歳	67	75	67	72	70	68	1.5	
3歳	81	70	78	71	75	73	▲ 9.9	
4歳	88	81	70	78	71	76	▲ 13.6	
5歳	107	89	82	71	79	72	▲ 32.7	
就学前児童 計	482	451	436	425	424	414	▲ 14.1	
6歳	94	109	91	84	73	81	▲ 13.8	
7歳	112	93	107	90	83	72	▲ 35.7	
8歳	96	111	91	105	89	82	▲ 14.6	
9歳	93	96	111	91	105	88	▲ 5.4	
10歳	101	90	93	108	89	102	1.0	
11歳	74	101	90	93	108	90	21.6	
小学生児童 計	570	600	583	571	547	515	▲ 9.6	
12歳	108	73	101	89	95	108	0.0	
13歳	97	108	73	101	90	95	▲ 2.1	
14歳	97	97	113	73	101	89	▲ 8.2	
中学生 計	302	278	287	263	286	292	▲ 3.3	
15歳	120	97	96	108	73	101	▲ 15.8	
16歳	132	152	120	125	138	93	▲ 29.5	
17歳	162	127	146	119	118	133	▲ 17.9	
高校生 計	414	376	362	352	329	327	▲ 21.0	
合計	1,768	1,705	1,668	1,611	1,586	1,548	▲ 12.4	

資料：住民基本台帳（平成27～31年の各年4月1日時点）をもとに推計（コードホート変化率）

増減率：平成31年と令和6年の人口を比較している。

◆子どもの人口推計（仁尾区域）◆

	実績	本計画期間中の推計						増減率(%)
		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0歳	19	21	20	20	19	18	▲ 5.3	
1歳	29	21	23	22	22	21	▲ 27.6	
2歳	26	31	23	25	23	24	▲ 7.7	
3歳	25	27	32	24	26	25	0.0	
4歳	22	25	27	32	24	26	18.2	
5歳	38	22	25	27	32	24	▲ 36.8	
就学前児童 計	159	147	150	150	146	138	▲ 13.2	
6歳	38	38	22	25	27	32	▲ 15.8	
7歳	38	38	38	22	25	27	▲ 28.9	
8歳	47	38	39	39	22	25	▲ 46.8	
9歳	42	47	38	39	39	22	▲ 47.6	
10歳	31	43	48	39	40	40	29.0	
11歳	37	31	43	49	39	40	8.1	
小学生児童 計	233	235	228	213	192	186	▲ 20.2	
12歳	57	37	31	45	47	36	▲ 36.8	
13歳	48	56	34	32	42	48	0.0	
14歳	59	48	59	34	32	45	▲ 23.7	
中学生 計	164	141	124	111	121	129	▲ 21.3	
15歳	61	58	45	54	34	32	▲ 47.5	
16歳	59	62	60	48	57	36	▲ 39.0	
17歳	52	59	63	59	53	57	9.6	
高校生 計	172	179	168	161	144	125	▲ 27.3	
合計	728	702	670	635	603	578	▲ 20.6	

資料：住民基本台帳（平成 27～31 年の各年 4 月 1 日時点）をもとに推計（コーホート変化率）

増減率：平成 31 年と令和 6 年の人口を比較している。

## ◆子どもの人口推計（財田区域）◆

	実績	本計画期間中の推計						増減率(%)
		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0歳	19	18	18	17	16	16	16	▲ 15.8
1歳	23	18	17	17	16	15	15	▲ 34.8
2歳	11	25	19	18	18	17	17	54.5
3歳	24	11	24	18	17	17	17	▲ 29.2
4歳	22	24	11	24	18	17	17	▲ 22.7
5歳	29	22	24	11	24	18	18	▲ 37.9
就学前児童 計	128	118	113	105	109	100	100	▲ 21.9
6歳	24	29	22	24	11	24	24	0.0
7歳	23	24	28	22	24	11	11	▲ 52.2
8歳	30	24	25	29	22	25	25	▲ 16.7
9歳	28	30	24	25	29	22	22	▲ 21.4
10歳	39	28	30	24	25	29	29	▲ 25.6
11歳	27	39	28	29	24	25	25	▲ 7.4
小学生児童 計	171	174	157	153	135	136	136	▲ 20.5
12歳	34	27	39	25	32	26	26	▲ 23.5
13歳	31	34	24	37	28	32	32	3.2
14歳	40	31	38	29	37	30	30	▲ 25.0
中学生 計	105	92	101	91	97	88	88	▲ 16.2
15歳	30	40	28	33	29	37	37	23.3
16歳	31	29	42	30	34	26	26	▲ 16.1
17歳	28	31	25	42	30	35	35	25.0
高校生 計	89	100	95	105	93	98	98	10.1
合計	493	484	466	454	434	422	422	▲ 14.4

資料：住民基本台帳（平成27～31年の各年4月1日時点）をもとに推計（コートホート変化率）

増減率：平成31年と令和6年の人口を比較している。

## みとよ すくすく子育てサポートプランⅡ

(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月

【編集・発行】 三豊市 健康福祉部 福祉事務所 子育て支援課

〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間2373番地1

TEL 0875-73-3016 FAX 0875-73-3023





三 豊 市